荒川区学校教育ビジョン

（令和６年度～令和８年度）

全力で育てます！　未来社会の守護者たち

学びの推進プラン

第３期　令和６年度～令和８年度

荒川区教育委員会

令和６年３月

目　次

Ⅰ　「荒川区学校教育ビジョン」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　1　「荒川区学校教育ビジョン」の改訂の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　2　「荒川区学校教育ビジョン」における中長期目標・・・・・・・・・・・・・2
　3　「荒川区学校教育ビジョン」における重点項目・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅱ　「荒川区学校教育ビジョン　学びの推進プラン」について・・・・・・・・・5
　1　「学びの推進プラン」策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　2　「学びの推進プラン」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　3　「学びの推進プラン」の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　4　「学びの推進プラン」第２期の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　5　第３期の重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　6　持続可能な開発目標（SDGｓ）との関わり・・・・・・・・・・・・・・３０
　7　「学びの推進プラン」の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　8　重点推進目標及び推進目標における取組・・・・・・・・・・・・・・・３５
　　1　夢につながる主体的な学びを推進する・・・・・・・・・・・・・・・３５
　　2　こころとからだの健全な育成を図る・・・・・・・・・・・・・・・・５３
　　3　体験的な学習活動をとおして、よりよい未来社会を築く・・・・・・６７
　　4　教師が育つ学校をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
　　5　学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる・・７９
　　6　良好な教育環境と体制を整える・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

Ⅰ　「荒川区学校教育ビジョン」について

１　「荒川区学校教育ビジョン」の改訂の経緯

教育委員会では、「教育の目指すところは、区民の夢や心を育み区民を幸せにすることである」との基本的な認識に立ち、変化の激しい社会にあっても子どもたちがたくましく生きる力を培い、地域社会の構成員として信頼と尊敬を得られる人間性豊かな区民として成長することを期待し、平成 19 年に策定された荒川区基本構想を受け、「子育て教育都市」を実現するため、学校教育の在り方や施策の方向性を示すことを目的に同年３月「荒川区学校教育ビジョン」を策定した。

そして、平成 20 年３月には、「荒川区学校教育ビジョン」で示した方向性を具体化するため、平成 20 年度を初年度とした３年間を計画期間とする推進計画として「荒川区学校教育ビジョン第１期推進プラン」を策定した。続いて、平成 23 年３月に平成 23 年度から平成 25 年度までを計画期間とする「第２期推進プラン」を策定し、学校教育に関する施策を着実に実施するとともに、年度ごとに「点検・評価」を行い、次年度の施策展開に反映させることによって、学校教育の一層の充実を図ってきた。

その後、平成 26 年度から３年間を計画期間とする「第３期推進プラン」を策定し、「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向け、「推進プラン」の着実な実施と、その点検・評価をとおして、学校教育の充実と質の向上に取り組んできた。

こうした中、平成 27 年４月１日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、区における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、荒川区総合教育会議における議論を踏まえ、平成 28 年３月に、区長により「荒川区教育に関する大綱」が策定された。

そして基本理念として「未来を拓きたくましく生きる子どもの育成と学びのまちあらかわの実現」を掲げる「荒川区教育に関する大綱」を踏まえ、平成 29 年３月に文部科学省より告示された新たな学習指導要領を基に、学力の向上、学校図書館やＩＣＴ機器の活用、英語教育の充実、人権教育や道徳教育、伝統・文化理解教育、体験教育の充実、教育相談の充実、体力づくり、魅力ある教師の育成、地域社会に開かれた学校教育、教育環境の整備と拡充など、様々な観点でこれまでの「荒川区学校教育ビジョン」における成果と課題を分析※し、今後の方向性を明らかにした上で、教育委員会は平成 29 年３月に平成 29 年度から令和８年度の 10 年間を計画期間とする新たな「荒川区学校教育ビジョン」として改訂した。

※【成果と課題を分析】平成 19 年度に策定した「荒川区学校教育ビジョン（平成 19 年度～平成 28 年度）」における成果や課題等の詳細については、平成 29 年度に改訂した、新たな「荒川区学校教育ビジョン（平成 29 年度～令和８年度）」に記載し、荒川区ホームページに掲載した。ＵＲＬは下記のとおり。
https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a049/kyouiku-seishounen/gakkou/kyouikubijon.html

２　「荒川区学校教育ビジョン」における中長期目標

【中長期目標】未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する

学校教育ビジョンを策定してから 10 年、教育委員会は様々な教育施策を展開してきた。その間、わが国における子どもを取り巻く状況も大きく変化しており、教育の世界も新たな課題に直面している。

21 世紀におけるグローバル化の波や刻々と変化する世界の情勢等予測できない未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程をとおして、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要である。

また、このような社会の情勢に目を向けながらも、教育においては、基礎的・基本的な知識・技能の定着などの小・中学校における教育の根幹の普遍的部分を常に意識していくことが必要である。そして、それとともに、変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、就学前教育も大切にしながら、必要な資質･能力をしっかりと育んでいくことが求められている。これは、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」においても示されており、荒川区としてもこうした教育を取り巻く状況を踏まえていくことが大切である。

これらの課題解決に向けて教育施策を推進していくには、子どもが自らの人生を切り拓き、たくましく生きる力を培うことが今後も引き続き必要となっている。そこで、「荒川区学校教育ビジョン」の中長期目標を、引き続き「未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する」とした。そして、「荒川区学校教育ビジョン」に基づき、10年間実施してきた成果と課題を踏まえ、「子ども一人ひとりのよさを伸ばし、学ぶ力を高める」、「多様性を尊重し、豊かな感性と創造力を育む」、「基本的な生活習慣を形成し、健全な心身を培う」の３つの視点で、「荒川区学校教育ビジョン」の方向性を示すこととした。

３　「荒川区学校教育ビジョン」における重点項目

「学校教育ビジョン」では、中長期目標及び３つの方向性を達成するための方策として、６本の施策の柱を立てており、施策の柱ごとに新設項目とともに重点項目を設定し、次のように特に推進する施策を明らかにしている。

１　夢につながる主体的な学びを推進する

（１）主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る
（２）＜**重点**＞学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む
（３）＜**重点**＞ＩＣＴ機器を活用し、21 世紀型能力を身に付ける
（４）＜**重点**＞英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する
（５）放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける
（６）すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う

２　こころとからだの健全な育成を図る

（１）＜**重点**＞互いに認め合う教育を推進する
（２）＜**重点**＞道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める
（３）＜**重点**＞いじめをゆるさない子どもを育てる
（４）すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる
（５）スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める
（６）＜**重点**＞基本的な生活習慣を形成する

３　体験的な学習活動をとおして、よりよい未来社会を築く

（１）＜**重点**＞将来への目的意識を学ぶキャリア教育を推進する
（２）＜**重点**＞自然体験をとおして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる
（３）日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる
（４）世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する

４　教師が育つ学校をつくる

（１）＜**重点**＞校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する
（２）教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる
（３）＜**重点**＞研修を充実し、教師の向上心を高める
（４）教師が子どもと向き合う時間を確保する

５　学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる

（１）学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする
（２）＜**重点**＞家庭の教育力を高める
（３）＜**重点**＞地域と連携し、社会に貢献する心を培う
（４）学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う
（５）幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める

６　良好な教育環境と体制を整える

（１）＜**重点**＞すべての子どもが安心できる環境を整備する
（２）安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する
（３）企業や大学と連携して多様な人材活用を図る
（４）＜**重点**＞学校施設の大規模改修等を計画的に進める
（５）良好な教育環境を整備する

Ⅱ　「荒川区学校教育ビジョン　学びの推進プラン」について

１　「学びの推進プラン」策定の経緯

平成 29 年３月、教育委員会は、平成 19 年度に策定した「荒川区学校教育ビジョン」の 10 年の計画期間を経て、次の 10 年に向けて教育の方向性を整理し、新たな教育施策として推進するために、「荒川区学校教育ビジョン」を改訂した。この、新たな「荒川区学校教育ビジョン」は、荒川区のすべての区立小・中学校が学校経営の基本とする大きな柱であると同時に、荒川区で学ぶすべての児童・生徒とその保護者、地域に対する教育委員会の公約（マニフェスト）である。

荒川区で学び育つすべての子どもたちが自分のよさをしっかりと見据え、他人のよさも認め合う前向きで心優しい人間に育ってほしい、将来に夢と志をもってたくましく生きる人間になってほしい、これからの荒川区を、日本を、世界を支える人材に育ってほしいという願いを込めて、「荒川区学校教育ビジョン」をこれからの荒川区の学校教育の礎（いしずえ）と位置付けた。

また、小学校では令和２年度から、中学校では令和３年度から全面実施されている学習指導要領の改訂の基本方針には以下の内容が示されている。

○　よりよい教育課程を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、学校において、必要な教育内容を明確にしながら、社会との連携・協働によって学校教育の実現を図ることを目指す社会に開かれた教育課程の実現
○　「何を知っているか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確にした上で、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の推進
○　教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを確立し、教科等横断的な学習の充実

さらに、教育内容の視点からは、新たに取り組むこと、これからも重視することとして以下の内容が示されている。

○　言語能力の確実な育成 ○　理数教育の充実 ○　伝統や文化に関する教育の充実 ○　情報活用能力の充実	○　道徳教育の充実 ○　体験活動の充実 ○　外国語教育の充実

学習指導要領は、荒川区学校教育ビジョンの各方向性や施策の柱とも通ずる部分が多々あることから、教育委員会としては、国の方向性を踏まえつつ、「未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する」という荒川区学校教育ビジョンに掲げた中長期目標を達成するために、荒川区学校教育ビジョンの内容に沿って教育施策を立案し、推進していく。そして、「教育の目指すところは、区民の夢や心を育み区民を幸せにすることである」との教育委員会としての基本的な認識に立ち、「荒川区学校教育ビジョン　学びの推進プラン」を策定し、今後の具体の教育施策について、荒川の子どもたちのために着実に推進していく。

２　「学びの推進プラン」の概要

「荒川区学校教育ビジョン　学びの推進プラン」は、ビジョンに示されている中長期目標を達成するために、ビジョンの３つの方向性に沿いながら、６本の施策の柱を推進していくための具体の取組内容を示したものである。

ビジョンの精神に則り、一つ一つの施策について具体化したものを、区立幼稚園・こども園と連携を図りながら、小・中学校で実施していくことによって、「未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する」ことにつながっていく。そのため、「学びの推進プラン」においては、ビジョンの６本の施策の柱に沿って重点推進目標及び推進目標を設定し、それぞれの取組内容を記載した。

教育委員会は、それぞれの取組の所管課と連携を図りながら、学校や地域、児童・生徒の実態に応じて取組が進むよう全力を挙げて学校を支援していく。そして、各学校においては、各所管課との連携を密に図りながら、「学びの推進プラン」の実施について意図的・計画的に取り組んでいくこととする。

３　「学びの推進プラン」の位置付け

「荒川区学校教育ビジョン」は、平成 29 年度から令和８年度までの 10 年間の計画となっている。しかしながら、グローバル化や情報化等、昨今の社会の変化は加速度を増しており、これからの 10 年が同一の教育課題の下、進んでいくような状況にはない。そこで、「荒川区学校教育ビジョン（平成 29 年度～令和８年度）」の 10 年間を３年ごとの３期に分け、「荒川区学校教育ビジョン　学びの推進プラン」第１期～第３期をそれぞれ策定し、短い期間で、「荒川区学校教育ビジョン」における教育施策の成果と新たな課題を確認しながら、教育施策を推進していくこととする。

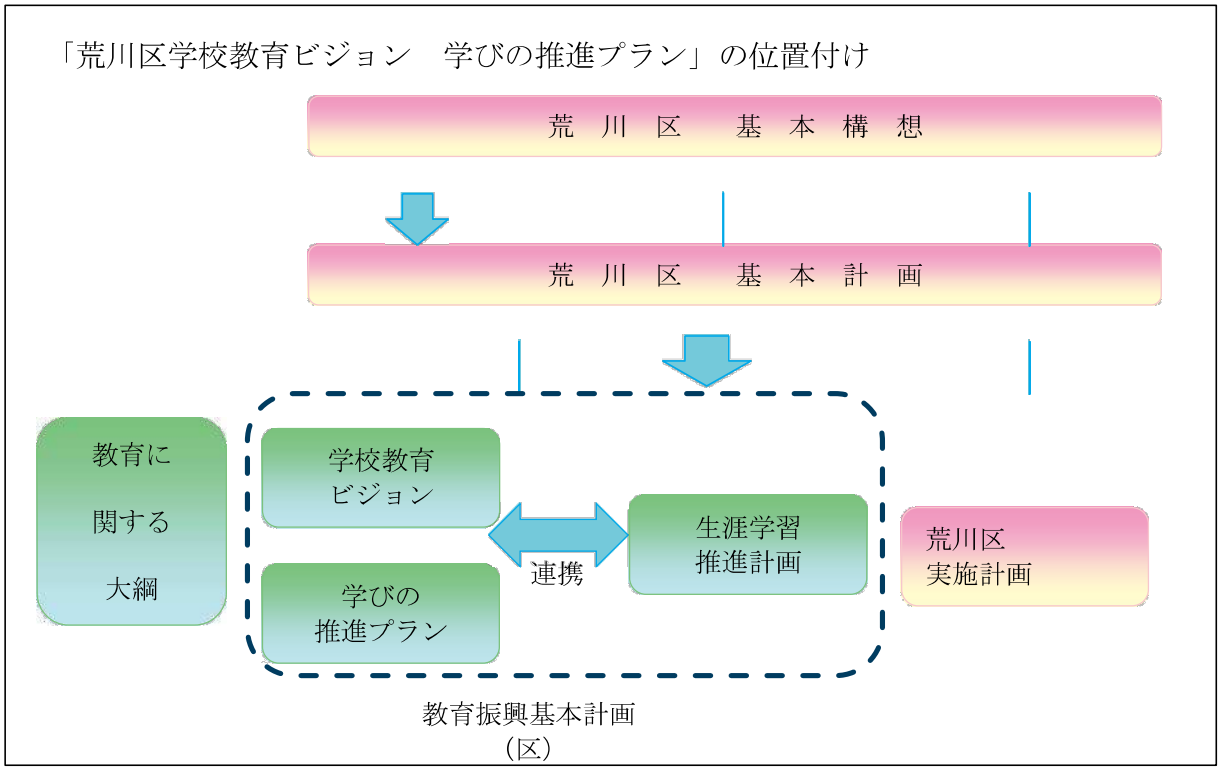

「荒川区学校教育ビジョン　学びの推進プラン」第１期～第３期策定計画

新たな「荒川区学校教育ビジョン」 全区立幼稚園・こども園、小学校、中学校への周知	平成 29 年度
第１期	平成 30～令和２年度
第２期	令和３～令和５年度
第３期	令和６～令和８年度

※　３年ごとに、各重点推進目標及び各推進目標について検証を行い、成果、課題及び今後の方向性を明らかにした上で、次期「学びの推進プラン」を策定していく。

４　「学びの推進プラン」第２期の検証

令和３年２月に策定した「学びの推進プラン第２期」では、ビジョンの６本の施策の柱にそって重点推進目標及び推進目標を設定し、３年間にわたり取組を進めてきた。

「学びの推進プラン第２期」の検証にあたっては、「全国学力・学習状況調査」、「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び区学力調査の結果等の分析、学校図書館、情報教育等の 10 のカテゴリーに分類した上で検証を行った。その結果を受け、成果と課題、今後の方向性を示した。なお、第２期の期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業、学級閉鎖、教育活動の制限等のため取組を計画的に推進できない状況もあったことを補足する。

１　各種学力調査の結果

（１）国語科

【これまでの取組】

○　小学校第１・２学年の１学級あたりの児童数が 26 名を超えた場合に区費時間講師を配置し、算数科及び国語科において、きめ細かい指導を行った。

○　「あらかわ寺子屋」事業の実施により、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせ、学力の向上を図った。

○　デジタルコンテンツ導入の予算を編成し、家庭でタブレットＰＣを使用して学習できる環境を整備した。

○　中学校第１学年を対象に、夏季休業期間に民間事業者を活用した補習事業を区立全中学校で行った。

【成果・評価】

○　「全国学力・学習状況調査」において、小学校は近年全国平均を上回った。

○　「全国学力・学習状況調査」において、中学校は全国平均をわずかに下回った。

基礎的な学習事項を繰り返し学ぶことと既習事項を活用した学習の取組が必要である。

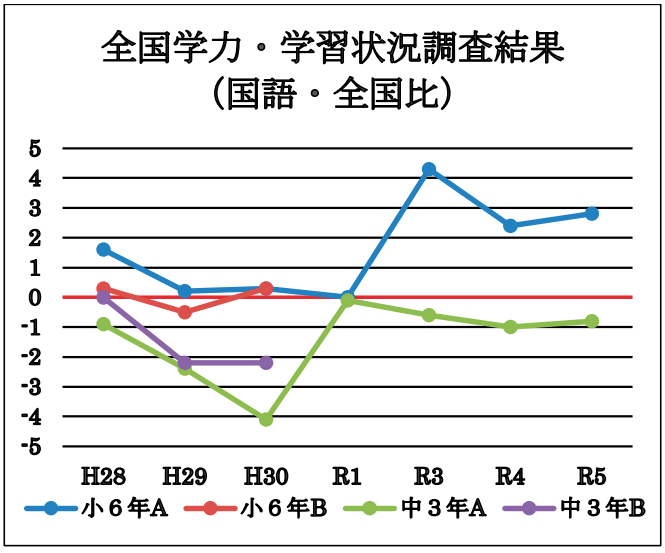

※令和元年度より、「国語Ａ」、「国語Ｂ」、という調査科目から、ＡとＢを合わせて「国語」と変更している。

※「国語Ａ」の問題は主として知識、「国語Ｂ」の問題は主として活用である。

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

○　「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、小学校、中学校ともに、多くの児童・生徒は国語の授業内容を理解しているが、その割合は都の平均を下回った。児童・生徒が国語の学習に対して、主体的に取り組めるような取組が必要である。

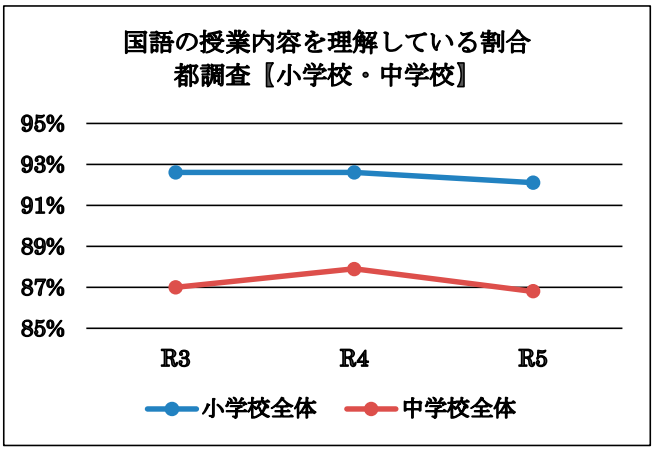

「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」は、令和２年度まで、小学校第５学年、中学校第２学年を対象とし、それぞれ４教科、５教科の学力調査を実施していた。令和３年度より、児童・生徒の「学びに向かう力」等に関する意識をウェブシステムで調査している。
※令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

○　「荒川区　学力向上のための調査」において、令和２年度まで上昇傾向となっていたが、令和３年度は多くの学年において、前年度を下回った。これは新型コロナウイルス感染症対策を講じた令和２年度に、児童・生徒たちの学び方が影響した可能性がある。特に低学年段階では、他者と関わり合いながら、課題を解決していく経験が必要となるが、その機会を十分に確保することができなかったと推測される。

○　令和３年度から学びの推進プラン第２期に沿って教育活動を展開した。その成果として第２期展開前の令和２年度から令和５年度を比べると、３つの学年において学力が向上した。また、第１期展開前の平成 29 年度からは全学年にわたり数値が向上した。

○　令和４年３月に「荒川区学校図書館活用指針」を「読書を愛するまち・あらかわ」宣言、文部科学省が示した「学校図書館ガイドライン」等の趣旨を踏まえ一部改訂し、子どもたちの国語科における思考力・判断力・表現力等の育成を図ることができた。

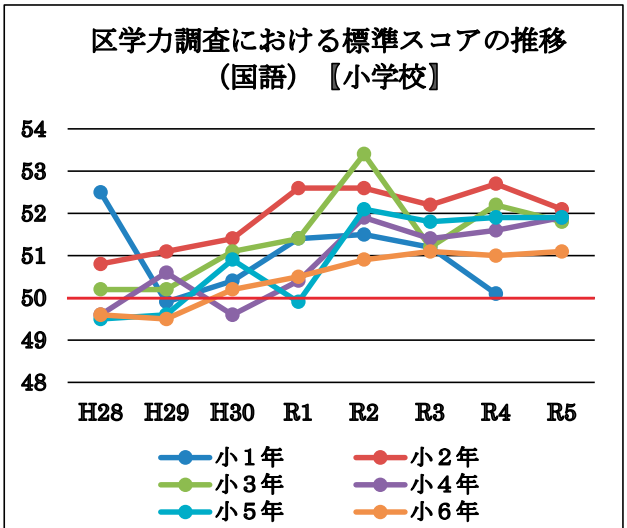

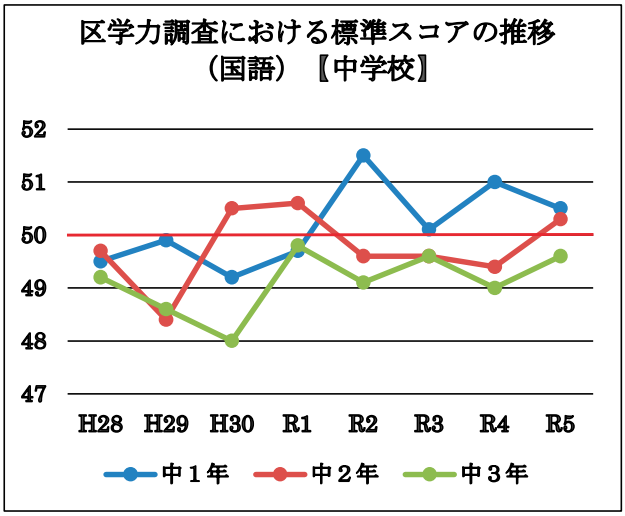

※令和５年度の小１年については令和５年 12 月現在未確定のため未掲載とした
※標準スコアは、全国値の正答率を 50 としたときの換算値で、50 を超えていれば相対的に良好

【課題】

○　学年が進行にするにつれて、学力低下の傾向がある。また第１学年の学力にも課題が見られる。家庭と連携し、宿題やオンライン学習用教材を活用した家庭学習に取り組んだり、家読（うちどく）をはじめ、家庭での読書活動を推進したりする等、学習習慣を確立することができるように努めるとともに、就学前施設との連携を強化することが重要である。

○　「あらかわ寺子屋」における指導員の確保のため、区のホームページの活用を行っていく必要がある。（令和４年度より実施）

（２）社会科

【これまでの取組】

○　小学校第３学年で実施する「区内巡り」の区からバス代を各校に令達し、子どもたちが区役所をはじめとした区内の施設等を見学し、荒川区のことをより詳しく理解する機会とした。

○　子どもたちが荒川区を学ぶための独自教材として、小学校第３・４学年、中学生用に社会科副読本を作成・配布した。

○　平成 28 年度より東京都行政書士会荒川支部と連携し、法教育に関わる出前授業を小学校で巡回実施した。

【成果・評価】

○　「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、小学校、中学校ともに、約８割の児童・生徒は社会の授業内容を理解しているが、その割合は都の平均を下回った。

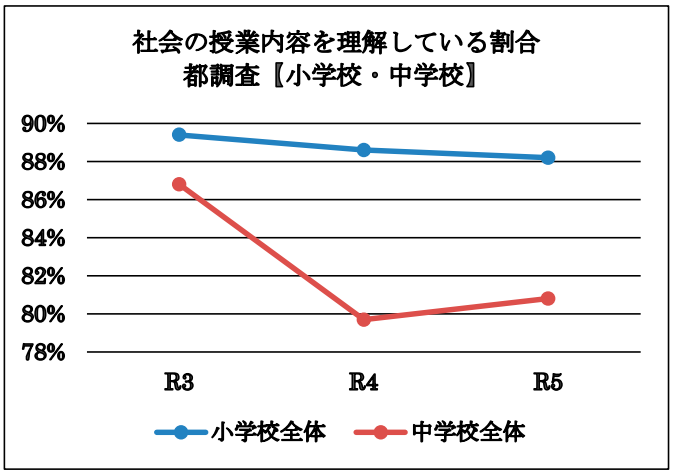

「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」については、令和３年度より、児童・生徒の「学びに向かう力」等に関する意識をウェブシステムで調査している。

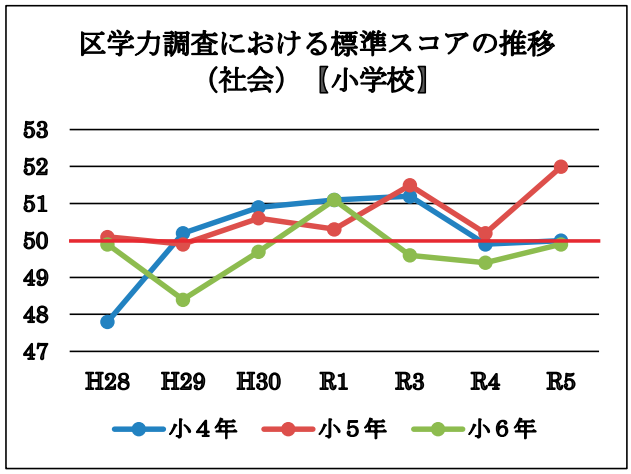

○　第２期が始まった令和３年度と比較すると４つの学年で学力の向上が見られた。また、現行の学校教育ビジョンの開始時期である平成 28 年度との比較では、全学年で学力の向上が見られた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校閉鎖の措置を行った令和２年度の「荒川区　学力向上のための調査」は、実施科目を国語、算数・数学・英語の３教科としたため、社会と理科の実施を見合わせた。

【課題】

○　子どもたちが体験学習を通じて、様々な事象に興味・関心を高められる教育活動を実施していく必要がある。

○　タブレットＰＣの活用目的を明確に捉え、書く力とのバランスや活動の棲み分けを明確した授業改善が必要である。

○　子どもたちがタブレットＰＣを活用して課題解決ができるよう、子どもたちの情報活用能力の育成が図るとともに、指導する教員の情報活用能力の向上のための手だてを講じる必要がある。

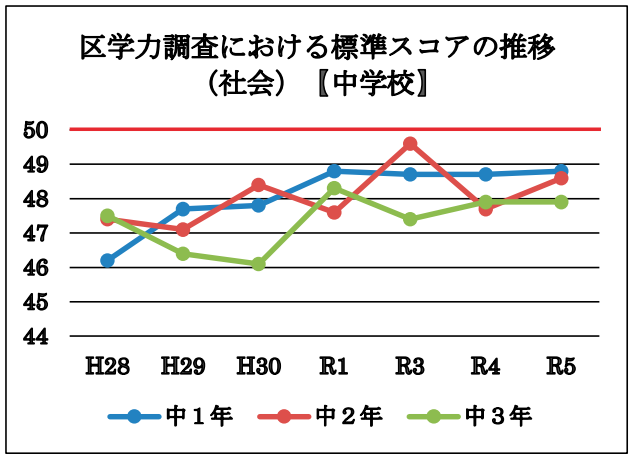

（３）算数・数学科

【これまでの取組】

○　指導方法工夫改善加配の取組の下、少人数での習熟度別学習支援が行った。指定校には学力向上担当教師の配置もあり、計画的でより丁寧な実践が行えていることで、児童・生徒の学力が着実に伸びてきた。

○　「あらかわ寺子屋」事業の実施により、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせ、基本的な学力の定着を図ることができた。

○　授業や「あらかわ寺子屋」等でデジタルドリルコンテンツを活用することで、児童・生徒の学習意欲が向上した。

○　中学校第１学年を対象に、夏季休業期間に民間事業者を活用した補習事業を区立全中学校で行った。

【成果・評価】

○　「全国学力・学習状況調査」小学校の結果は、全国平均を上回った。

○　「全国学力・学習状況調査」中学校の結果は、近年の全国平均を上回った。引き続き、基礎的な学習事項を指導工夫改善による習熟度別指導やあらかわ寺子屋等において繰り返し学ぶことが必要である。

○　「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」では、小学校、中学校ともに、多くの児童・生徒は算数・数学の授業内容を理解しており、都の平均を上回った。

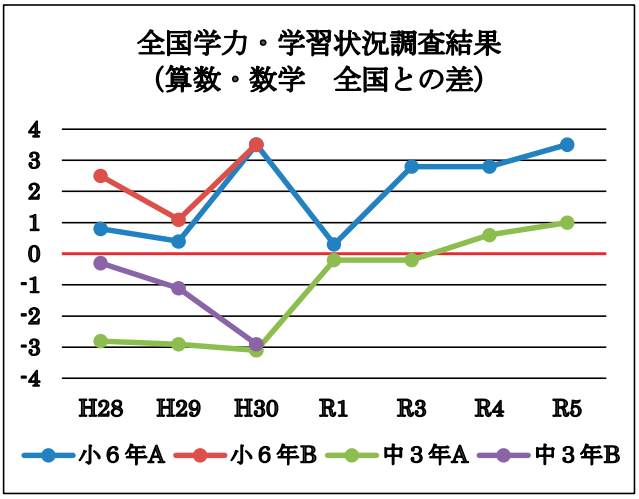

※令和元年度より、「算数Ａ」、「算数Ｂ」「数学Ａ」「数学Ｂ」という調査科目から、ＡとＢを合わせて「算数」、「数学」と変更している。

※「算数Ａ」の問題は主として知識、「算数Ｂ」の問題は主として活用である。

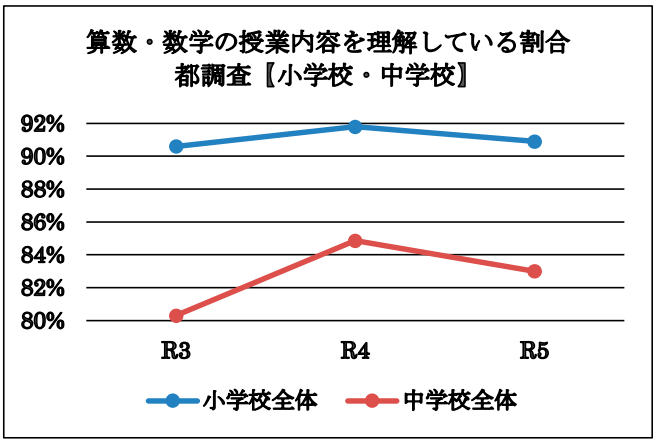

「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」は、令和３年度より、児童・生徒の「学びに向かう力」等に関する意識をウェブシステムで調査している。

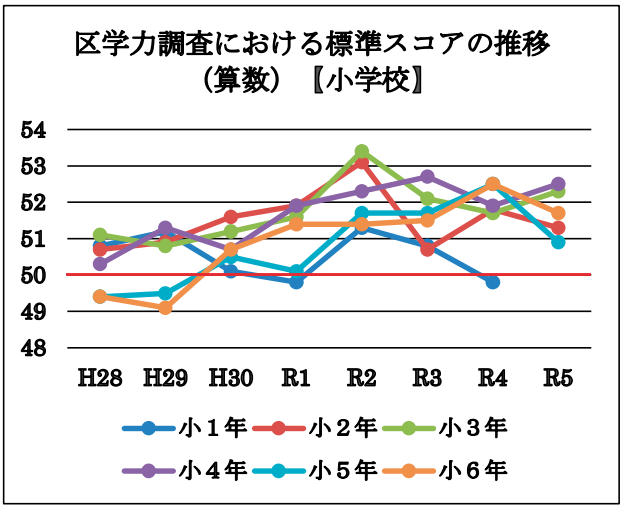

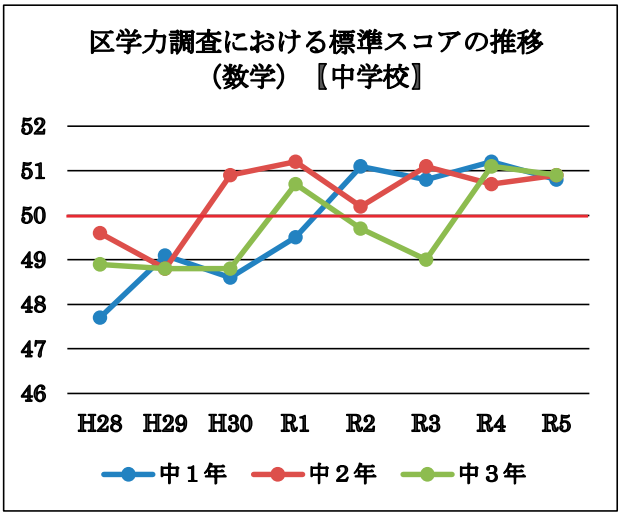

※令和５年度の小１年については令和５年 12 月現在未確定のため未掲載とした
※標準スコアは、全国値の正答率を 50 としたときの換算値で、50 を超えていれば相対的に良好

○　「荒川区　学力向上のための調査」では、令和２年度まで上昇傾向であるが、令和３年度は多くの学年において、前年度を下回った。これは新型コロナウイルス感染症対策を講じた令和２年度に児童・生徒たちの学び方が影響した可能性がある。特に低学年段階では、他者と関わり合いながら、課題を解決していく経験が必要となるが、その機会を十分に確保することができなかったと推測される。

○　令和３年度から学びの推進プラン第２期に沿って教育活動を展開した。その成果、第２期展開前の令和２年度から令和５年度を比べると、４つの学年において学力が向上した。また第１期展開前の平成 29 年度から比較すると、全学年の標準スコアが向上した。

○　区で採択した算数・数学の指導者用デジタル教科書を活用した授業が全校で実施された。特に、算数・数学の図形の学習では、立体の切断面や放物線の様子を動画で見せることにより思考の広がりにつながることができていた。

【課題】

○　「全国学力・学習状況調査」及び区学力調査の結果から、小学校・中学校ともに確実に上昇傾向が見られた。今後も子どもたちが分からないことはそのままにせず、分からないところまで立ち戻り、教員が丁寧に教えていく必要がある。また、前学年の既習事項を活用した学習の定着も必要である。更に家庭と連携し、宿題やオンライン学習用教材を活用した家庭学習に取り組み、学習習慣を確立することができるように努めることが重要である。

○　「あらかわ寺子屋」における指導員の確保のため、区のホームページの活用を行っていく必要がある。（令和４年度より実施）

（４）理科

【これまでの取組】

○　小学校に、理科室及び理科準備室などの理科教育に使用する特別教室の環境整備や理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付けを行う「観察実験アシスタント」を配置した。

○　大学と連携して理科の実験の出前授業、理科指導に関する冊子等を作成し、各校に配布した。

○　各小学校より、代表作品（児童が作成した理科に関する工作や調べてまとめた冊子）を集め、教育センターで展示し、参加した児童には、後日教育センターから参加証を配布した。

【成果・評価】

○　「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」では、小学校、中学校ともに、約８割の児童・生徒は理科の授業内容を理解していたが、その割合は都の平均を下回った。

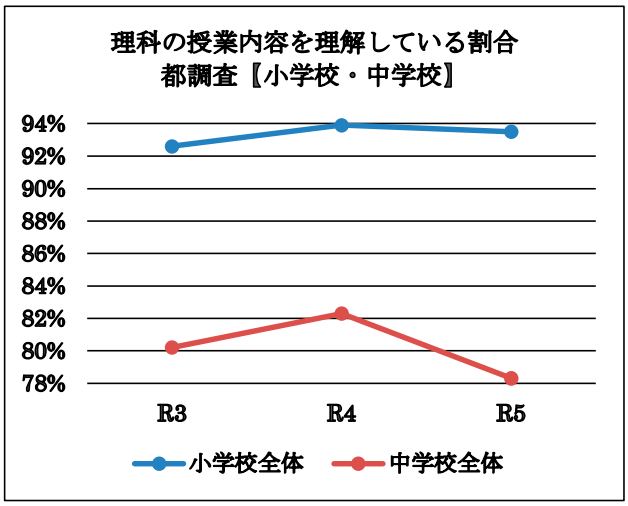

「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」については、令和３年度より、児童・生徒の「学びに向かう力」等に関する意識をウェブシステムで調査している。

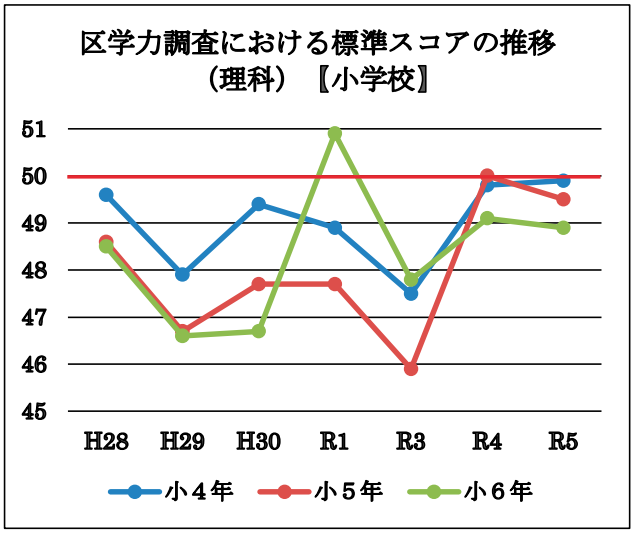

○　第２期が始まった令和３年度と比較すると４つの学年で学力の向上が見られた。また、現行の学校教育ビジョンの開始時期である平成 28 年度との比較では、全学年で学力の向上が見られた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校閉鎖の措置を行った令和２年度の「荒川区　学力向上のための調査」は、実施科目を国語、算数・数学・英語の３教科としたため、社会と理科の実施を見合わせた。

【課題】

○　子どもたちが体験学習を通じて、様々な事象に興味・関心を高められるような教育活動を実施していく必要がある。

○　観察実験アシスタント配置については、人材の確保が課題となっている。より多くの学校に配置できるよう人材確保に努め、関係機関等に働き掛ける必要がある。

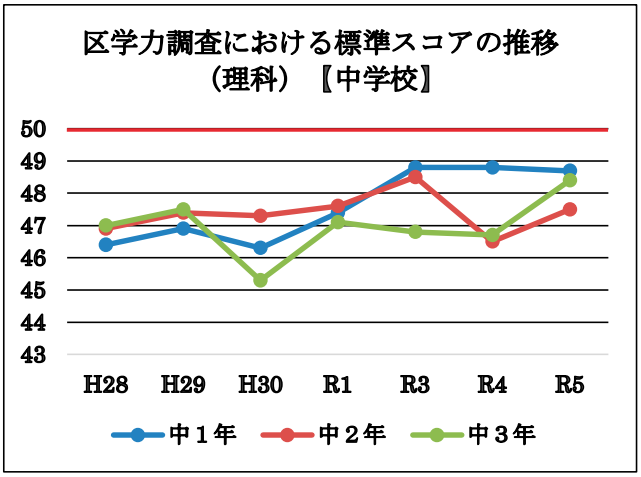

（５）　英語科

【これまでの取組】

○　小・中学校ワールドスクールは、多くの児童・生徒が参加を希望し、実施後のアンケート調査での評価も高い。

【成果・評価】

○　小学校第５・６学年における英語科70時間の実施及び指導内容の開発・充実については、令和５年３月に「荒川区小学校英語科指導指針」を改訂し、令和２年度には、「荒川区小学校英語科 Lesson　Plan」の作成を行った。児童の実態に合わせて各時期の学習内容を精査し、実践、開発、充実を図った。その成果として小学校卒業後における中学校第１学年の学力が高くなった。

○　令和３年度から学びの推進プラン第２期に沿って教育活動を展開した。その成果として、第２期展開前の令和２年度から令和５年度を比べると、２学年において向上が見られた。また第１期展開前の平成29年度からは、全学年において、標準スコアが向上した。

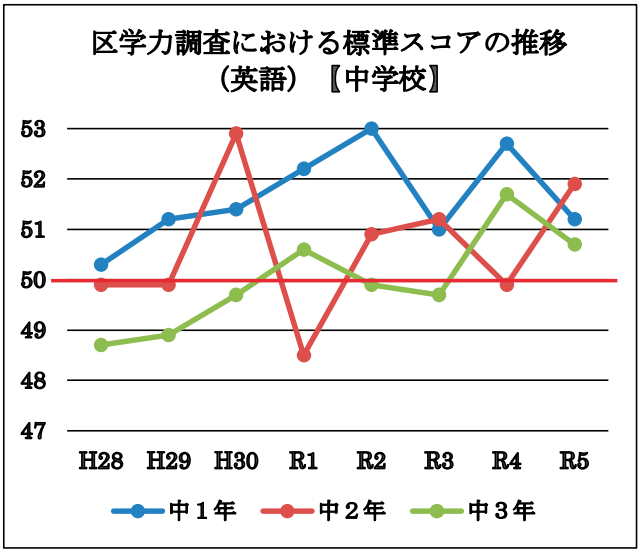

※標準スコアは、全国値の正答率を 50 としたときの換算値で、50 を超えていれば相対的に良好

【課題】

○　区学力調査の結果から、標準スコアの上昇傾向は見られるが、学習指導要領が示す４技能５領域の「話すこと（やり取り）」の重要性が焦点化され、子どもたちに英語を用いて相手の思いを的確に理解し、適切に伝え合う資質・能力が求められている。教員がＮＥＡと連携し、子どもたちが生きた英語に触れ、身近な事例や出来事を簡単な語句や文を用いて即興で、他者とやり取りを行う場面を授業内に多く設定するなど、指導内容の改善が必要である。

2　学校図書館

【これまでの取組】

○　学校図書館を活用した「小論文コンテスト」に例年 10,000 点以上の参加作品数があった。

○　学校図書館を活用した「図書館を使った調べる学習コンクール」に例年 8,000 点以上の参加作品数があった。

○　小学生対象の「調べる学習チャレンジ講座」を学校図書館支援室と学校司書、図書館司書が連携し４回開催。子どもたちが自らの力で課題を設定し情報を取捨・選択・活用していけるよう支援を行った。

○　保護者向けチラシ、ポスターによる普及・啓発活動を行い、読書を通じて家族のコミュニケーションを深める「家読」を奨励した。また「家読実践事例集」を作成し各校での取組を共有し、家読を積極的に実践できるようにした。また、「家読の実践事例集」を各校に配布した。さらに、長期休業中や読書月間に家読に取り組み、学校図書館だよりに保護者の感想を掲載したり、校内に掲示したりして周知した。

【成果・評価】

○　「学校図書館資料を使った授業は楽しいですか。」の設問では、全学年７割以上で肯定的回答があった。

○　「学校図書館は、必要な情報を手に入れることができる」の設問では、２つの学年で令和４年度の肯定的回答の割合が令和元年度より上回った。

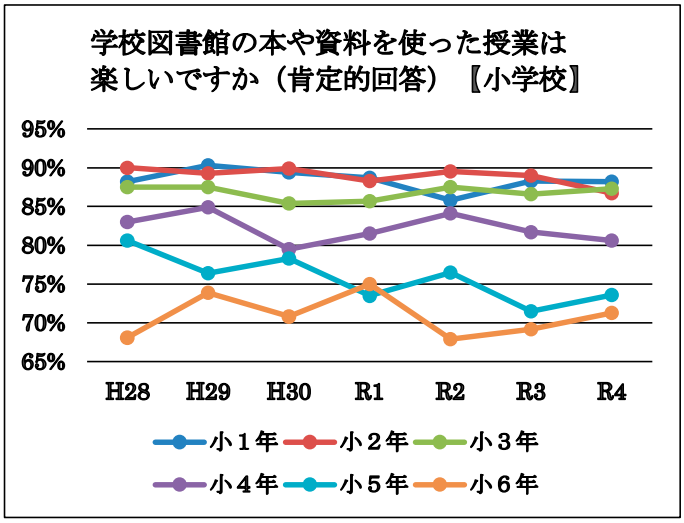

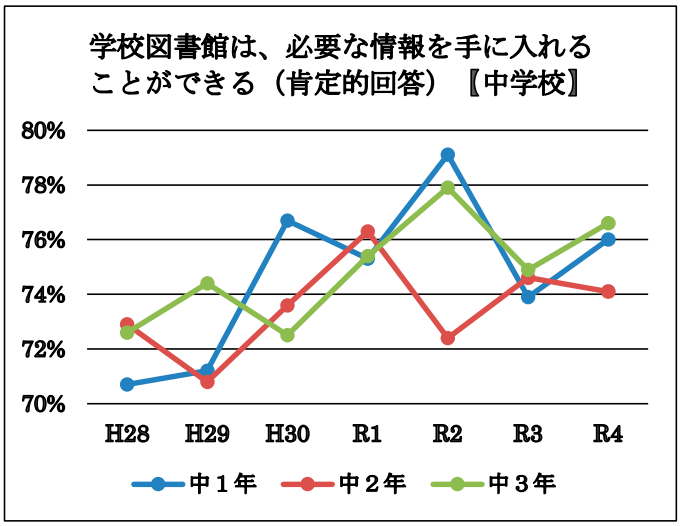

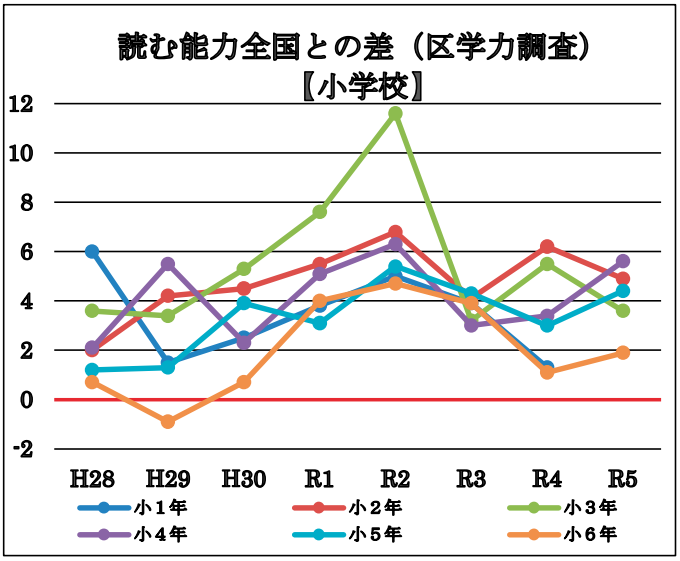

○　発達の段階に応じて、読む本の質の向上に課題が見られた。読む本の質の向上に視点をあて、自分に合った本に出会い、読書の楽しみを感じ読書意欲を高める取組が必要である。

○　読む能力において、第２期期間中は小・中学校のすべての学年において全国平均を上回った。

令和３年度に荒川区学校図書館活用指針を改訂し、豊かな心を育む読書活動や読書指導の場である学校図書館を「読書センター」、「情報センター」としての機能を飛躍的に高めた効果である。

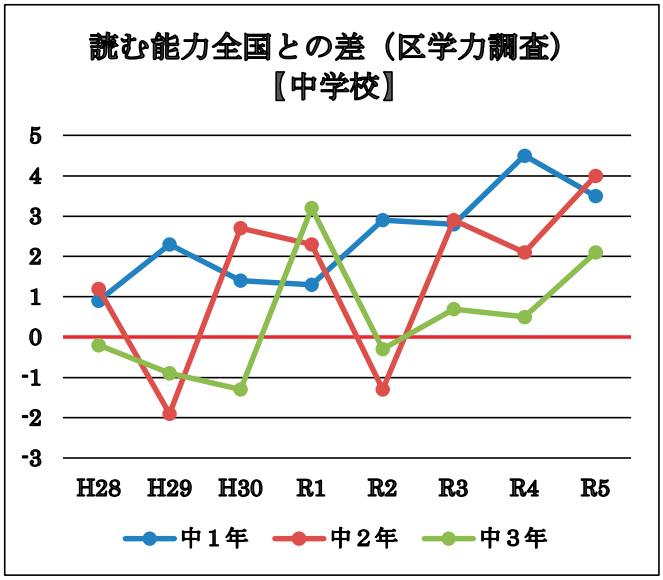

○　学校図書館活用が安定的に継続されるためには情報リテラシーを育む、教科横断型の学習計画の作成が必要である。令和２年度学校図書館活用指針に基づき司書教諭研修会・学校司書研修会を通じて深めた内容を年間学習指導計画に反映させ確実に実施した。各校、学習内容についての表現と思考を深める読書活動が立案されている。

○　令和４年度に荒川区立小中学校推薦図書リスト「本との出会い」を改訂し、各教科等に関連した読書活動や小論文コンテストの対象参考図書として活用した。

【課題】

○　読む能力において、すべての学年で向上が見られたが、図書館資料を使った授業について、小学校低学年に比べ高学年は興味関心が低い傾向が見られた。学校図書館の本を活用した調べ学習の楽しさや、大切さを実感できるよう、「図書館を使った調べる学習コンクール」への積極的な取組や、区公共図書館や各校の学校図書館担当者及び学校司書と連携し、ブックトーク、ブッククラブ、ビブリオバトル等の様々な活動をとおして子どもたちの図書への関心や読書への意欲を高めていく。

○　読書の習慣づくりのため、教員の働き掛けが必要である。朝読書や各教科等において、教員が率先して読書に親しむ姿を児童・生徒に見せたり、感想を共有したりする場面を数多く設けていく。

３　情報

【これまでの取組】

○　令和４年２月に「荒川区タブレットＰＣ活用指針」を改訂し、活用の方向性を３つの柱で示し、タブレットＰＣの普段使いを一層促進させた。

○　各教科等におけるタブレットＰＣを活用した授業は、小学校・中学校でともに８割以上が分かりやすいと回答した。

○　ＳＮＳ等の利用について、令和５年３月に改訂した「あらかわＳＮＳルール」やセーフティ教室などを活用し、保護者参加型の情報教育の充実を各校で図ってきた。子どもたち及び家庭の意識が向上した。

【成果・評価】

○　教員のＩＣＴ活用能力の向上も見られ、区の取組が成果として表れた。また、すべての項目で、向上するとともに全国平均を上回った。

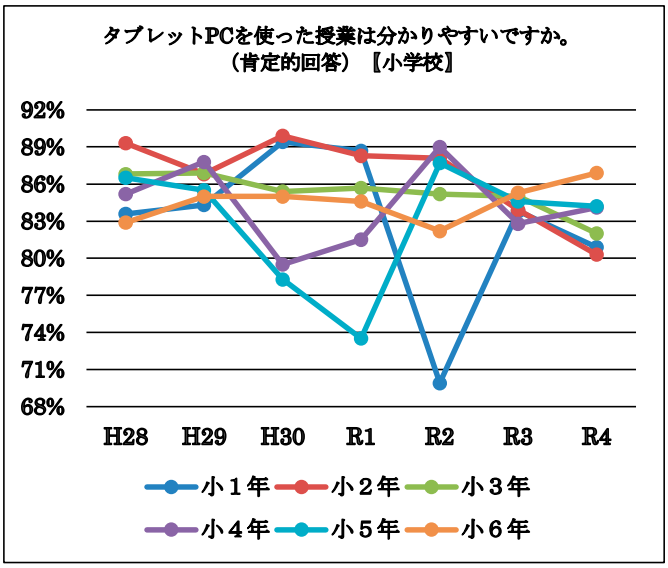

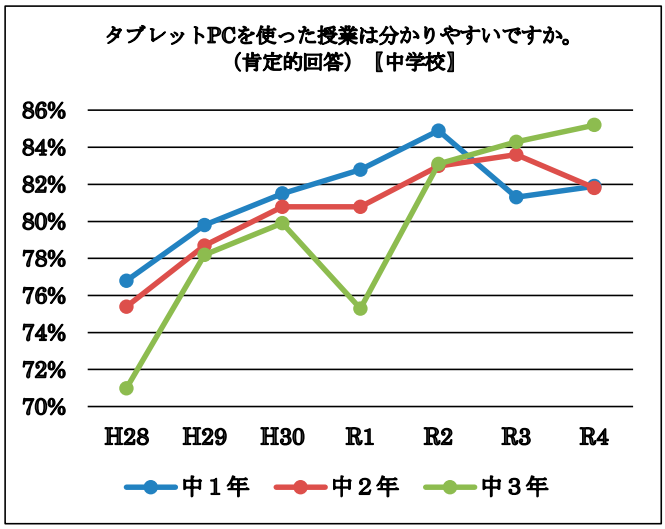

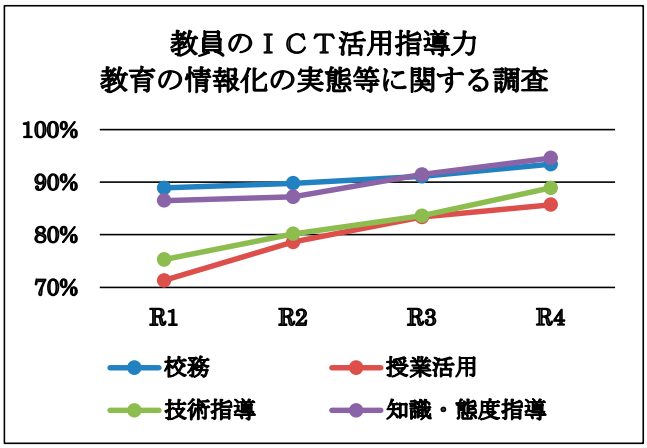

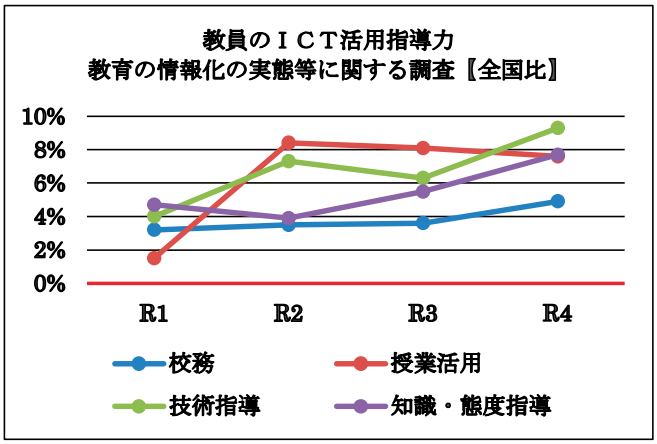

【課題】

○　インターネットの利用によるトラブルから子どもたちを守るため、教員の情報モラルの向上を図るとともに、子どもたちのＳＮＳ等の利用について、今後は学校だけでなく各家庭におけるルールなどをつくることも推進し、拡充していくこと必要である。また、生成ＡＩの効果的な活用について、教員への理解を深めていく必要がある。

4　学習習慣

【これまでの取組】

○　あらかわ寺子屋や基礎学力向上事業等により、児童・生徒の基礎・基本の定着を図ってきた。

○　学校パワーアップ事業を活用し、校長が自校の実態に合った取組を推進し、創意工夫のある学校経営を行った。

○　教員の指導力の向上については、荒川区教育研究会や校内研究活動をとおして、教員の専門性を高め、授業改善に取り組むことができた。

【成果・評価】

○　前述のとおり、学力については、長期的な期間でみると上昇傾向にある。

○　学習習慣の設問において、中学校第３学年は、全国平均を上回る年度もあるが、その他の学年においては概ね下回っている。特に中学校第１・２学年において全国比との乖離が大きい。

○　家での授業の予習・復習の設問において、全学年において全国平均を下回っている傾向にある。特に中学校第１学年において全国比との乖離が大きい。家庭学習の充実が急務である。

【課題】

○　「荒川区　学力向上のための調査」意識調査結果より、学習習慣が身に付いている割合が全国の平均と比較して低い。さらに「家で授業の予習・復習をしていますか」割合も全国の平均と比較して低い。児童・生徒に、家庭でその日の授業を振り返ったり、オンライン学習用教材で学習したりする習慣を身に付けさせ、家庭学習の充実を推進する必要がある。

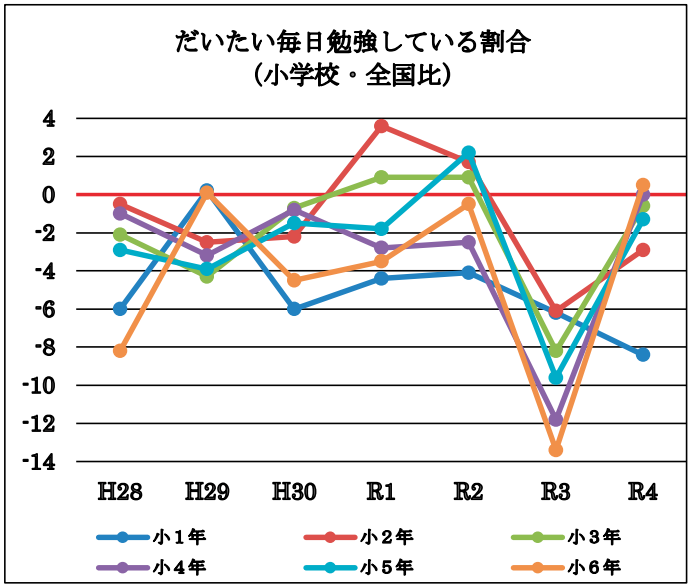

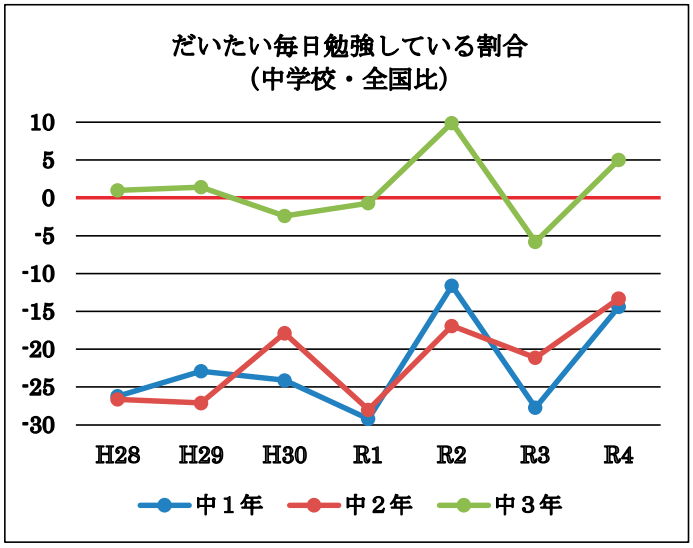

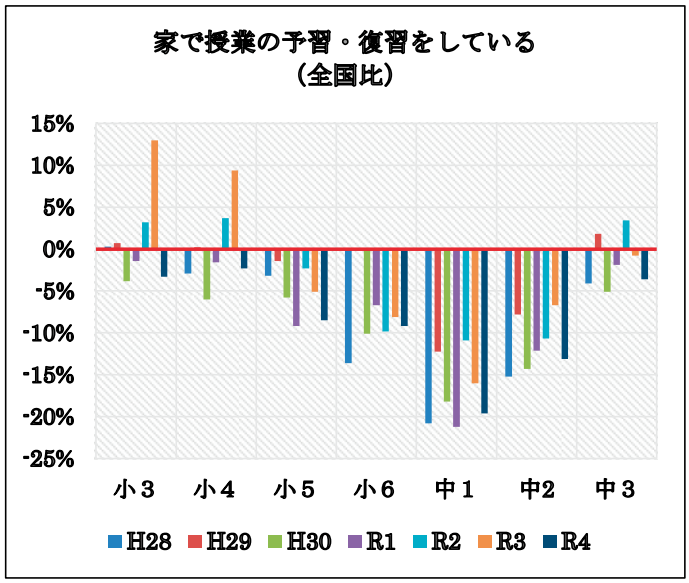

5　特別支援教育

【これまでの取組】

○　特別支援教室について、拠点校を小学校８校、中学校２校体制へと拡充し、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育の充実と、巡回指導教員の負担軽減を図ることができた。

○　中学校特別支援学級の適正配置及び在籍生徒の通学負担軽減を目的として、第三中学校に特別支援学級を開設した。

○　特別支援学級では、学校行事として位置付けられている宿泊行事、校外学習、運動会等には在籍学年クラスで参加するなど、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が共に学んだり、遊んだりする機会を設定し実施しており、特別支援学級に在籍する児童・生徒の意欲につながっている。

○　特別支援学級における教育課程については、各教科等合わせた指導の中に自立活動を取り入れ、下学年の教科の目標や内容に変えたり、各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替えたりする等、実態に応じた教育課程を編成し充実させることができた。

○　副籍交流については、王子・墨田・花畑学園等、都立特別支援学校の小中学部と、地域小中学校において、学校便りの送付などの間接交流や、音楽会や展覧会などを見学のため学校を訪問し交流を行うなどの直接交流を行っている。

○　区立幼稚園等及び小中学校において、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が安心して教育を受けられるように、看護職員の配置を含めた体制整備をした。

○　区立幼稚園等に在籍する特別な支援を必要とする幼児が、安全安心して通園できるため、送迎支援体制を整備した。

○　区立小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者が、ペアレントメンターの子育て経験を聞いたり、子育ての悩みを相談したりできる機会の確保及び地域における保護者同士の交流促進を目的として、ペアレントメンターによる講演会を実施した。

○　区立幼稚園等及び小中学校に配置している特別支援教育支援員等への研修を実施し、支援の質の向上に取り組んだ。

○　特別支援教育アドバイザー(心理士及び作業療法士)による小中学校への巡回相談回数を年間 20 回へ拡充した。

○　特別支援学級在籍児童・生徒の教育環境向上のため、段差解消及びシャワー室や手洗い場増設などの施設整備を行った。

【課題】

○　特別支援教室への入室希望児童・生徒が増加傾向にあり、現在特別支援教室で指導を受けている児童・生徒が通常の学級において、安心して授業に参加できる教育の充実が必要である。

○　特別支援学級と通常の学級とを問わず、ユニバーサルデザインの普及推進が課題である。

○　インクルーシブ教育について、児童・生徒及び教員、保護者の理解を深めていく取組が必要である。インクルーシブ教育に関する理解を深める上で、様々な課題があるため、特別支援教育支援員の人的配置、人権教育及び道徳教育の充実、保護者への啓発活動、教員の専門性向上の研修等を実施する必要がある。

6　こころとからだの健全な育成

【これまでの取組】

○　中学校特別支援学級の適正配置及び在籍生徒の通学負担軽減を目的として、第三中学校に特別支援学級を開設した。

○　「特別の教科　道徳」について、様々な研修会や道徳推進教師対象の研修会を実施する等、各校において教科用図書を活用した実践の研究及び評価の研究について推進した。また、学識経験者からの指導・助言や、授業公開等をとおして、考え、議論する道徳の実践を推進することができた。

○　各学校が年間１回、「道徳授業地区公開講座」を実施し、各家庭及び地域へと道徳授業を公開するだけでなく、講師を招聘し、学校と家庭、地域が道徳教育について共通理解を図った。

○　「人権教育プログラム」等を活用し、人権教育年間指導計画を作成し、教科等での指導を進め、多様性が尊重され誰もが認め合う社会の実現について学習する機会とした。また、人権尊重教育推進校の研究に対する指導・助言を行い、研究発表会の開催やリーフレットの作成をとおして、研究成果を荒川区立全小・中学校へ普及・啓発を行った。

○　いじめに関する授業を各校年３回以上実施し、子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成に意図的・計画的に取り組んだ。また、いじめを把握するためのアンケート調査を年３回以上実施し、軽微ないじめに対しても見逃さずに適切に認知し、いじめの早期発見・早期対応に努めた。

○　校内に「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見のための取組に関する年間計画の策定を行った。また、学校いじめ対策委員会の構成員の一人であるスクールカウンセラーを含む教職員間での情報共有をできるようにした。

○　「荒川区いじめ防止基本方針」を、区立全幼稚園・こども園、小・中学校に周知し、荒川区いじめ防止啓発リーフレット「いじめのない学校をめざして」及び「あらかわＳＮＳルール」を作成し、全校にデータ配布し周知した。さらに、学期ごとに小・中学校に配布する生活指導通知で、いじめを許さない教育の徹底を依頼し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止について推進した。

○　毎月の「不登校・長期欠席者についての調査」において、無断欠席３日や７日間連続欠席等、不登校の兆候が現れた児童・生徒を把握し、早期対応に努めた。また、適応指導教室や学びサポート事業、子どもの居場所事業等の利用につなげたり、スクールソーシャルワーカーの増員を行い専門家と連携したりするなど子どもたちや家庭への支援を行った。さらに、長期休業明けアンケート調査を実施し、子どもたちが抱えている様々な課題を速やかに把握するように努めた。

○　生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、「部活動の在り方に関するガイドライン」を作成するとともに、外部指導員への研修を実施し、スキルアップを図り、部活動の内容を充実することができた。

【成果・評価】

○　先生の支えについては、小学校では第５・６学年において顕著な増加が見られた。また、中学校では中学校全学年において顕著な増加が見られた。児童・生徒の心に寄り添った教員の指導が今後も継続して必要である。

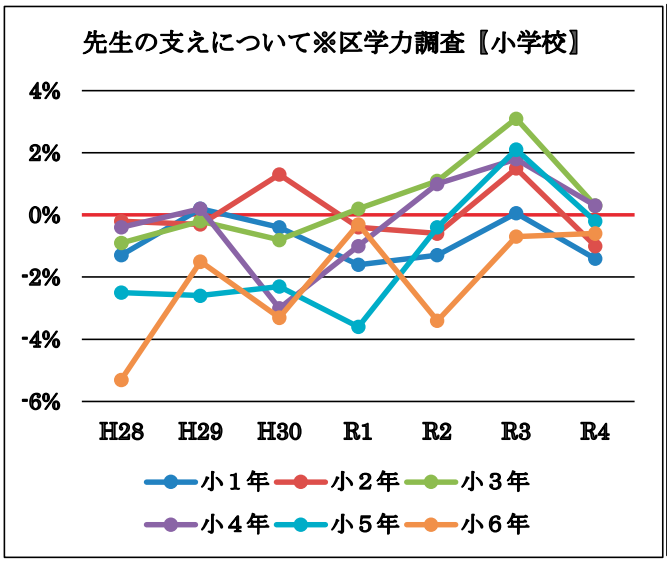

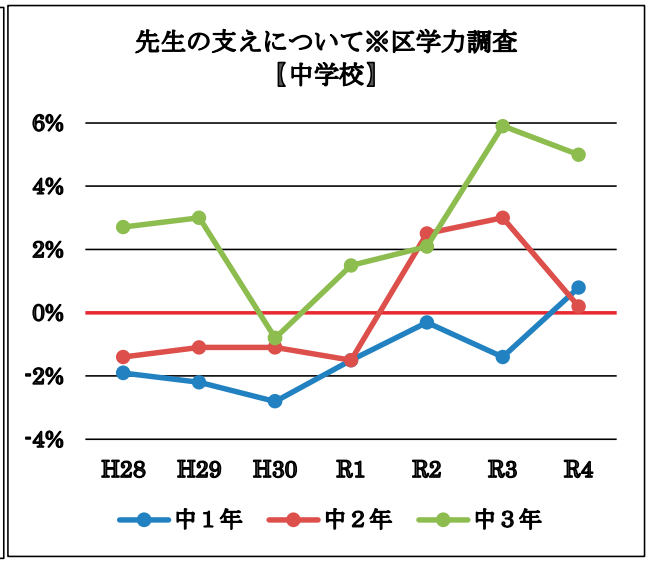

※「先生の支えについて」質問項目
・自分なりにがんばったことを、先生がみとめてくれて、うれしかったことがありますか。
・本当につらいことがあったとき、それを学校の先生に相談できますか。
・あなたの気持ちを、分かろうとしてくれる先生がいますか。等

○　体力合計点については、小中ともに都平均を下回っている学年が多い。多くの学年において改善が見られているため、各校において結果を分析し体力向上の取組が今後さらに必要である。

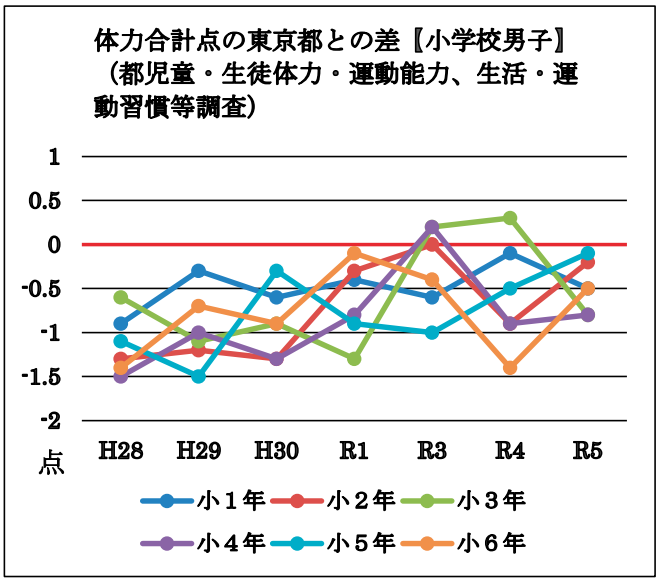

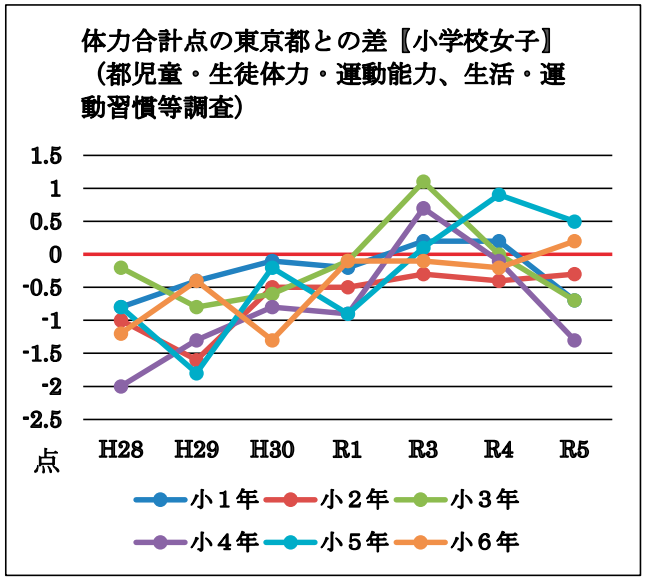

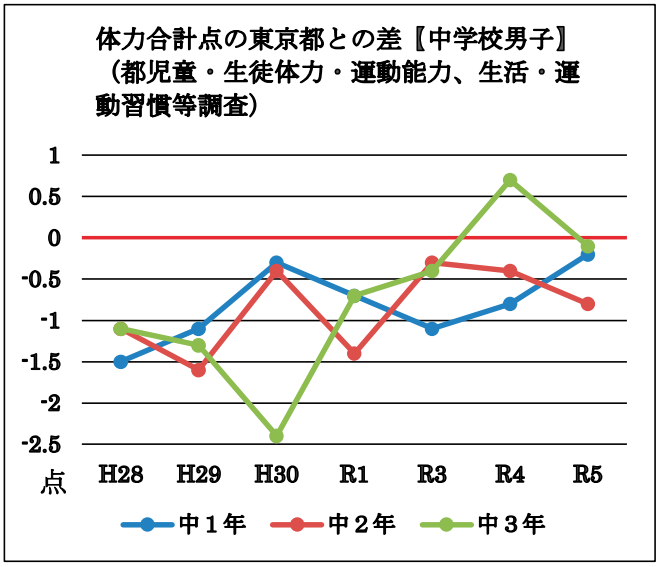

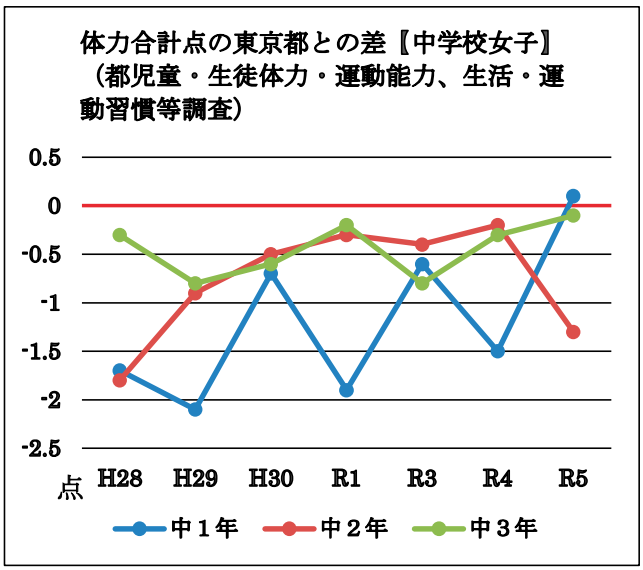

令和２年度の東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、規模を縮小して実施したため、未記載
・小学校は 20ｍシャトルラン、50ｍ走、反復横跳びの３種目は必須
・中学校は 50ｍ走、反復横跳びの二種目並びに、20ｍシャトルラン、持久走のどちらか一種目を選択した計３種目で実施

【課題】

○　荒川区においても不登校児童・生徒は、コロナ禍以前と比較して小学校、中学校ともに増加傾向が見られ、子どもたち一人ひとりが安心して学校に通える環境整備という観点からも、その対応の充実が求められる。

○　体力調査において、学校ごとに低下傾向にある種目を洗い出し、その克服のためにどのような運動が必要なのか分析し、重点的に指導に取り組む必要がある。

7　体験的な学習活動

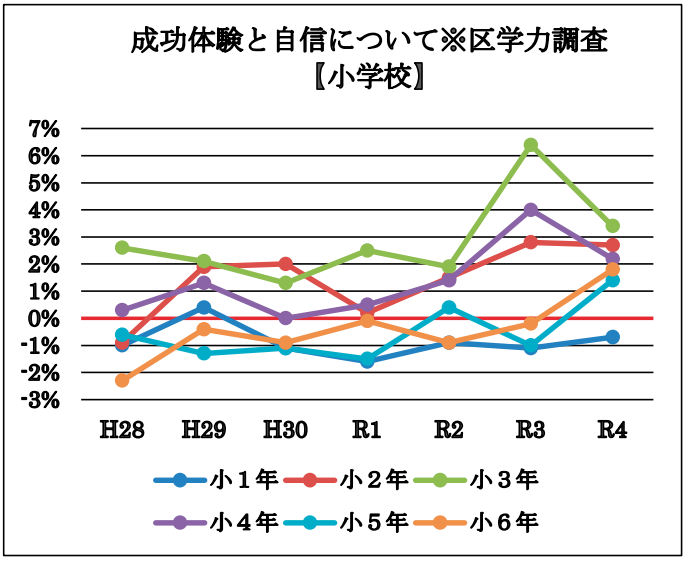

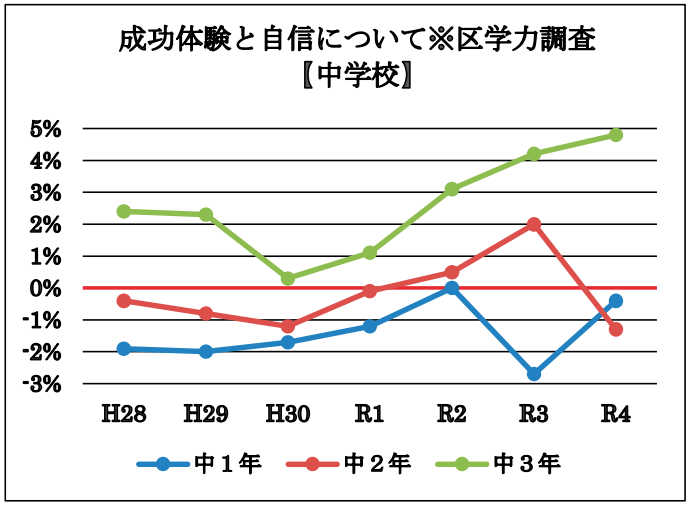

【これまでの取組】

○　各校において、教員が丁寧に見取り、認め励ましながら、児童・生徒は多くの体験的な学習に取り組むことができた。

○　「あらかわキャリア・パスポート」を活用し、小学校第１学年から継続的に記録させる指導により、自分自身の成長を振り返り、自分の将来について考えられるようにした。

○　清里、下田移動教室においては、児童・生徒の実態に応じた体験を重視した取組を計画し、安全面に配慮して実施した。

○　学校 2020 レガシーとして、オリンピアン・パラリンピアンを招聘し、講演会等を通し、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」の育成に努めた。

【成果・評価】

○　令和２年度と比較すると小学校では、全学年、中学校では１つの学年で自信を感じる割合が向上している。各校において、教員が児童・生徒一人ひとりのよいところを見付け、子どもたちが自己の成長を実感させられるような取組の成果が出ていると考えられる。特に小学校第６学年、中学校第３学年においては、最高学年として様々な学校行事において下学年をリードしながら、与えられた役割や責任をもって取り組むことにより自信を付けている結果と考える。

【課題】

○　現状実施している模擬投票や出前授業なども含め、未来の主権者となる小・中学生に対し、発達の段階に応じた主権者教育を行っていく必要がある。

※「成功体験と自信について」質問項目
・勉強や運動、習い事などで、自慢できる　得意な事がありますか。
・できなかったことができるようになって、嬉しかったことがありますか。
・自分には、よいところがあると思いますか。
・学校での日々の授業や活動の中で、自分は人間として成長したな、少し大人になれたな、と感じることがありますか。　等

８　教師が育つ学校

【これまでの取組】

○　学校マネジメント講座等を活用し、昇任選考受験の推奨を行った。学校（園）管理職候補者となる教員の育成及び選考受験の一層の推奨を行った。

○　主任教諭研修会（任用前及び任用時研修会・年各１回）を実施し、ミドルリーダーとなる主任教諭を核とした校内ＯＪＴの一層の充実を図った。

○　各職層、各年次研修を求められる能力や役割、教員が身に付けるべき力を学ぶことができるよう計画的に研修を実施するとともに、オンラインによる研修の推進を図った。

○　夏季休業中における学校の閉庁日を設定することにより、教員が連続して休暇を取得しやすくなるなど、教員の校務の負担軽減につながった。

○　校務支援システムを導入及びスクール・サポート・スタッフの全小・中学校配置により教員が教材研究に費やす時間確保につながった。

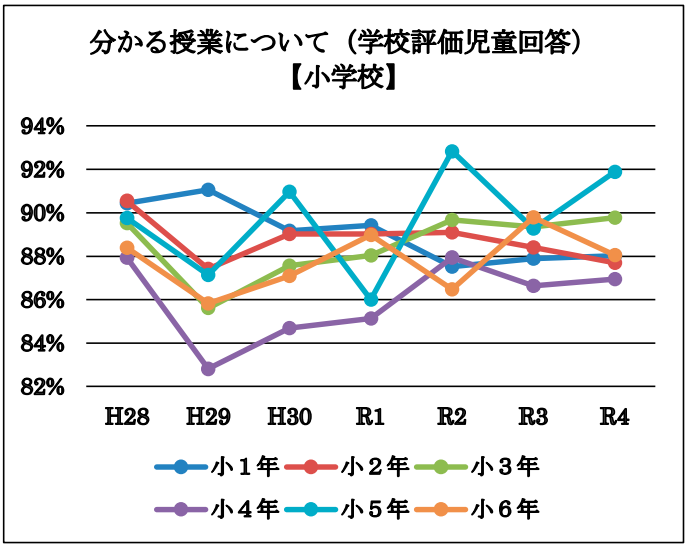

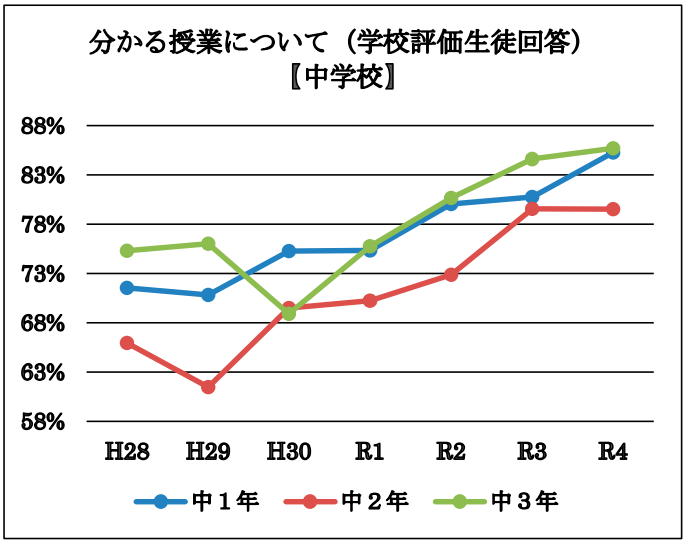

【成果・評価】

○　教員による授業改善等の成果により、分かる授業についての設問において、小学校では全学年で９割程度、中学校では８割程度の肯定的評価となった。中学校での増加傾向が顕著であり、教師による不断の授業改善が功を奏しているとともに、教師の働き方改革により、子どもたちに向き合う時間が増え、本来業務である授業の教材研究に力を入れることができてきたと考える。

【課題】

○　副校長が教職員育成のための時間を確保するため、副校長事務補佐の配置について、今後も配置を促進する。

○　教員の働き方改革の取組は進んでいるが、教員の多忙感はまだ拭うことができない。今後も部活動の地域移行、小学校における教科担任制の導入に向けた取組など、働き方改革の推進が必要である。

9　学校・家庭・地域との連携

【これまでの取組】

○　保護者や地域に開かれた学校を目指し、リニューアルした各校のホームページに教育活動の様子を掲載したり、スクリレを活用して学校だよりを配布したりして周知することができた。

○　家庭教育学級小中学生コースを開催し、親子のコミュニケーションや思春期、性教育ほか小中学生の健全な成長につながる家庭教育支援の講座を実施した。

○　小・中ＰＴＡ連合会との共催事業、学校・ＰＴＡ・町会・青少年委員・地域活動団体などの連携により実施していた様々な行事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止したものが多かったため、地域との連携に関する回答は低くなった。

○　幼保小中交流会等を活かし、幼稚園等の就学前施設と小学校と中学校の教員が連携して、授業保育を相互参観する等、スタートカリキュラムの作成や、中１ギャップを解消する取組を充実させた。

○　東京都教育委員会より指定された就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会の最終年度ある令和５年９月に、モデル園・校による研究発表会を実施した。モデル園・校の実践を通じて、参加者に対して、接続の重要性や、研究の成果・課題を周知することができた。

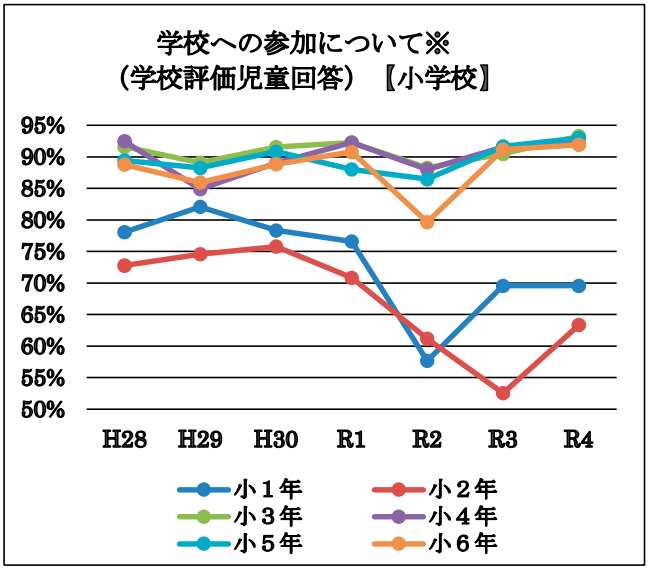

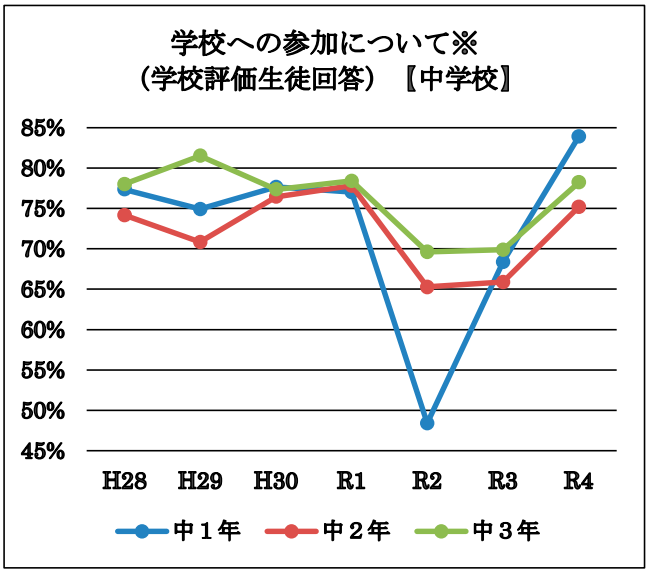

※「学校への参加について」質問項目
・学校公開週間や運動会などの学校行事には、多くの参観者がいると感じる。

【成果・評価】

○　令和２・３年度はコロナ禍であっても保護者が参観できるよう各校において様々な工夫を行ったが、減少した学年もあった。令和４年度にはコロナ禍以前まで、肯定的回答率が戻った。特に中学校ではその伸びが顕著である。子どもたちが楽しいと思える学校行事を工夫してつくりあげた成果である。

○　コロナ禍の影響により、地域のお祭り等が中止したこともあり、参加する子どもたちが減少した。特に中学校での参加が少ない現状があるため、今後は地域行事にボランティアとして参加する等の工夫した取組が必要である。

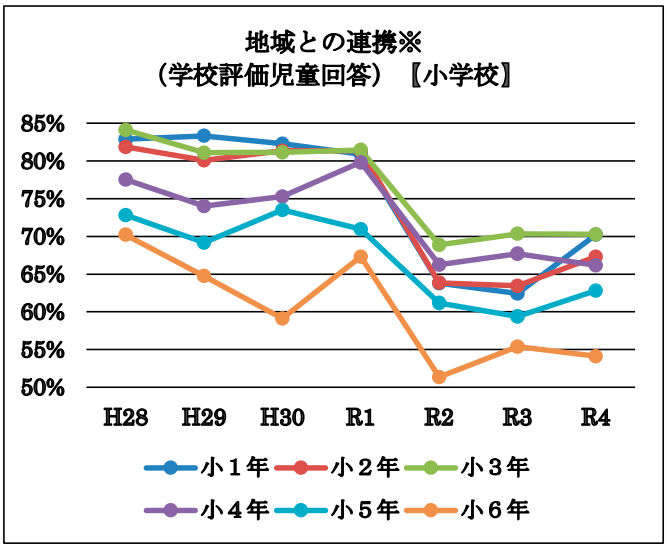

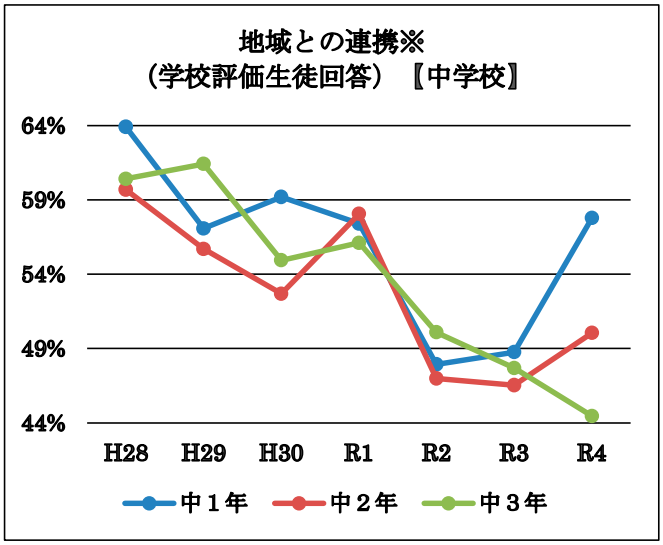

【課題】

○　新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、今後開催される地域行事に学校として参加したり、ボランティアとして参加したりするなどの取組を強化し、子どもたちを地域全体で見守り、育てていく環境整備を推進していく必要がある。

※「地域との連携について」質問項目
・お祭りなど、地域行事に参加している。

10　良好な教育環境

【これまでの取組】

○　要保護児童対策地域協議会において、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を実施し、関係機関が連携する支援体制を整えている。

○　避難訓練年間計画を作成し、想定される災害や非常事態に際し、その状況に応じて迅速に避難できるよう年間 11 回以上避難訓練を実施した。

○　地域の危険と思われる場所を発見して、被害に遭わない能力を子どもが身に付けられるように、安全・安心マップを作成し、防犯教育を行った。

○　ＳＮＳの使用、薬物乱用防止、犯罪被害防止等のセーフティ教室を年間をとおして１回以上必ず実施した。

○　小学校全校の通学路に設置した防犯カメラを運用することで、犯罪抑止効果を高め、通学路における児童の安全確保を図った。

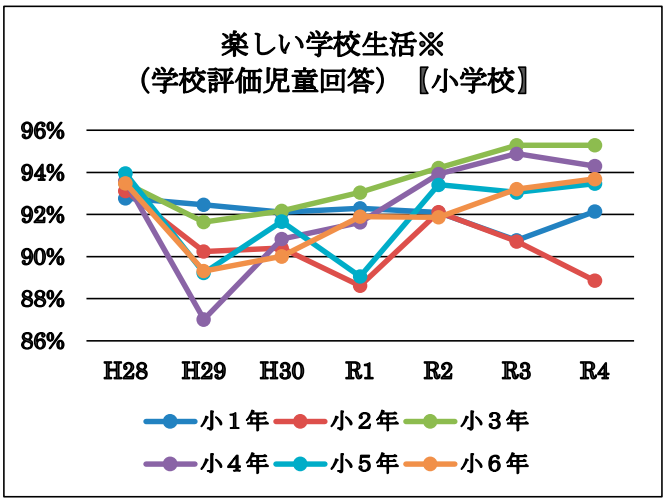

【成果・評価】

○　学校評価アンケート調査（児童・生徒回答）によると、学校は楽しいと回答している子どもたちが小学校では８割以上、中学校では９割以上となった。特に中学校での増加傾向が顕著であり、学びの推進プラン第２期における様々な取組の成果であると考える。

※「楽しい学校生活」質問項目
・先生や友達と楽しい学校生活を過ごしている。

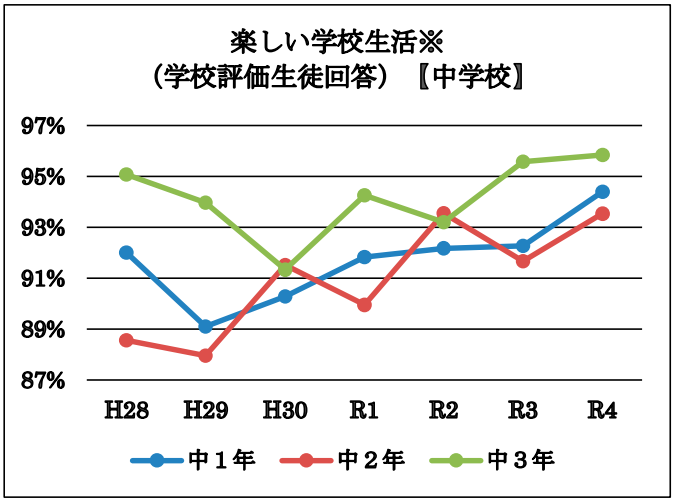

【課題】

○　児童・生徒の安全確保の観点から、子どもたちを取り巻く環境を把握し、各校において、情報モラルの育成や、関係機関との連携を強化していく必要がある。

５　第３期の重要項目

第３期の改定にあたっては、第２期の体系を継承しつつ、先述の各項目におけるこれまでの取組の推進状況を評価・検証し、成果や課題を明らかにした上で、主に以下の６点を中心に改定を行った。

（１）教員の働き方改革の推進・徹底

校務の多忙化により教員の事務作業が膨大となっており、本来、教員が担う授業の準備に多くの時間を費やすことができずにいる現状がある。学校の働き方改革においては、教員に心身の健康を損なうような無理な負担を強いることのないよう業務を見直すことが大切である。教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、事務作業の負担軽減を推進していく。

（２）良好な教育環境の整備

小・中学校の多くは昭和 30 年代、40 年代に建設されたため老朽化が進んでおり、建替え（改築）について具体的な検討が必要となっていることから、荒川区公共建築物中長期改修実施計画及び荒川区教育施設長寿命化計画に基づいた大規模改修等を計画的に進めていくとともに、35 人学級編制による教室の確保、耐用年数の到来を見据えた建替え（改築）等について具体的な検討が必要である。学校（園）施設の安全及び機能の確保・充実を図るため、大規模改修等を計画し、実施していく。

（３）ＩＣＴ機器等を効果的に活用した情報教育の充実

令和７年度に更新するタブレットＰＣの活用をとおして、子どもたちの資質・能力の向上につなげることや、学習習慣の定着や情報モラルの醸成につなげていく必要がある。また今後ますます学習での利用機会が加速することが予測される生成ＡＩ等について、教員の理解を深めるための研修等を実施し、最先端の情報教育の充実を図っていく。

（４）体験活動の一層の充実、家庭学習・補充学習の推進

コロナ禍において、様々な制限の中で子どもたちは学校生活を送ってきた。以前は当たり前にように実施していた交流や体験活動、学校行事が中止・変更となることもあった。新型コロナウイルス感染症が５類移行となり、改めて児童・生徒が本物に触れる体験活動を充実させ、他者と関わりながら、課題を解決できる資質・能力の向上に向けた取組を推進していく。

本区で実施している学力調査の意識調査の結果から、本区の子どもたちは「だいだい毎日勉強している」「家で授業の予習・復習をしている」割合も全国の平均と比較して低い。タブレットＰＣのデジタルドリルコンテンツ等を活用したり、その日の授業を振り返ったりするなど家庭での学習の充実・強化を図りながら学習習慣を確立できるよう推進していく。

（５）すべての子どもたちが安心して学べる機会の確保

子どもたちを取り巻く環境は、多種多様であり、いじめ、不登校の増加が全国的に共通の課題となっている。また、登校できているが集団に対して順応が難しい子どもたちもいる事実である。この状況下において、すべての子どもが安心して学べる機会を確保することは、必要不可欠であり、教育委員会としても、関係機関と連携を強化しながら、様々な分野において取組を推進していく。

（６）「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」の制定を踏まえた読書活動のさらなる充実

「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」は、読書活動に関する取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深める等を目的として、令和５年４月１日に施行された。その主旨を踏まえ、子どもたちの個性及び発達の段階に応じ、子どもたちが日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけをつくり、読書活動に取り組む意欲を高めるとともに、子どもたちが主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り拓いていく力を身に付けることができる取組を推進していく。

６　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関わり

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）とは、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までの達成を目指す国際目標である。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしている。

本プランでは、ＳＤＧｓに対する子どもたちの感覚を高めるとともに、ＳＤＧｓの 17 のゴールのうち、主に「４　質の高い教育をみんなに」の達成に貢献することを目指し、すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進していく。

また、学習指導要領では、持続可能な社会の創り手の育成が掲げられている。環境、貧困、人権、平和、開発等の世界の様々な課題を自らの問題として捉え、持続可能な社会の創り手を育む教育であるＥＳＤ（Education for Sustainable Development）の視点に立った学習指導で重視する能力・態度を育成することとしている。具体例として以下の７項目が掲げられている。

（１）批判的に考える力
（２）未来像を予測して計画を立てる力
（３）多面的・総合的に考える力
（４）コミュニケーションを行う力
（５）他者と協力する力
（６）つながりを尊重する態度
（７）すすんで参加する態度

これら７項目を地域の実態や子どもたちの発達の段階に応じ、学校ごとに取捨選択したり、アレンジを加えたりしながら、取り組んでいく。

７　「学びの推進プラン」の体系図

「学びの推進プラン」では、「学校教育ビジョン」が示す６本の施策の柱ごとに重点推進目標及び推進目標を次のように設定した。

１　夢につながる主体的な学びを推進する

- （１）主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る
  - 推進目標１：学習指導要領を踏まえた教育を充実させる
  - 推進目標２：主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業改善を推進する
  - 推進目標３：基礎的・基本的な知識及び技能の向上及び定着を図る
- （２）学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む（重点）
  - **重点推進目標１：教育課程に位置付けた学校図書館の利活用を推進する**
  - **重点推進目標２：毎日実施する読書活動を充実する**
  - **重点推進目標３：区立図書館との連携を充実する**
- （３）ＩＣＴ機器を活用し、２１世紀型能力を身に付ける（重点）
  - **重点推進目標４：情報スキル及び情報活用能力の育成を図る**
  - **重点推進目標５：情報モラル教育の充実を図る**
  - **重点推進目標６：情報スキル及び情報活用能力（情報モラルを含む）について教員自身の資質・能力の向上を図る**
- （４）英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する（重点）
  - **重点推進目標７：「荒川区小学校英語科指導指針」を生かした授業を推進する**
  - 推進目標４：英語教育における小・中学校の円滑な接続を推進する
  - 推進目標５：小・中学校夏季休業中におけるワールドスクールの実施・充実を図る
- （５）放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける
  - **重点推進目標８：「あらかわ寺子屋」や家庭学習の充実を図る**
- （６）すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う
  - 推進目標６：日常的な交流及び共同学習の取組を推奨する
  - 推進目標７：ユニバーサルデザインの普及を図る
  - 推進目標８：特別支援教育の充実を図る

２　こころとからだの健全な育成を図る

- （１）互いに認め合う教育を推進する（重点）
  - 重点推進目標９：すべての教育活動の基盤としての人権教育の推進を図る
- （２）道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める（重点）
  - 重点推進目標１０：「特別の教科　道徳」の実施及び充実を図る
  - 推進目標９：地域との連携をとおして子どもたちの道徳性の涵養を図る
- （３）いじめをゆるさない子どもを育てる（重点）
  - 重点推進目標１１：学校全体でいじめをゆるさない校風を醸成する
  - 重点推進目標１２：いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を学校全体で推進する
  - 重点推進目標１３：不登校の子どもたちへの支援の充実を図る
  - 重点推進目標１４：教育委員会及び関係諸機関との連携を図る
- （４）すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる
  - 重点推進目標１５：子どもや保護者の悩み等に親身に対応できる校内相談体制の充実を図る
  - 推進目標１０：教育委員会、学校、関係諸機関との連携を図る
- （５）スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める
  - 重点推進目標１６：体力向上を図る活動を充実する
  - 重点推進目標１７：部活動の充実を図る
- （６）基本的な生活習慣を形成する
  - 推進目標１１：基本的な生活習慣を形成する取組を推進する
  - 推進目標１２：あいさつをする習慣を身に付ける
  - 推進目標１３：保健教育を中心とした健康教育を推進する
  - 推進目標１４：家庭と連携した食育の推進を図る

３　体験的な学習活動をとおして、よりよい未来社会を築く

（１）将来への目的意識を学ぶキャリア教育を推進する（重点）

- **重点推進目標１８：子どもたちが将来に夢をもてるよう、キャリア教育の推進を図る**
- **重点推進目標１９：未来社会で生きていくために自ら考え、行動できる資質・能力の育成を図る**

（２）自然体験をとおして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる（重点）

- **重点推進目標２０：宿泊学習における体験活動の充実を図る**
- 推進目標１５：自然体験及び農業体験等の充実を図る
- 推進目標１６：環境教育の推進を図る

（３）日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる

- 推進目標１７：伝統・文化理解教育の推進を図る

（４）世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する

- 推進目標１８：世界の人々との交流活動の推進を図る

４　教師が育つ学校をつくる

（１）校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する（重点）

- 推進目標１９：学校の創意・工夫を活かした学校パワーアップ事業を推進する
- 推進目標２０：校長の人材育成能力の向上を図る

（２）教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる

- 推進目標２１：不断の授業改善をとおして教員の指導力の向上を図る

（３）研修を充実し、教師の向上心を高める（重点）

- 推進目標２２：高い専門性をもつ教員を育成し、子どもたちの学校生活の充実を図る
- 推進目標２３：優れた授業力の継承を推進する

（４）教師が子どもと向き合う時間を確保する

- **重点推進目標２１：教員の事務作業の効率化の推進を図る**

５　学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる

（１）学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする

- 推進目標２４：学校から家庭・地域へ情報を発信し連携を図る
- 推進目標２５：ホームページ等の発信方法を工夫し、分かりやすいものにしていく

（２）家庭の教育力を高める（重点）

- 推進目標２６：ＰＴＡ組織との連携を図り、学校と家庭でともに子どもたちを教育していく雰囲気を醸成していく
- 推進目標２７：子育ての悩み解消への手立てを図る

（３）地域と連携し、社会に貢献する心を培う（重点）

- **重点推進目標２２：地域の担い手となる防災ジュニアリーダーを育成するため、全区立中学校防災部の充実を図る**

（４）学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う

- 推進目標２８：地域の団体との連携を推進する
- 推進目標２９：社会に貢献する心を育成するため、ボランティア活動を推奨する

（５）幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める

- **重点推進目標２３：小１プロブレムや中１ギャップの解消を図る**

６　良好な教育環境と体制を整える

（１）すべての子どもが安心できる環境を整備する（重点）

- **重点推進目標２４：子ども家庭総合センター等の関係諸機関との連携を図る**

（２）安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する

- 推進目標３０：すべての子どもたちに危険に対する予測と回避行動ができるよう安全指導の充実を図る
- 推進目標３１：子どもが安心して過ごせる安全な学校づくりを推進する

（３）企業や大学と連携して多様な人材活用を図る

- 推進目標３２：専門家との連携による最先端の教育を受ける機会を拡大する

（４）学校施設の大規模改修等を計画的に進める（重点）

- **重点推進目標２５：学校施設の充実を図る**

（５）良好な教育環境を整備する

- 推進目標３３：子どもが学びやすい学習環境の充実を図る

８　重点推進目標及び推進目標における取組

「学校教育ビジョン」おける各施策の柱に従って、柱ごとに、第３期（令和６年度～令和８年度）における 25 の重点推進目標及び 33 の推進目標を掲げ、175 の具体的な取組内容を設定し、全校で取り組んでいく。

なお、この 175 の取組については、令和７年度に検証し、新たな学校教育ビジョン及び「学びの推進プラン　第１期」に向けて、成果と課題を明らかにしていくものとする。

１　夢につながる主体的な学びを推進する

子どもたちが将来自分の夢をかなえることができるよう、学力の向上を目指し、基礎学力及び思考力・判断力・表現力等を伸ばす。

本柱は、学力の向上施策を中心とした柱である。

学習指導要領の改訂の基本的な考え方として、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する前学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することが挙げられている。

学習指導要領の考え方及び内容を十分に踏まえた上で、子どもたちが、基礎学力及び思考力・判断力・表現力等を伸ばすため、学校図書館の授業における活用、電子黒板やタブレットＰＣ等のＩＣＴ機器の活用を軸にした授業の充実を図っていく。そして、教員による不断の授業改善をとおして、すべての子どもたちに「学力の３要素※」をバランスよく向上させることを目指していく。また、令和３年１月に中央教育審議会初等中等教育分科会から示された「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）ですべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を踏まえた教育の充実を図っていく。子どもたち一人ひとりの特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う。そして、家庭との連携を図り、宿題やオンライン学習用教材等を活用しての予習・復習等、家庭における学習も大切にしながら基礎的な知識及び技能の向上を図る。

（１）主体的に取り組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図る

＜推進目標１＞

学習指導要領を踏まえた教育を充実させる

学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、子どもたちが能動的に学び続けるための授業改善を図る。また、各校の実態に応じて教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるカリキュラム・マネジメント※を確立するよう推進する。「特別の教科　道徳」、小学校「英語科」、「プログラミング学習」等を推進していく。

※【学力の３要素】学校教育法第 30 条では「学力」のことを、「基礎的な知識及び技能」、「基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」であると示しており、この３点についてバランスよく学ぶことが大切であるとしている。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="8">＜推進目標１＞
学習指導要領を踏まえた教育を充実させる</td><td rowspan="2">1</td><td>カリキュラム・マネジメント※による教育課程の充実</td><td>各校の教育課程にカリキュラム・マネジメントの全校記載</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各校園で、教育課程編成時に、自校・園の課題を明確にした上で目標を定め、教科横断的な視点でその目標を達成させるための教育内容を意図的・計画的に取り組むことができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>小学校第５・６学年における英語教育の充実</td><td>英語担当者等研修会年間２回実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・小学校英語科指導指針を改訂し、評価に関する内容を追記した。児童の実態に合わせて学習内容を精査し、実践、開発、充実を図った。
・令和６年度より区立小学校全６年生が体験型英語学習施設で英語を学習する機会を設ける。
（小学校英語教育担当者連絡会年２回実施）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>【ＩＣＴ】
小学校におけるプログラミング学習の推進</td><td>小学校全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・令和元年度から令和４年度まで「プログラミング教育研修」を年間２回実施した。また、情報教育担当者研修会を通じて、情報教育の推進を図っている。教育課程のプログラミング教育の実施を位置付けるとともに、大学との連携を図り、各小学校で実施している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>「特別の教科　道徳」の趣旨を十分に活かし、道徳の授業を要とした「考える道徳、議論する道徳」の実践</td><td>区道徳教育研修会年間２回実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・道徳教育研修会における学識経験者からの指導・助言や、授業公開等をとおして、考える道徳、議論する道徳の実践を推進することができた。
（全体計画及び年間指導計画の見直しを全校にて実施、区道徳教育研修会年間２回実施）</td></tr>
</table>

＜推進目標２＞

主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業改善を推進する

学習指導要領の改訂の基本方針の１つとして「知識の理解の質を高め資質・能力を育む『主体的・対話的で深い学び』の推進」が挙げられている。そこで、学習指導要領の考え方を十分に取り入れ、話し合う、書く、考えるなどの活動教育活動を行い、子どもたちに深い学びを実現させるよう取り組んでいく。

※【カリキュラム・マネジメント】文部科学省では、カリキュラム・マネジメントの３つの側面を次のように定義している。
１　各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと
２　教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のＰＤＣＡサイクルを確立すること
３　教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜推進目標２＞
主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業改善を推進する</td><td rowspan="2">5</td><td>話合い活動や書く活動、発表、学習の振り返りなどを十分に取り入れた授業の充実</td><td>各校の教育課程に主体的・対話的で深い学びについて全校記載</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・児童・生徒にとって、「主体的・対話的で深い学び」となるよう授業改善を図り、様々な職層の研修会において、学識経験者等より指導・助言をいただく機会を設けた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>多様な考えを認め合いながら、論理的に筋道を立てて整理していくような思考活動を十分に取り入れた授業の充実</td><td>校内研究会・研修会
各校年間３回以上実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・児童・生徒が互いに対話的な活動をとおして、多様な考えを基にして思考を深め、学習に取り組むことができた。教員の授業力向上のため、各校で様々な分野に関する研修会を行い、学識経験者より指導助言をいただく機会を設けた。</td></tr>
</table>

＜推進目標３＞

基礎的・基本的な知識及び技能の向上及び定着を図る

これまで、確かな学力の定着・向上に特に力を入れ、国語や算数の指導方法の工夫改善に努めてきた。引き続き、「学力の３要素」を踏まえ、「算数・国語大好き事業」やオンライン学習用教材等の十分な活用を図りながら、基礎的な知識及び技能の向上及び定着についても、重点推進目標として掲げ、重点的に３年間継続して推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜推進目標３＞
基礎的・基本的な知識及び技能の向上及び定着を図る</td><td rowspan="2">7</td><td>【体験学習】
習熟度別少人数学習※等、個に応じた教育の充実</td><td>全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・指導方法工夫改善の取組の下、少人数での学習支援が行うことができている。学力向上担当教師の配置もあり、丁寧な実践が行えることで、児童・生徒の国語・算数に関する学力が少しずつであるが伸びてきている。
［東京都の少人数授業の加配教諭を配置した学校］（令和５年度実績）
小学校 24 校　24 名、中学校 10 校　20 名、計 34 校　44 名
（小学校：算数 24 名、中学校：数学 10 名、英語 10 名）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>【体験学習】
小学校低学年対象の「算数・国語大好き事業」の推進</td><td>対象校への配置率 100％</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・本事業をとおして、国語や算数における児童のつまずきの早期発見につながり、迅速な対応ができている。国語大好き事業：15 校実施、算数大好き事業：18 校実施（令和５年度）</td></tr>
</table>

	9	【体験学習】 オンライン学習用教材の活用による自宅での補充学習の実施	全校実施	指導室
		・コロナ禍において、タブレットＰＣを活用したオンライン学習教材は児童・生徒の家庭学習だけでなく、授業における活用により、児童・生徒の基礎基本の定着につなげることができた。		
	10	【体験学習】 長期休業日を活用した中学校第１学年の基礎学力向上のための補充教室の実施	中学校全校実施	指導室
		・令和元年度に、２校でモデル実施。令和２年度より全 10 校で７月中旬から 12 月下旬の期間に実施		

（２）学校図書館を活用し、興味や関心を広げ探究する力を育む＜重点＞

＜重点推進目標１＞

教育課程に位置付けた学校図書館の利活用を推進する

教育課程の中で、学校図書館を計画的に利活用し、調べ学習の推進と情報活用能力の育成を行い「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の活用を図り、「学校図書館で、図書館資料を使って授業を行う等、各教科等の日常的な指導において活用する」、「教室での授業において学んだことを確かめ、広げ、深め、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表する」、「学校図書館の利用指導等の取組を通じ、情報の探し方・資料の使い方を教える」、「児童・生徒が学習に使用する資料や、児童・生徒による学習の成果物等を蓄積し、ファイリングするなどして、活用できるようにする」等、児童・生徒の、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、荒川区「子ども読書活動推進計画」を踏まえ、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させていく。また、全小・中学校に導入した１人１台のタブレットＰＣを活用し、多様なメディアの資料や情報を取り扱うようにする。そのことにより、子ども及び教職員の情報ニーズに対応するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成していく機能を果たしていく。

※【習熟度別少人数学習】授業場面において、その教科の習熟度に応じて、子どもたちを学級集団とは別の集団に分け、その集団ごとに指導する指導方法及び形態のこと。一つの集団は元々の学級よりも少人数にする。東京都では「指導方法工夫改善」として、２学級を３分割することを基本としてきめ細かい指導ができるよう、各学校の希望に応じて、算数・数学・中学校英語を中心に教職員を加配措置している。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜重点推進目標１＞
教育課程に位置付けた学校図書館の利活用を推進する</td><td>11</td><td>【読書活動】
校長（学校図書館長）の学校経営方針の下、学校全体による組織的な「学校図書館活用指針」の活用</td><td>司書教諭研修会年４回
学校司書研修会年４回実施</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="4">・学校図書館活用が安定的に、継続されるには情報リテラシーを育む、教科横断型の学習計画の作成が必要である。学校図書館活用指針に基づき司書教諭研修会・学校司書研修会を通じて活用のための実態に即した年間計画に改訂していく。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>【読書活動】
学校図書館にある図書や新聞等を活用した「図書館を使った調べる学習コンクール」、「小論文コンテスト」等に参加することによる情報活用能力の育成</td><td>「図書館を使った調べる学習コンクール」参加作品数
小学校 6,400 点
中学校 2,000 点
合計 8,400 点

「小論文コンテスト」応募数
小学校 8,000 点
中学校 2,000 点
合計 10,000 点</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="4">・図書館を使った調べる学習コンクールの参加作品数
令和３年度　小学校 6,006 点/中学校 1,782 点　計 7,788 点
令和４年度　小学校 5,799 点/中学校 1,834 点　計 7,633 点
令和５年度　小学校 6,297 点/中学校 1,850 点　計 8,147 点
・小論文コンテスト
令和３年度　小学校 7,600 点/中学校 1,991 点　計 9,591 点
令和４年度　小学校 7,452 点/中学校 2,195 点　計 9,647 点
令和５年度　小学校 7,270 点/中学校 1,919 点　計 9,189 点
※コロナ前の水準に戻すべく努めているが、目標数の達成には至らなかった。</td></tr>
</table>

	13	【読書活動】 学校図書館支援室の充実及び活用	図書館支援室は学期に１回、計３回学校訪問 以下の研修を実施 ①司書教諭（学校図書館担当）研修４回実施 ②学校司書研修会４回実施 ③学校司書連絡会学期１回合計３回実施 ④地区別学校司書連絡会学期１回合計３回実施 ⑤新任学校司書研修会学期２回合計６回実施	教育センター
		・学校図書館長支援員・学校図書館スーパーバイザー（司書教諭）・教育センター司書の体制が定着し、研修会・授業支援・図書館整備・学校図書館教育全般について支援することができた。 ・図書館支援室は、学期に１回、計３回学校訪問を実施している。１学期は校長と学校司書と利活用状況や学校図書館運営について、２学期は司書教諭（学校図書館担当）と学校司書と学校図書館で連携、協働について聞き取りや支援の在り方等について、３学期は校長と成果と次年度に向けた取組について、校長及び学校司書と現状や課題を確認している。 ・研修は①司書教諭（学校図書館担当）向け４回、②学校司書研修会４回、③学校司書連絡会は区立図書館の参加を仰ぎ、学期１回、計３回、④地区別学校司書連絡会は４地区に分かれて学期１回、計３回学校司書連絡会学期１回、計３回⑤新任学校司書研修会学期２回、計６回行っている。その他夏休み前の図書館を使った調べる学習チャレンジ講座を４日（計８回）、その他、学校での授業支援、教員研修等を依頼に応じて行っている。 ・令和３年度より学校間における図書の賃借を学校交換便や運搬業者を活用する物流の体制を整えた。		

＜重点推進目標２＞

毎日実施する読書活動を充実する

荒川区は子どもから高齢者まで、誰もが読書に親しみ、学びながら心豊かに暮らすことのできるまちづくりを進めることを目的に平成 30 年に「読書を愛するまち・あらかわ宣言」を制定した。また、読書活動に関する取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深める等を目的として、「荒川区豊かな心を育む読書の

まちづくり条例」が令和５年４月１日に施行された。学校図書館での読書活動では、必ず本を読むための時間として朝・昼読書を確保するとともに、小・中学校の学校図書館を核として、教師や学校司書、保護者等のボランティア、区立図書館司書等の関係機関との連携をさらに深め、読み聞かせやブックトーク、本の紹介等を推進する。また、家庭や地域との連携を図りながら、「家読（うちどく）」についても重点的に取り組んでいる。各学校では、連休や長期休業前に、児童生徒や家庭に対して「家読」の実施を促すとともに、日常的に、読書月間・読書旬間の設置、教員・図書委員によるお勧め本紹介、読書だよりを通じての読書感想や活動事例の紹介等、「家読」に関する啓発活動を実施している。教育委員会でも推薦本リストの作成や、「家読」実践事例集を作成する等、「家読」の啓発を図っている。その他にも、親子貸し出し、家庭における読書等の推進、区立図書館や図書委員会が企画運営するビブリオバトル等、様々な活動をとおして児童・生徒の図書への関心や読書への意欲を高めていくとともに、読書活動の輪を地域に広げていく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜重点推進目標２＞
毎日実施読書活動を充実する</td><td rowspan="2">14</td><td>【読書活動】
１日 10 分以上 30 分未満の読書活動の推奨</td><td>朝読書・昼読書（学級延べ回数）
小学校 15,000 回、
中学校 4,500 回実施）</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・学校間で違いがあるものの、充実した読書の時間として、朝読書・昼読書が教育活動に位置付けられている学校がある。一方、毎日の継続的な読書時間を確保できないケースもある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">15</td><td>【読書活動】
長期休業日等を活用した、（家読（うちどく））をはじめとする家庭における読書活動の充実</td><td>家庭における読書（週１回以上）
小学校　70%以上
中学校　50%以上</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・令和４年度については、区内公立全小中学校において、長期休業時や連休時において、家読の啓発を行うことができた。
・学校では、「家読」のポスターやチラシを教室や学校図書館に掲示し、啓発を図ることができた。
・学校司書や学級担任によるブックトーク、読み聞かせ等を積極的に実施し、読書活動の充実を図ることができた。
・その他、読書月間・読書旬間等の設置、教職員・図書委員による図書紹介、読書だよりによるおすすめ本紹介・実践紹介、読書の冊数に応じた表彰等、各学校が工夫を凝らし、日常的に「家読」を推進している。
・令和４年度には、各学校の取組実践事例集を作成し、区内公立全小・中学校に配布している。
・令和４年度には、荒川区小中学校推薦図書リスト『本との出会い』を改訂し、より時代やニーズに合わせた図書を紹介し、読書活動の充実に寄与することができた。</td></tr>
</table>

＜重点推進目標３＞

区立図書館との連携を充実する

各学期に１回開催する学校司書連絡会において、学校司書と区立図書館司書が情報共有や意見交換を行うとともに、学校図書館と区立図書館との連携を充実させることにより、区立図書館から学校への調べ学習に必要な資料や学級文庫用図書の団体貸し出し、区立図書館司書による小学校１年生向けの区立図書館ガイダンスの実施、教材・単元に合わせたブックトークの実施等、児童・生徒が自分に合った本に出会い、読書の楽しみを感じ、読書意欲を高めることができる取組を推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜重点推進目標３＞
区立図書館との連携を充実する</td><td>16</td><td>【読書活動】
区立図書館との連携及び活用の推進</td><td>地区別学校司書連絡会の学期１回ごと年３回実施</td><td>教育センター
ゆいの森課
地域図書館課</td></tr>
<tr><td colspan="4">・各学期に１回、学校司書連絡会を開催し、学校司書と区立図書館司書の情報・意見交換を行った。教育課程の在り方や読書活動、図書館イベント等の情報を共有することができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">17</td><td>【読書活動】
小学生対象の「調べる学習チャレンジ講座」をとおして区立図書館と連携した「図書館を使った調べる学習コンクール」の取組の充実</td><td>「調べる学習チャレンジ講座」実施 110 名以上の参加

「図書館を使った調べる学習コンクール」参加作品数
小学校 6,400 点
中学校 2,000 点
合計 8,400 点</td><td>教育センター
ゆいの森課
地域図書館課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・「調べる学習チャレンジ講座」をゆいの森あらかわ、南千住図書館・尾久図書館で開催した。学校図書館支援室と学校司書と図書館司書が連携し、児童たちが自らの力で情報を収集・選択・活用していけるよう、その方法を子どもたちに伝えることで、児童の学習活動を支援していくことができた。
・「調べる学習チャレンジ講座」参加数
令和３年度　46 人　令和４年度　94 人　令和５年度　101 人
ゆいの森あらかわ、南千住図書館、尾久図書館で開催し、学校図書館支援室と学校司書及び区立図書館司書が、資料を使って調べるための支援を行った。
・図書館を使った調べる学習コンクールの参加作品数
令和３年度　小学校 6,006 点/中学校 1,782 点　計 7,788 点
令和４年度　小学校 5,799 点/中学校 1,834 点　計 7,633 点</td></tr>
</table>

		令和５年度　小学校 6,297 点/中学校 1,850 点　計 8,147 点 ※コロナ前の水準に戻すべく努めているが、目標数の達成には至らなかった。		
	18	【読書活動】 全小学校第１学年を対象とした、図書館司書による区立図書館利用案内の実施	児童向け利用案内の全小学校配布	ゆいの森課 地域図書館課
		・全小学校に区立図書館司書が出向き、児童向けの利用案内を配布し、図書館の利用方法について分かりやすく児童に伝えた。また、あわせて読み聞かせやブックトークを行うなどして、読書の魅力を伝えることができた。		
	19	【読書活動】 小・中学校における職場体験・勤労留学、町探検の受け入れ	小学校における町探検の受け入れ 勤労留学中学校全校実施	ゆいの森課 地域図書館課 指導室
		・コロナ禍において縮小していたが、令和４年度は積極的に受け入れを行った。勤労留学や町探検の受け入れにより、児童・生徒たちの図書館への理解や関心が深まった。（令和４年度実績　勤労留学及び特別支援学級の職場体験：13 校）		
	20	【読書活動】 団体貸出しや図書館通帳の無料配布による小中学生の読書活動の推奨	団体貸出冊数 23,000 冊	ゆいの森課 地域図書館課
		・児童・生徒が日常的に活動する場所において、いつでも気軽に本に親しむための環境づくりや、調べる学習を行う際に役立てられている。（小学校：18,600 冊　中学校：1,624 冊） ・区内小中学生の図書館利用登録の際に、図書館通帳を無料配布し活用してもらうことで、多面的な読書の楽しさを感じてもらい、児童・生徒の読書活動を推進することができた。		

（３）ＩＣＴ機器を活用し、２１世紀型能力を身に付ける＜重点＞

＜重点推進目標４＞

情報スキル及び情報活用能力の育成を図る

荒川区では、平成 22 年度より全普通教室を対象に電子黒板を導入し、さらに、平成 26 年度に他の自治体に先駆けて、タブレットＰＣを全校に導入し、１人１台の活用を推進してきた。その結果、子どもたちの情報スキルや情報活用能力について飛躍的な向上を図ることができた。令和２年度にはタブレットＰＣを家庭に持ち帰ることができるよう完全１人１台体制を整備した。通常の教育活動はもちろんのこと、今後、感染症拡大防止等による臨時休業の措置がとられても、家庭にてビデオ会議システムを使用しオンラインホームルームや授業を受けたり、オンライン学習用教材を利用したりすることができるよう、子どもたちの情報スキル及び情報活用能力の更なる育成を目指し推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="10">＜重点推進目標４＞
情報スキル及び情報活用能力の育成を図る</td><td>3</td><td>【ＩＣＴ】
小学校におけるプログラミング学習の推進（再掲）</td><td>小学校全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">21</td><td>【ＩＣＴ】
各教科等における、電子黒板を活用（デジタル教科書等）した授業の充実</td><td>全校活用</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・平成 22 年度より全普通教室に電子黒板を導入し、各先生方にも授業で使用することが定着している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">22</td><td>【ＩＣＴ】
タブレットＰＣ１人１台体制の効果的な活用</td><td>１人１台整備</td><td>学務課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・１人１台整備されたタブレットＰＣを家庭に持ち帰り、デジタルドリルコンテンツを活用している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">23</td><td>【ＩＣＴ】
Wi-Fi ルーターの貸出</td><td>貸出整備</td><td>学務課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・Wi-Fi ルーターが必要な家庭に貸し出すことで、タブレットＰＣを持ち帰った際、調べ学習や課題を取り組むことができている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">24</td><td>【ＩＣＴ】
各教科等におけるタブレットＰＣを活用した授業の充実</td><td>※区の学力調査
タブレットＰＣを活用した授業について
小学生の９割以上
中学生の８割以上
肯定的回答</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・タブレットＰＣ活用指針に基づき、各教科等の活用の推進が図られてきた。また、持ち帰り学習や、オンライン授業の実施より、確実に子どもの情報スキルが向上してきた。（タブレットＰＣを活用した授業について小学生・中学生ともに８割以上が分かりやすいと回答　令和４年度結果）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">25</td><td>【ＩＣＴ】
各教科等による調べ学習等の充実をとおした必要な情報を取捨選択できる能力の育成</td><td>※区の学力調査
小学校第４学年以上の８割以上
肯定的回答</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各校において、児童・生徒が情報を収集・選択・発信できるよう指導している。（調べたり、まとめたりするときに、コンピュータを使うことができるとの設問に対し小学校第４学年以上で８割以上が肯定的な回答　令和４年度結果）</td></tr>
</table>

	26	【ＩＣＴ】 義務教育９年間を見通した、学年の発達の段階に応じて身に付けさせる情報スキルの整理及び指導の充実	※教育の情報化調査 児童・生徒のＩＣＴ活用を指導できる教員８割	指導室
		・９年間を見通した身に付けるべき情報スキルが整理されてきた。持ち帰り学習や、オンライン授業の実施より確実に子どもの情報スキルが向上してきた。 （９割以上の教員が、児童・生徒にコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導している。令和４年度結果）		
	27	【ＩＣＴ】 オンラインによるグループ学習の実施	グループ学習の実施	指導室 学務課
		・コロナ禍において、オンライン授業を実施した際、オンラインでのグループ学習を実施した。またクラウドを活用した共同編集を行うなど、グループ学習を実施している。		

＜重点推進目標５＞

情報モラル教育の充実を図る

子どもたちが 21 世紀の情報化社会を生き抜いていくためには、単なる情報スキルだけでなく、情報を駆使して自ら知識や思考力を高めたり、多様な他者と議論したりすることができるような資質・能力が求められている。荒川区では、タブレットＰＣ活用指針の令和４年２月に改訂を行い、情報モラルの育成を一つの柱としている。これまでの情報教育で実施してきた情報モラル教育についてもさらに充実を図り、子どもたちが適切に情報を活用し、ＳＮＳ等、インターネット上においても実際の社会と同じく相手を思いやり、互いに高め合っていく関係を築くことが大切であるとの認識をしっかりと身に付けられるようにしていく。併せて、ＳＮＳを活用時のルールを区で示し、使用時間や使用する場所を制限することで、視力低下、生活リズムの乱れ、病的なインターネット依存等の健康被害を未然に防いでいく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標５＞ 情報モラル教育の充実を図る	28	【ＩＣＴ】 道徳や特別活動等を中心に、各教科等において、インターネットの使い方、情報モラルについての指導の充実	あらかわＳＮＳルールを基に各校が作成したＳＮＳルールの活用を図る。	指導室
		・９年間を見通した身に付けるべき情報モラルが整理されてきた。各教科等の指導を通じて、指導している。（９割以上の小学校高学年、中学生はＳＮＳ上のトラブルがない　令和４年度区学力調査結果）		

	29	【ＩＣＴ】 あらかわＳＮＳルールを基に、各校が学校ＳＮＳルールを作成する。		教育センター
		・区内公立全小中学校が、あらかわＳＮＳルールを基に、独自のＳＮＳルールを作成し、子どもたちの健康被害防止やルールを守ってＳＮＳを使用するよう啓発ている。また、ＳＮＳルール順守啓発のため、令和４年度にリーフレットを作成し、各家庭に配布している。		

＜重点推進目標６＞

情報スキル及び情報活用能力（情報モラルを含む）について教員自身の資質・能力の向上を図る

子どもたちに 21 世紀型能力を身に付けさせていくためには、指導する教員自身にその能力が備わっていなければならない。情報スキルや情報活用能力について、研修等を活用して教員自身の資質・能力をさらに向上させ、子どもたちに質の高い教育を実施できるようにする。また、生成ＡＩに関わる教員研修を実施するなど、最新技術に関する理解を深めるとともに、令和７年度のタブレットＰＣの更新に備え、導入前から教員が安心して授業で活用できるようにしていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標６＞ 情報スキル及び情報活用能力（情報モラルを含む）について教員自身の資質・能力の向上を図る	30	【ＩＣＴ】 教員研修及び荒川区教育研究会との連携の充実	校内研究会・研修会 各校年間３回以上実施 荒川区教育研究会における教科部会年間２回以上開催	指導室
		・活用指針の改定に伴い、さらなる活用を広げるために、活用方法を検証し、授業改善を今後行っていくことが必要。「主体的・対話的で深い学び」になるための活用方法を研究し実施していく。		
	31	【ＩＣＴ】 校内ＯＪＴの充実	ＩＣＴ教育推進教師研修会 年２回実施	指導室
		・ＩＣＴ教育推進教師を中心とした校内ＯＪＴの充実を図り、他地区から異動してきた教員や新規採用教員に対する研修を図っている。各学校における支援体制を構築していく。（ＩＣＴ教育推進教師研修会年２回実施）		
	27	【ＩＣＴ】 オンラインによるグループ学習の実施 （再掲）	グループ学習の実施	指導室 学務課

（４）英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する＜重点＞

＜重点推進目標７＞

「荒川区小学校英語科指導指針」を生かした授業を推進する

荒川区では、平成 15 年５月に構造改革特別区域の認定を受け、同年７月に「荒川区小学校英語科指導指針」を策定するとともに、小学校の教育課程に英語科を設置した。その後、子どもたちの英語による実践コミュニケーション能力の素地が十分に培われてきていることを踏まえ、グローバル社会で活躍できる国際コミュニケーション能力の育成に向けた指導の更なる充実を図るため、令和５年３月に本指針を改訂した。また、令和２年度に「英語科年間指導全体計画」を基に１単位時間の授業の流れを示した「荒川区小学校英語科レッスンプラン」を作成した。本推進プランではこのレッスンプランの活用を推進していく。

中学校での英語教育は、小学校で培った基礎基本を基に、英語の４技能である「聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと」の習得を客観的に捉えることが重要である。そこで生徒の意欲と総合的な英語力の向上を図るため、実用英語技能検定への受検を推進する。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="10">＜重点推進目標７＞
「荒川区小学校英語科指導指針」を生かした授業を推進する</td><td rowspan="2">32</td><td>外国人英語指導員（以下：ＮＥＡ）を活用した、小学校第１学年からの英語教育の充実（新規）</td><td>ＮＥＡ派遣日数１学級あたり週１回配置</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・活用指針やレッスンプランが作成され、より活用方法が具体化され、担当が明確になった。
・英語教育重点校にＮＥＡを１学級あたり第１学年から第４学年までは年間２日増配、第５学年と第６学年は年間４日増配</td></tr>
<tr><td rowspan="2">33</td><td>「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」「書くこと」の４技能のバランスのよい育成（第１学年においては「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」の３技能）</td><td>英語教育重点校を１校以上指定</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・活用指針やレッスンプランが作成され、より活用方法が具体化され、担当が明確になった。（令和５年度は英語教育重点校１校を指定し研究推進）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">34</td><td>荒川区小学校英語科レッスンプランの活用</td><td>全小学校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各小学校では、レッスンプランに基づき、区内統一の授業の流れで、児童の実態に応じた英語教育を推進している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">35</td><td>実用英語技能検定における中学校３年生への検定料補助の実施</td><td>中学校第３学年対象に実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・全７級（１級・準１級・２級・準２級、３級、４級・５級）の検定料全額補助を１回。（令和４年度は受検した 578 名の検定料を全額補助）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>小学校第５・６学年における英語教育の充実（再掲）</td><td>英語担当者等連絡会年間１回実施</td><td>指導室</td></tr>
</table>

＜推進目標４＞

英語教育における小・中学校の円滑な接続を推進する

中学校に入学した子どもたちが、小学校６年間で学んできた英語力を中学校においても十分に発揮できるよう、英語教育における小・中学校の円滑な接続については、これまで以上に重要である。特に学習指導要領に示された内容について、小・中学校の教員同士が十分に連携することで、子どもたち一人ひとりの課題を把握することが大切である。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＜推進目標４＞
英語教育における
小・中学校の円滑な
接続を推進する</td><td rowspan="2">36</td><td>小学校における「読むこと」、「書くこと」の指導の充実</td><td>小学校英語科レッスンプラン 24 校全校活用</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・小学校英語科指導指針の改訂並びに、小学校英語科レッスンプランの作成により、区内全小学校において「読むこと」、「書くこと」の統一した指導を行うことができた。（荒川区小学校英語科レッスンプランを作成し十分に活用しているため）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">37</td><td>小学生・中学生への英語に関する意識調査等の実施</td><td>※区学力調査
英語について
小学校７割
中学校８割
肯定的回答</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・小学生・中学生への英語に関する調査等の実施し、小学生・中学生の英語に対する高い学習意欲を明らかになった。（７割の児童が英語の授業が楽しい、８割の生徒が英語の授業が分かりやすいと回答　令和４年度結果）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">38</td><td>小・中学校の英語担当教員を対象とした合同研修会等の計画的な実施・充実</td><td>英語教育担当者研修実施２回実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・小・中学校との連携強化のため、荒川区教育研究会英語部と連携し、互いの授業の相互参観を実施している。また、中学校英語教諭との合同研修会を実施した。</td></tr>
</table>

＜推進目標５＞

小・中学校夏季休業中におけるワールドスクールの実施・充実を図る

グローバル化が急速に進むこれからの社会を、子どもたちがたくましく生き抜くために、論理的に考え、世界の人々と英語等の日本語以外の言語を駆使してコミュニケーションを図ることのできる力を身に付けることが大切である。荒川区では、小学校は平成 16 年度、中学校は平成 28 年度より新たな取組内容として、英語だけを使用する宿泊行事としてワールドスクールを開始した。引き続き、子どもたちの英語による国際コミュニケーション能力の育成を図るため、推進していくこととする。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標５＞ 小・中学校夏季休業中におけるワールドスクールの実施・充実を図る	39	【体験学習】 小学校におけるワールドスクールの充実・推進	小学校ワールドスクール 90 名以上の参加	学務課
		・例年多くの参加希望者が応募し、実施後のアンケート調査の評価も高いため。（令和５年度参加者 118 名）		
	40	【体験学習】 秋田市との交流をとおした中学校におけるワールドスクールの充実・推進	中学校ワールドスクール 30 名以上の参加	学務課
		・例年多くの参加希望者が応募し、実施後のアンケート調査の評価も高いため。（令和５年度参加者 32 名）		

（５）放課後等の補充教室を充実し、学習習慣を身に付ける

＜重点推進目標８＞

「あらかわ寺子屋」や家庭学習の充実を図る

学習の習熟において課題のある子どもたちに対し、朝や放課後等の教育課程外の時間帯を活用した「あらかわ寺子屋」事業を継続推進し、子どもたちの基礎的・基本的な学力の向上及び定着を図っていく。その際、オンライン学習教材を活用し既習事項の理解の習熟を図る。実施に当たり、教師の負担軽減を視野に入れ、大学生や地域の方々を対象にＴＡ（ティーチングアシスタント）を募り、地域人材等の活用を促進していく。また、家庭との連携を図りながら、宿題や自分で疑問に思ったことを調べる、本を読むことはもちろんのこと、タブレットＰＣの持ち帰りが可能になったことから、予習・復習においてオンライン学習用教材を活用するなど家庭での学習を大切にしながら学習習慣を確立することが大切である。

さらに、土曜日等の休日や夏季休業日等を活用した補充教室について実施する。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標８＞ 「あらかわ寺子屋」や家庭学習の充実を図る	41	【体験学習】 「あらかわ寺子屋」の充実による放課後や朝の補充教室の実施	全校実施	指導室
		・「あらかわ寺子屋」事業の実施により、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせ、学力の向上を図ることができた。（全校 100％実施）		
	42	【体験学習】 「あらかわ寺子屋」における地域人材等の活用	全校人員配置	指導室
		・区のホームページやポスターを作成し、大学生以上を対象にティーチング・アシスタントや補充学習指導員をについて広く募集した。		

	43	【体験学習】 学校と家庭とで連携した学習習慣の形成の啓発推進	※区学力調査 学習習慣について 全国比の改善	指導室 教育センター
		・長期休業前（年３回）に「休業中の生活指導について」の通知を出し、各学校に基本的生活習慣の形成・持続ができるよう指導を促すことで啓発推進を図った。（だいだい毎日勉強している割合が、現行の学校教育ビジョン前の平成 28 年度と比較して、小学校で４学年、中学校で全学年改善が見られた。令和４年度区学力調査結果）		
	9	【体験学習】 オンライン学習用教材の実施による自宅での補充学習の実施（再掲）	全校実施	指導室
	10	【体験学習】 長期休業日を活用した中学校１年生の基礎学力向上のための補充教室の実施（再掲）	中学校全校実施	指導室

（６）すべての子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行う

＜推進目標６＞

日常的な交流及び共同学習の取組を推奨する

21 世紀の社会は、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現が求められている。その担い手である子どもたちには、障がいの有無に関わらず、多様な人々と交流を図り、理解し合うことが不可欠である。特別支援学級や他の学級の児童・生徒、地域社会の人たちとが、互いに触れ合いながら、日常的に共に学び、共に遊び、共に活動する機会を設けるよう、取組の推奨を図っていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標６＞ 日常的な交流及び共同学習の取組を推奨する	44	特別支援学級と通常の学級の児童・生徒が共に学んだり、遊んだりする活動の推奨	交流及び共同学習として学校行事、教科、特別活動、その他学校生活全般において、在籍学年として参加	教育センター
		・特別支援教学級では、宿泊行事、校外学習、運動会等には在籍学年クラで参加するなど、共に学ぶ機会を設定している。また給食交流も盛んである。算数や英語などの教科交流も子どもの状況に応じて設定され、特別支援学級に在籍する児童・生徒の意欲につながっている。 ・学校行事、教科、特別活動、その他学校生活全般において、交流及び共同学習を推進することで、互いの理解が深まった。		
	45	都立特別支援学校との副籍交流の推進	在籍児童・生徒の副籍交流の実施	教育センター

		・就学相談において副籍交流の内容を説明し、保護者や本人の希望を尊重しながら交流開始に向けて支援した。

＜推進目標７＞

ユニバーサルデザインの普及を図る

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「分かる授業」を展開していくよう、「算数・国語大好き」事業をはじめとする、様々な教育施策を立案・実施している。

さらに、子どもたちにとって分かりやすい授業を展開していくためには、全校でユニバーサルデザインを取り入れ、子どもたちが落ち着いて学べる環境を作ることが大変重要である。そのために、今後もユニバーサルデザインに基づいた環境整備を推進してしていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標７＞ ユニバーサルデザインの普及を図る	46	【学べる機会】 特別支援学級と通常の学級とを問わず、ユニバーサルデザインの普及・推進	ユニバーサルデザインの普及・推進	教育センター
		・就学相談や各学校から寄せられる身体的な障がいの援助・発達障がいの支援等では、主に安全確保のため、人的配置を行うなどの配慮を行っている。ユニバーサルデザインの普及推進については、令和３・４年度に荒川区立第四中学校がユニバーサルデザインをテーマに研究を実施し、令和４年度の研究発表会で区内小中学校に実践を発表し還元している。		

＜推進目標８＞

特別支援教育の充実を図る

共生社会の担い手となる、すべての子どもの学びを支え、障がいの有無に関わらず、子どもたちが社会的自立や社会参加に向けて主体的に学ぼうとする意欲を育成していくことはとても重要なことである。

引き続き、すべての子ども及び保護者一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子どもたちの能力や個性を伸ばす教育をとおして生活や学習上の困難に向き合い、克服するための適切な支援を推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標８＞ 特別支援教育の充実を図る	47	【学べる機会】 小・中学校の特別支援学級における教育課程、体験的な学習等の充実	各教科等合わせた指導の中に自立活動を取り入れる等、児童・生徒の実態に応じた教育課程の作成	教育センター

		・自立活動等、個別最適な学びに向けて各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替えたりする等、実態に応じた教育課程を編成したりよう指導・助言を行った。		
	48	【学べる機会】 小・中学校における特別支援教室の教育の充実	小中学校特別支援教室の円滑な運営	教育センター
		・小学校は令和４年度に８校体制へ、中学校は令和５年度に２校体制へ拠点校を拡充した。また、各拠点校にて支援方法や有効な教材・教具の研究を行っており、支援方法の充実を図っている。		
	49	【学べる機会】 在籍児童数の増加に対応した小学校特別支援学級適正配置の実施（新規）	小学校特別支援学級の適正配置	教育センター
		・小学校特別支援学級の適正配置に向け、学校及び関係部署との調整を行った。		
	50	【学べる機会】 医療的ケア児の教育環境整備（新規）	医療的ケア児の教育環境整備	教育センター
	51	【学べる機会】 特別な支援を必要とする園児の通園時送迎支援体制の整備（新規）	対象園児の通園時送迎支援実施	教育センター
	52	【学べる機会】 特別支援教育の充実に関わる研究の推進	研究内容を各校に情報提供	教育センター
		・特別支援教育推進室から提供される情報や研究の成果を各校に情報提供し充実を図った。		
	53	【学べる機会】 （小・中学校）特別支援教室巡回指導教員と特別支援教室専門員による指導等に関わる情報共有のための情報交換会の実施	学期に１回実施	教育センター
		・拠点校連絡会、合同主任会を実施し情報共有を図っている。また、特別支援教育研修会では情報交換の時間を設定した。		
	54	【学べる機会】 区立幼稚園等及び小中学校に配置している特別支援教育支援員等への研修実施（新規）	年間４回実施	教育センター
	55	【学べる機会】 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者を対象としたペアレントメンターによる講演会の実施（新規）	年間４回実施	教育センター
	56	【学べる機会】 日本語適応指導の充実	ハートフル日本語適応指導の利用申請増大	学務課 教育センター
		・「認定ＮＰＯ法人　多文化共生センター東京」が、教育センターにおいて「ハートフル日本語適応初期指導事業（通室による初期日本語指導）」を実施している。		

２　こころとからだの健全な育成を図る

子どもたちが生涯にわたって幸福な生活を送ることを目指し、こころとからだの健全な育成を図る。

本柱は、健全育成に関する柱である。

学習指導要領の改訂において、「特別な教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視。体育・健康教育に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成」することにが示されている。これは、本柱に関連する内容であり、十分に取り組んでいかなければならない考え方である。

人が健やかに育つには心と身体の両方を育てていくことが重要であり、心身が健やかな状態であることが幸福な人生を送るための基盤である。子どもたちが自他の命をかけがえのないものとして大切にし、健やかに成長するよう、道徳教育やいじめの問題への関わりを主軸として重点推進目標を設定した。特にいじめの問題については、日常的な未然防止、早期発見、迅速な早期対応、再発防止の徹底など重点的に推進していく。

一人の人間として子どもたちが健やかに成長するよう、併せて、子どもたちが豊かな心をもち、多様な考えを認め合い、対話を重ねることをとおして、集団生活において互いに尊重し合えることができるような教育を推進していく。

（１）互いに認め合う教育を推進する＜重点＞

＜重点推進目標９＞

すべての教育活動の基盤としての人権教育の推進を図る

生命を尊重し、思いやりの心や美しいものに感動する心をもつことは、子どもたちが豊かな人間関係を築き、幸福な人生を送る上で大切なことである。また、子どもたちが互いに認め合い、尊重し合いながら共に学んでいくことができるような環境を整えることは大変重要である。そのためには、子ども自身が、自らがかけがえのない存在であること、及び、他者もまたかけがえのない存在であることを認めるような、互いの人格を尊重し合う子どもを育成するよう、引き続き、重点的に人権教育を推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">＜重点推進目標９＞
すべての教育活動の基盤としての人権教育の推進を図る</td><td rowspan="2">57</td><td>【学べる機会】
「人権教育プログラム」等を活用した、学校のすべての教育活動を通じた人権教育の推進</td><td>全小中学校にて人権教育年間指導計画を作成</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・「人権教育プログラム」等を活用し、人権教育年間指導計画を作成して教科等での指導を進め、多様性が尊重され誰もが認め合う社会の実現について学習する機会とした。</td></tr>
</table>

	58	【学べる機会】 人権尊重教育推進校による研究の普及・啓発	人権尊重教育推進校１校以上の指定	教育センター
		・毎年、人権尊重教育推進校（東京都指定）の研究に対する指導・助言を行い、研究発表会の開催やリーフレットの作成をとおして、研究成果を荒川区全学校へ普及・啓発を行った。		
	59	【学べる機会】 若手教員育成研修や職層研修等における人権教育研修の充実	管理職及び研究主任等を対象とする研修会（年１回）において人権教育研修実施	教育センター
		・人権教育の推進を図るため、管理職及び研究主任を対象とする研修会では、荒川区における人権課題への理解を深化させ、教職員の人権感覚の向上及び、人権教育の充実の機会とした。 ・若手教員として人権教育に必要な資質・能力や身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能の習得できるよう研修計画を作成し、実施することができた。 ・多様な人権課題に対応するため、「ＬＧＢＴＱ」に対する理解を深める研修会を行った。		
	60	【学べる機会】 生命の安全教育の実施（新規）	全校全学年にて実施	教育センター

（２）道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める
＜重点＞

＜重点推進目標１０＞

「特別の教科　道徳」の実施及び充実を図る

道徳教育は、子どもたち一人ひとりが高い倫理観や志をもち、人としての生き方や社会の在り方について考え、社会生活のルールを学んでいく上で、学校教育の中でとても重要な部分を担っている。

荒川区では、教育委員会と荒川区教育研究会と連携しながら実践研究を推進している。引き続き、教科書等を活用し「考え、議論する道徳」の指導方法や道徳教育に係る評価等の実践研究や研修を行いながら子どもたちの道徳性を高めるべく、道徳教育を重点的に推進し、充実していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標１０＞	４	「特別の教科　道徳」の趣旨を十分に活かし、道徳の授業を要とした「考え、議論する道徳」の実践(再掲)	区道徳教育研修会年間２回実施	指導室

「特別の教科　道徳」の実施及び充実を図る	61	教科用図書を活用した道徳の授業研究及び実践	区道徳教育研修会年間２回実施	指導室
		・道徳教育研修会で「主題名と本時のねらい」の立て方などの実践的な内容を学識経験者からご指導いただき、各学校における教科用図書を活用した授業へと活用することができた。（区道徳教育研修会年間２回実施）		

＜推進目標９＞

地域との連携をとおして子どもたちの道徳性の涵養を図る

子どもたちが道徳性を身に付けるには、学校内における日々の生活に加えて、家庭や地域における日常の生活をとおして培っていくことが大切である。特に、子どもたちにとって開かれた社会である地域での生活は、イベントや行事等において地域の大人たちとの交流をとおして道徳性が培われている。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標９＞ 地域との連携をとおして子どもたちの道徳性の涵養を図る	62	「道徳授業地区公開講座」等をとおした家庭や地域に開かれた道徳教育の実施	全校実施 全学級公開授業 保護者参加数 小学校 5,000 名 中学校 300 名	指導室
		・各学校が年間１回、「道徳授業地区公開講座」で各家庭及び地域へと道徳授業を公開するだけでなく、講師を招聘し、学校と家庭、地域が道徳教育について共通理解を図った。 実施学級数　小学校　303 学級　中学校　107 学級　（令和５年度実績） 保護者の参加数　小学校　4,036 名　中学校　236 名 意見交換会参加数　小学校　952 名　中学校　121 名		

（３）いじめをゆるさない子どもを育てる＜重点＞

＜重点推進目標１１＞

学校全体でいじめをゆるさない校風を醸成する

いじめは、決してゆるされない行為であることを教師が教えるだけでなく、子どもたち一人ひとりが自ら考え、行動することをとおして、いじめをゆるさない心をもち、いじめをしない、させない、見逃さない、ゆるさない態度や実行する力を育成していくことはとても重要である。国が令和４年度に改訂した生徒指導提要を基に、すべての区立幼稚園・こども園及び小・中学校において、「思いやりの心」、「傍観者」、「ＳＮＳ」等、テーマを絞るなど工夫しながら、定期的に子ども自身にいじめについて考える機会を意図的に設けることで、各小・中学校及び幼稚園・こども園の実態に応じていじめをゆるさない校風を醸成していくことを、重点的に推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">＜重点推進目標１１＞
学校全体でいじめをゆるさない校風を醸成する</td><td>63</td><td>【学べる機会】
学校の全教育活動を通じて、すべての子どもがいじめについて考え、議論し、いじめをゆるさない心を育成するとともに、学校全体でいじめをゆるさない雰囲気の醸成</td><td>いじめに関する授業年３回以上実施

荒川区いじめ防止啓発リーフレットの活用
区立小・中学校「あらかわ人権標語」の作成・展示</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・全小中学校で「いじめ総合対策【第２次】」（学習プログラム）に基づきいじめに関する授業を年３回以上計画し、子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成に意図的・計画的に取り組んだ。
・荒川区いじめ防止啓発リーフレット「いじめのない学校をめざして」を作成し、全校に児童・生徒に配布し、保護者にデータ配信し周知した。
・いじめに関する授業を実施した後等に、児童・生徒が作成したいじめに関わる人権標語を人権週間に校内に展示する。また、各校代表作品を荒川区役所１階ロビーに展示している。</td></tr>
<tr><td>29</td><td>【学べる機会】
あらかわＳＮＳルールを基に、各校が学校ＳＮＳルールを作成する。（再掲）</td><td>あらかわＳＮＳルールを基に各校が作成したＳＮＳルールの活用を図る。</td><td>教育センター</td></tr>
</table>

＜重点推進目標１２＞

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を学校全体で推進する。

荒川区では、平成 27 年に「荒川区いじめ防止基本方針」を策定し、本基本方針に基づき、各学校においても「いじめ防止基本方針」を策定した上でいじめの未然防止や早期発見等に努めてきた。

国において、平成 25 年に策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」が平成 29 年に改訂されており、この改訂を受け、「荒川区いじめ防止基本方針」を改訂するとともに、その内容について区立全幼稚園・こども園、小・中学校に周知し、内容について改めて確認を徹底し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止について推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標１２＞ いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を学校全体で推進する	64	【学べる機会】 荒川区いじめ防止基本方針の改訂及び周知・徹底	荒川区いじめ防止基本方針の周知・徹底 いじめ問題対策連絡協議会	教育センター

			（年１回）の実施	
		・平成 30 年度 7 月に改訂した「荒川区いじめ防止基本方針」を、区立全幼稚園・こども園、小・中学校に周知し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止について推進した。 ・学校への周知及び荒川区ホームページにて公開した。また、いじめ問題対策連絡協議会において、資料配布し、説明を行った。		
	65	【学べる機会】 児童・生徒へのアンケート調査等を活用した早期発見・早期対応の徹底	いじめアンケート調査年３回以上実施	教育センター
		・全小中学校で、いじめを把握するためのアンケート調査を年３回以上実施するとともに、長期休業明けアンケート調査を年２回実施し、軽微ないじめに対しても見逃さずに適切に認知し、いじめの早期発見・早期対応に努めた。		
	66	【学べる機会】 校内いじめ防止対策委員会を軸としたいじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等の取組及び一定の解決後の見守りの徹底	学校いじめ対策推進委員会の全校実施	教育センター
		・全小中学校において、「学校いじめ対策推進委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見のための取組に関する年間計画の策定を行った。また、学校いじめ対策委員会の構成員の一人であるスクールカウンセラーを含む教職員間での情報共有をできるように教育相談体制の確立を図った。		
	67	【学べる機会】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校の教職員全体で組織的な未然防止等の対応の徹底	学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで組織的対応を実施	教育センター
		・荒川区いじめ防止啓発リーフレットを全学校(園)長に配布し、周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談内容をその都度記録させ、情報共有を図り、対応が必要な幼児・児童・生徒への支援を行った。 ・スクールソーシャルワーカーを中学校全校に配置するとともに、近隣の小学校に巡回し、福祉的な視点から児童・生徒への支援を行った。		
	68	【学べる機会】 「いじめ総合対策【第２次】※」等を活用したいじめに関する研修会等の実施	いじめに関する研修年３回以上実施	教育センター
		・全小中学校において「いじめ総合対策【第２次】」に基づき、年に３回以上のいじめに関する研修を計画し、いじめの早期発見・早期対応を確実に取り組めるようにした。		
	69	【学べる機会】 ＳＯＳの出し方教育の推進（新規）	ＳＯＳの出し方教育年１回以上実施	教育センター

※【「いじめ総合対策【第２次】」】平成 29 年２月　東京都教育委員会が発行した。上巻[学校の取組編]、下巻[実践プログラム編]の２分冊から成っている。上巻はいじめ防止等の推進を図るためのポイント等や資料が掲載されている。下巻は事例等に則った校内研修のプログラムが掲載されている。

＜重点推進目標１３＞

不登校の子どもたちへの支援の充実を図る

不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが大切である。

その上で不登校対策は、未然防止、早期発見、早期支援・対応があり、未然防止のために、子どもたちの安心安全の居場所づくりや魅力的な授業や学校行事の展開をすることを大切にする。早期発見には、日頃の丁寧な観察や教職員との信頼関係を構築しつながりを大切にする。また、オンライン等のＩＣＴ等を活用した学習の保証や学校とのつながりも推進し、誰一人取り残さない学びの保障を行う。すべてにおいて、学校と家庭との連携を密にして情報共有を行い意図的・計画的な支援体制を整えていく。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒の多様な学びの場の選択肢の一つであるフリースクール等の関係機関との連携を図り子どもたちの支援の充実を図る。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="8">＜重点推進目標１３＞
不登校の子どもたちの支援の充実を図る</td><td>70</td><td>【学べる機会】
登校サポートスタッフ等の配置による不登校支援の充実（新規）</td><td>全校配置</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td>71</td><td>【学べる機会】
適応指導教室「みらい」におけるバーチャルラーニングプラットホームの活用（新規）</td><td>適応指導教室「みらい」の活用人数の増加</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td>72</td><td>フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者への支援</td><td>不登校児童生徒のうちフリースクール等を利用する保護者への補助実施</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">73</td><td>【学べる機会】
区立小学校・中学校へのスクールソーシャルワーカー（福祉専門相談員・ＳＳＷ）の配置</td><td>担当校制による小・中学校への迅速な配置</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・令和４年度は５名であったが令和５年度より 10 名体制として、全中学校にＳＳＷを配置するとともに。中学校を拠点とし近隣の小学校には巡回対応を行い、福祉的な視点から支援を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">74</td><td>【学べる機会】
校内支援委員会を軸とした、不登校の未然防止等の対応の推進</td><td>不登校の兆候を把握し早期対応を実施</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・無断欠席３日や７日間連続欠席等、不登校の兆候が表れた児童・生徒を把握し、早期対応に努めた。また、ＳＳＷなどの専門家や関係機関と連携して児童・生徒や家庭への支援を行った。</td></tr>
</table>

＜重点推進目標１４＞

教育委員会及び関係諸機関との連携を図る

いじめを未然防止又は早期発見するためには、日常的に子どもの様子を観察し、ささいな変化をいち早く発見していくことがとても大切である。そのためには、子どものささいな変化であってもその兆候に気付く、見逃さない、躊躇せず声を掛ける等の大人側の行動が必要となってくる。

今後、さらに、教員だけでなく、子どもたちを取り巻く大人が組織的に連携を図っていけるよう、教育委員会が中心となって子ども家庭総合センター、警察等の関係諸機関に呼び掛けながら推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜重点推進目標１４＞
教育委員会及び関係諸機関との連携を図る</td><td rowspan="2">75</td><td>【学べる機会】
荒川区いじめ防止対策推進条例による「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会」の定期的な開催・充実</td><td>いじめ問題対策連絡協議会の年１回実施</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・いじめ問題対策連絡協議は年に 1 度開催、いじめ問題対策委員会は必要応じて開催し、いじめ防止対策推進について協議した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">76</td><td>【学べる機会】
いじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止のため、学校と子ども家庭総合センター、警察等の関係諸機関との連携体制の構築・推進</td><td>学校いじめ防止基本方針をもとに地域等に連携・協力体制を依頼年１回</td><td>教育センター
子ども家庭総合センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・地域人材や関係諸機関等の外部人材により構成される学校サポートチームや学校運営協議会等において、学校いじめ防止基本方針の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いた。
・警察とは年に３回、生活指導研修会において情報共有を実施した。</td></tr>
</table>

（４）すべての子どもが楽しく学べる学校をつくる

＜重点推進目標１５＞

子どもや保護者の悩み等に親身に対応できる相談体制の充実を図る

子どもや保護者が悩みを感じた時に、気軽に相談し、相談した相手が親身に相談に応じることが、悩みを大きく深刻なものにさせないことにつながる。子どもたちが園生活や学校生活を楽しく送るためにも組織的な相談体制を構築し、充実させていくことはとても大切である。そのため、組織的な校（園）内相談体制を構築し、重点的に推進していく。また、教育センターによるビデオ会議システムを使用したオンライン教育相談を活用した専門相談員（スクールカウンセラー等）に相談できる体制を構築していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標１５＞ 子どもや保護者の悩み等に親身に対応できる相談体制の充実を図る	77	【学べる機会】 区立全幼稚園・こども園、小学校・中学校へのスクールカウンセラー（心理専門相談員・ＳＣ）の配置	幼稚園・こども園月１回、小中学校週１回配置	教育センター
		・幼稚園・こども園には月に１回（１学期はプラス１回）、小中学校へは週に１回巡回し、子どもや保護者、教職員の相談や児童・生徒観察等を実施した。		
	73	【学べる機会】 区立小学校・中学校へのスクールソーシャルワーカー（福祉専門相談員・ＳＳＷ）の配置（再掲）	担当校制による小・中学校への迅速な配置	教育センター
	78	【学べる機会】 子どもの理解を深め、悩んでいる子どもたちに積極的に声を掛ける教員の資質・能力の育成	管理職研修、教育相談研修、若手教員育成研修、生活指導主任研修にて、児童・生徒理解や問題への対応力について研修を実施	教育センター
		・管理職研修会において、地域に開かれた教育課程の下、健全育成を図る取組や、特別に支援を要する児童・生徒への対応に向けた校内支援体制の充実を図る等、学ぶ機会も設けた。 ・教育相談に関する研修を実施し、幼児・児童・生徒に対する心のケアや悩みに関する理解や支援についてなど、指導臨床心理士や学識経験者研修等より指導・助言をいただく機会を設けた。 ・若手教員育成研修会や生活指導主任研修会、教育相談担当者研修会等でいじめや不登校など学校問題に関する研修を企画し、児童・生徒理解や問題への対応力など、教員の資質・能力の向上を図った。		
	74	【学べる機会】 校内支援委員会を軸とした、不登校の未然防止等の対応の推進（再掲）	不登校の兆候を把握し早期対応を実施	教育センター
	79	【学べる機会】 ビデオ会議システムを使用したオンライン教育相談の実施	オンライン教育相談の実施	教育センター
		・コロナ禍で対面での教育相談が困難な際に活用することを想定して環境整備をした。実際には電話相談で対応することが多かった。		

＜推進目標１０＞

教育委員会、学校、関係諸機関との連携を図る

いじめや不登校、ヤングケアラーなど多様な課題を抱えた子どもの状況に応じたきめ細かな支援が大切である。子どもたちの状況や必要としている支援を的確に見極め、適切な支援

と多様な学習の場を提供するために、教育委員会、学校、地域、子ども家庭総合センター等の関係機関が家庭と密接な連携を図り対応していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＜推進目標１０＞
教育委員会、学校、関係諸機関との連携を図る</td><td rowspan="2">80</td><td>スクールカウンセラー（心理専門相談員・ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（福祉専門相談員・ＳＳＷ）と学校の連携の推進</td><td>荒川区スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインの活用</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・ＳＣを幼稚園・こども園には月に１回、小中学校へは週に１回巡回した。
また、荒川区ＳＳＷ活用ガイドラインを作成し、各校へ配布・周知し、ＳＳＷと学校の連携推進を図った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">81</td><td>教育相談室、荒川区適応指導教室「みらい」との連携</td><td>適応指導教室運営委員会の年１回実施</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・適応指導教室室長、指導員、小・中学校長会担当校長、担当指導主事等で構成される適応指導教室運営委員会を設置し、適応指導教室の運営等を検討・協議した。
・ＳＣを幼稚園・こども園には月に１回、小中学校へは週に１回配置した。
・月に１回の設置校長会や相談部会へ出席し、特別支援教育係と協力し区の特別支援教育の組織体制を確立し質の向上を図った。また、共通理解を行うことで区全体の指導力向上にもつながった。幼稚園・こども園には月に１回、小中学校へは週に１回配置した。また、荒川区ＳＳＷ活用ガイドラインを作成し、各校へ配布・周知し、ＳＳＷと学校の連携推進を図った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">82</td><td>学校と子ども家庭総合センター等の関係機関との子どもへの支援に関する連携の推進</td><td>子ども家庭総合センターとの原則月２回の情報交換会の実施</td><td>教育センター
子ども家庭総合センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・不登校の児童・生徒については各学校から毎月報告及び安否確認を依頼している。子ども家庭総合センター（区児童相談所）とは、月に２回の情報交換会を実施している。
・家庭環境が学校生活に大きな影響を与えているケースについて、適宜個別ケース検討会議を実施し連携して対応してきた。不登校については、適応指導教室や学びサポート事業、子どもの居場所事業等の利用につながる等、関係機関の連携による支援を実施した。</td></tr>
</table>

（５）スポーツをとおして健康な身体をつくり、体力を高める

＜重点推進目標１６＞

体力向上を図る活動を充実する

子どもたちが、生涯にわたって健康的な生活を営む上で、体力を保持増進することはとても重要なことである。

また、そのためには、青少年期における運動習慣の確立が大切であり、運動の習慣化がその生涯に大きく影響する。そのためには、各学校（園）において、体力測定の結果を分析し、

得意な種目を伸ばしつつ、苦手な種目を克服できるよう工夫しながら体育・保健体育の授業等で取り組む。また、運動習慣の確立のため、学校（園）教育全体での取組を通じて、運動遊びやスポーツをしたり、積極的に体を動かす習慣を身に付けたりするような活動を創意工夫していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="10">＜重点進目標１６＞
体力向上を図る活動を充実する</td><td rowspan="2">83</td><td>体力測定の分析を行い、体力向上のための取組を推進</td><td>全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・体育主任研修会を年間２回実施し、学識経験者である講師より、体力調査の分析方法や、体育における指導方法について、具体的な指導をいただいた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">84</td><td>体育の授業改善を行い、運動時間の十分な確保</td><td>全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・体育主任研修会において、各校における体育科の指導方法や子どもたちの運動量確保のための取組について、体育主任が話し合う場を設定した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">85</td><td>小学校において体力向上週間を設定し、特色ある取組を実施
（なわとび・長縄・マラソン等）</td><td>小学校
全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・区内全小学校において、なわとび・長縄・マラソン等に取り組む週間を設け、児童の体力向上に努めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">86</td><td>各校の体力向上の取組事例を交流</td><td>体育主任研修で実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・体育主任研修会において、各校における体力向上のための取組について、体育主任が話し合う場を設定した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">87</td><td>小学校地区連合運動会及び中学校連合体育大会の実施</td><td>小学校地区連合運動会及び中学校連合体育大会の実施</td><td>学務課
指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・本事業をとおして、積極的に体を動かす習慣を身に付けるとともに他者と協力して何かをやり遂げる重要性を知る機会とした。（令和５年度実施）</td></tr>
</table>

＜重点推進目標１７＞

部活動の充実を図る

部活動は、同年齢及び異年齢との交流の中で子ども同士や指導者との人間関係の構築を図ったり、子ども自身が活動をとおして自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の大きなものである。さらに、子どもたちが授業で学んだことも踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会でもある。荒川区では、部活動の外部指導員を活用し、技術指導の向上や活動時間の確保等、その充実を図ってきた。

一方、教員の長時間勤務の要因となっていることも十分に踏まえ、スポーツ庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月）」及び東京都教育委員会による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動に関する総合的

なガイドライン（令和５年３月）」を踏まえ、部活動の地域移行を向けて、外部指導員や地域、社会教育団体との連携を広げながら、子どもたちの多様な経験の充実や健全育成促進のために部活動を充実させていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標１７＞ 部活動の充実を図る	88	「部活動の在り方に関するガイドライン」を作成及び全中学校への周知	部活動の在り方に関するガイドライン」の確実な実施	指導室
		・ガイドラインを策定し、生徒がバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、持続可能な部活動の在り方について各学校が検討した。（ガイドライン策定・全校周知）		
	89	【働き方改革】 部活動における外部指導員の充実	部活動外部指導員の全校活用	学務課
		・予算の執行率も高く、各校で活用している。 （令和３年度予算　15,000,000 円　　決算　14,655,000 円 令和４年度予算　15,000,000 円　　決算　14,706,000 円 令和５年度予算　15,000,000 円）		
	90	外部指導員の研修の実施	外部指導員の研修年１回実施	学務課 指導室
		・荒川区立中学校における部活動に関する方針（最終報告）を確認し、外部講師による講義をとおして部活動の健全・健康的な指導についての理解を深められるようにした。		
	91	【働き方改革】 部活動地域移行の推進（新規）	令和７年度の部活動地域移行実施に向けて、関係機関と連携強化	学務課 指導室 生涯学習課 スポーツ振興課

（６）基本的な生活習慣を形成する＜重点＞

＜推進目標１１＞

基本的な生活習慣を形成する取組を推進する

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が、近年は、大きく乱れている傾向がある。こうした、子どもの基本的生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つと指摘されている。

各学校（園）において基本的な生活習慣の指導が意図的、計画的に実施されるよう、重点的に推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標１１＞ 基本的な生活習慣を形成する取組を推進する	92	生活習慣の点検をとおした基本的な生活習慣の形成の指導推進	「荒川区　学力向上のための調査」年１回実施	教育センター
		・「荒川区　学力向上のための調査」において、基本的な生活の様子について調査を行い、生活習慣の改善に向けた指導を推進した。		
	93	「あらかわ寺子屋」や「学びサポート」事業等を活用し、子どもたちの放課後の過ごし方や学習習慣の形成の指導推進	全校実施	指導室 子育て支援課
		・本事業の実施により、放課後の過ごし方や主体的に学習する習慣を意図的に身に付けさせることができた。 ・「学びサポート」事業は生涯学習センターのみで実施。「学びサポート」事業自体については、順調に推進している。個々の子どもの状況に応じた学習指導を行い、学習習慣の定着を促した。		
	94	学校と家庭とで連携した基本的生活習慣の形成の啓発推進	「休業中の生活指導について」年３回通知発出	教育センター
		・長期休業前に「休業中の生活指導について」の通知を出し、各学校に基本的生活習慣の形成・持続ができるよう指導を促すことで啓発推進を図った。		

＜推進目標１２＞

あいさつをする習慣を身に付ける

子どもたちが生涯にわたって健康であることの価値を自覚し、心身ともに健康で安全な生活を送ることは、人生を幸福にするための基盤となるものである。社会が人間関係を基に成り立つ以上、あいさつは人が社会生活を営む上で基本的かつ最も重要な技能である。

朝の「おはようございます」から１日のあいさつを励行し、子どもたちが生き生きと活動する中で、あいさつをする習慣を身に付けることを推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標１２＞ あいさつをする習慣を身に付ける	95	登校時などのあいさつ運動の実施	※区学力調査あいさつについて 肯定的回答、小中ともに80％以上	教育センター
		・「荒川区　学力向上のための調査」の調査項目「近所の人にあったときは、あいさつをしていますか。」について肯定的な回答が小学校で約 70％以上、中学校で約 65％以上であることから、一定の定着が図られている。（令和４年度結果）		

	96	「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推奨	※区学力調査朝食について肯定的回答、小中ともに85%以上	教育センター
		・「荒川区　学力向上のための調査」の調査項目「朝食は毎日食べている」について肯定的な回答が小学校で約90%、中学校で約80%であることから、一定の定着が図られている。（令和４年度結果）		
	97	「あらかわの心」の啓発	推進運動区民委員会幹事会に参加	教育センター 児童青少年課
		・推進運動区民委員会幹事会に定期的に参加し、情報交換を行った。また、会での内容を課内で情報共有した。 ・各小学校での啓発活動やＰＲ寸劇の公演、カルタ会など本事業の啓発を計画とおり実施できた。		

＜推進目標１３＞

保健教育を中心とした健康教育を推進する

小・中学校における保健教育は、体育・保健体育科を中心に、養護教諭とも十分に連携を図りながら、各教科等においてそれぞれの目標や内容に即して指導を実施していくことが大切である。子どもの健康に関する資質や能力を育成するために、体育・保健体育科、特別活動、総合的な学習の時間などの特質に応じ、連携し合いながら指導を推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標１３＞ 保健教育を中心とした健康教育を推進する	98	養護教諭を中心とした定期健康診断の実施及び課題解決のための学級担任及び家庭との連携	養護教諭を中心とした定期健康診断の確実な実施	学務課 指導室
		・養護教諭を中心とした定期健康診断を実施し、子どもの健康や健康に関する資質・能力について家庭と共通理解を図った。 ・定期健康診断については、学校保健安全法に定められ例年実施している。		
	99	歯磨き指導の充実	虫歯罹患率の減少	学務課
		・学校歯科保健推進計画にて実施している。		
	100	全校による薬物乱用防止教室の実施	薬物乱用防止教室の全校年１回実施	教育センター
		・全小・中学校が年１回以上の薬物乱用防止教室を実施した。また、荒川西ライオンズクラブと連携し、年間３校の小学校において薬物乱用防止教室を開催した。		

	29	【ＩＣＴ】 あらかわＳＮＳルールを基に、各校が学校ＳＮＳルールを作成する。【再掲】	あらかわＳＮＳルールを基に各校が作成したＳＮＳルールの活用を図る。	教育センター

＜推進目標１４＞

家庭と連携した食育の推進を図る

子どもの豊かな人間性を育み、「生きる力」を身に付けさせるためには、知育、徳育及び体育の基礎となる食育が重要である。望ましい食生活への知識と実践力を育むことを目指し、学校栄養士、栄養教諭、食育担当教員とが十分に連携を図りながら、組織として、家庭と協力し、お弁当レシピコンテストの参加や家庭料理技能検定受検などの活動をとおして、子どもたちが食事を作り、食べる喜びを実感することができるよう、推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標１４＞ 家庭と連携した食育の推進を図る	101	学校栄養職員及び栄養教諭との連携	学校栄養士との連携	学務課 指導室
		・学校栄養士及び栄養教諭と連携して食育の指導を行うことにより、望ましい食生活への知識と実践力を育んだ。 （栄養教諭２名、都費栄養職員 15 名　区費栄養職員 18 名　令和４年度配置） ・学校給食運営に関し、各学校栄養士及び栄養教諭と連携を図りながら、各校特色のある献立を実施できた。		
	102	お弁当レシピコンテストの実施	お弁当レシピコンテスト応募者数 2,000 名	学務課
		・例年多数の応募があり、児童・生徒だけでなく、家族で課題に取り組んでいる様子が見られる。 （令和５年度応募者数　小：413 名 中：792 名　計 1,205 名）		
	103	家庭料理技能検定の推奨	料理技能検定受験者数 80 名以上	学務課
		・受験者数が目標数に安定して達していない。※令和３年度はお弁当レシピコンテスト未実施のため、受検者全員に受験料の半額を補助した。 （令和３年度受験者数 118 名、令和４年度受験者数 81 名、令和５年度受験者数 45 名）		

３　体験的な学習活動をとおして、よりよい未来社会を築く

体験的な学習活動をとおして子どもの創造性を育み、よりよい社会の担い手となるように育成する

本柱は、体験的な学習活動を主軸としている。

荒川区では、社会体験や自然体験等の体験的な学習活動を重要な取組として進めてきた。

子どもたちが、実際に地域社会や自然の中で働く大人、自然の動植物と触れ合うことで、夢や志をもち、自らの生き方を育んでいったり、自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てていったりすることにつながる。

特にキャリア教育については、「基礎的・汎用的能力※」の育成を図るため、体験時のみならず、体験前後の学習についてもさらなる充実を図り、子どもたちが自律して変化の激しい社会の中で主体的に問題を発見し、解決していく能力を培うよう取組を推進していく。また、令和３年に東京で開催された 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを生かし、「学ぶ」、「観る」、「する」、「支える」交流や体験、実践する活動も引き続き推進していく。

さらに、多様な人々と直接触れ合う機会を大切にし、子どもたちが多様な価値観を知り大切にし共に生きていく社会を築き上げる人材となるよう取組を推進していく。

（１）将来への目的意識を学ぶキャリア教育を推進する＜重点＞

＜重点推進目標１８＞

子どもたちが将来に夢をもてるよう、キャリア教育の推進を図る

キャリア教育・職業教育の推進に当たって、地域・社会、産業界等、学校種間・異校種間、家庭・保護者、関係行政機関との連携は必要不可欠である。

子どもが将来に夢をもち、自分が働く大人として、仕事や職業を認識するには、社会や仕事・職業について実感をもって理解する必要があり、そのためには、地域・社会に数多く存在し、社会人・職業人としての知識・経験が豊富な協力者に学校の教育活動に参加してもらうことが不可欠である。これを踏まえ、各学校は、社会的自立の基礎を培うため、「あらかわキャリア・パスポート」を活用し小学校からの系統的なキャリア教育の充実に努め、地域と一体となって子どもたちの勤労観・職業観を育むとともに、基礎的・汎用的能力を図ることを推進していく。

※【基礎的・汎用的能力】人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の４つの能力によって構成される。中央教育審議会における「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成 23 年１月）では、これらの能力は包括的な能力概念であり、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあるとしている。このため、特に順序があるものではなく、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものではなく、学校や地域の特色、子どもの発達の段階によって異なると考えられる。各学校においてはこの４つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成することが望まれるとした。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＜重点推進目標１８＞
子どもたちが将来に夢をもてるよう、キャリア教育の推進を図る</td><td rowspan="2">104</td><td>【体験活動】
勤労留学や社会体験教室をとおした体験学習の充実</td><td>勤労留学中学校全校実施</td><td>指導室
学務課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・地域・社会、産業界等、関係行政機関での社会体験活動を実施することにより、仕事や職業を認識し、実感をもった理解ができるようにした。
（令和４年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所の確保が困難であったため、中学校にて勤労留学 30％実施）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">105</td><td>【体験活動】
子どもたちが将来に夢と志をもち、自己の生涯について考えられる進路指導及び、上級学校進学に向けた指導の実施</td><td>「あらかわキャリア・パスポート」の継続活用</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・「あらかわキャリア・パスポート」を作成し、全児童・生徒へ配布した。小学校第１学年から継続的に記録させる指導により、自分自身の成長を振り返り、進路について考えられるようにした。（あらかわキャリア・パスポート全児童・生徒 100％配布）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">106</td><td>【体験活動】
体験活動をとおして基礎的・汎用的能力である「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」の育成</td><td>キャリア教育の全体計画の確実な実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各校において、日々の教育活動や社会体験活動等を実施することにより、４つの能力をバランスよく育成できるようにした。</td></tr>
</table>

＜重点推進目標１９＞

未来社会で生きていくために自ら考え、行動できる資質・能力の育成を図る

学習指導要領では、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成するといった、現代的な諸課題に対応するために求められる資質・能力を育成することが重要であると示されている。

教育委員会では、これまで、夢を育む教育や健康・安全・食に関すること、多様性の尊重、体力づくりなど、次代を担う子どもたちがたくましく生きていけるような資質・能力の育成を行ってきた。今後も引き続き、子どもたちが未来社会を生き抜くために豊かな創造性をもち、自ら考え行動できるような人材の育成を目指していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="2">＜重点推進目標１９＞
未来社会で生きていくために自ら考え、行動できる資質・能力の育成を図る</td><td rowspan="2">107</td><td>模擬投票や会議等の体験をとおした主権者教育の実施</td><td>模擬投票や出前授業等による主権者教育を中学校全校実施</td><td>指導室
選挙管理委員会</td></tr>
<tr><td colspan="3">・区立中学校において、模擬投票等の体験をとおして、選挙の仕組みを知り、主権者教育を充実させることができた。</td></tr>
</table>

		・コロナ禍であっても、生徒会選挙における投票箱などの資機材の貸出や選挙管理委員・事務局職員を学校に派遣し、本番さながらの選挙体験を実施した。今後も学校の教員に過度な負担をかけることなく、明るい選挙ポスターコンクールなどの啓発事業と並行して、学校・地域・行政が一体となって生徒会選挙を支える取組等を推進していく。		
	108	行政書士会や税務署等、地域人材を活用した法教育や租税教育等の実施	租税教室及び行政書士による法教育の学校への周知	指導室
		・小学校において、子どもたちの生活に即した決まりについて学び、法教育の充実を図ることができた。 （租税教室　小 22 校、中３校実施、行政書士による法教育　小８校実施 Ｒ５年度実績）		

（２）自然体験をとおして自然や地球を愛し、環境を大切にする心を育てる＜重点＞

＜重点推進目標２０＞

宿泊学習における体験活動の充実を図る

「清里高原少年自然の家（山梨県北杜市）」や「下田臨海学園（静岡県下田市）」などの施設を活用し、日常とは異なる宿泊学習の空間における自然体験活動や集団生活をとおして、子どもたちが自然を大切にする心や協調性、判断力、自己規制力などの社会的自立心を高められるようにする。なお、区の施設を利用する際は、感染症等の拡大防止に充分配慮する。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標２０＞ 宿泊学習における体験活動の充実を図る	109	【体験学習】 清里移動教室の充実（小５、中１）	全校実施	指導室
		・コロナ禍において、中止、宿泊日数を減じて実施するなどの対応があったが、児童・生徒の体験的な学習を確保するため、全小中学校の実態に応じた取組を計画し、安全面に配慮して実施した。（令和５年度　全校 100％実施）		
	110	【体験学習】 下田移動教室の充実（小６、中２）	全校実施	指導室
		・コロナ禍において、中止、宿泊日数を減じて実施するなどの対応があったが、児童・生徒の体験的な学習を確保するため、全小・中学校の実態に応じた取組を計画し、安全面に配慮して実施した。（令和５年度　全校 100％実施）		

＜推進目標１５＞

自然体験及び農業体験等の充実を図る

荒川区では日頃体験できないような、自然体験を経験することで、子どもたちが豊かな感性を育むとともに、様々な風土で人が生活を営んでいることを実感し、世界へ向けて視野を広げることに資するよう推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標１５＞ 自然体験及び農業体験等の充実を図る	111	【体験学習】 山形県鮭川村や北海道広尾町等との都市間交流を介した自然体験の充実	都市間交流の実施	学務課
		・連携している自治体の積極的な協力もあり、児童が貴重な体験をすることができ、学校の評価も高い。 （令和５年度参加者　59 名（尾久西小学校））		

＜推進目標１６＞

環境教育の推進を図る

平成 24 年６月に「環境教育等促進法」の基本方針が閣議決定され、環境教育をとおして、子どもたちが環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することが示された。

これを受け、子どもたちがすすんで身の周りの環境について考え、行動に結び付けていくことができる人材を育成するとともに、持続可能な社会の創り手を育成するため、各教科等及び教育活動全体において環境教育の視点を取り入れた活動を実施するよう推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標１６＞ 環境教育の推進を図る	112	【体験学習】 あらかわ環境・星空教室の充実 （小４）	小学校全校実施	指導室 清掃リサイクル推進課 ゆいの森課
		・清掃リサイクル推進課、ゆいの森課と連携し、実施形態・内容の改善を図り児童の実態に合った取組を行った。（令和５年度小学校にて全校実施） ・各年度において小４向けに環境学習冊子を配付した。 リサイクルセンター見学会は、感染症拡大防止のため令和２年度は中止したが、令和３年度・４年度とも全校が実施できた。 ・毎年度、全区立小学校の４年生を対象に実施している星空教室により、季節ごとの星座や宇宙について学ぶ機会を設けた。		
	113	【体験学習】 持続可能な社会の創り手の育成を目指し地球環境について考える機会の充実	区内各校１取組の実践	指導室
		・各学校で、各教科等及び教育活動全体において環境教育の視点を取り入れた活動を実施した。 校庭芝生化（小９校　・中１校）、ビオトープ（小 11 校・中１校） 緑のカーテン（小１校・中１校）、太陽光発電（小 10 校・中５校）		

（３）日本の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる

＜推進目標１７＞

伝統・文化理解教育の推進を図る

下町・荒川に育っている子どもたちに、身近な地域や近隣の下町の風情、さらには日本の伝統や文化を、体験をとおして深く学ぶ機会を積極的に設けることは大変重要である。地域の方々との交流を深め、地域の伝統や文化、歴史を実際に体験する学習活動をとおして、地域を大切にする心を育成する機会を設けるよう推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＜推進目標１７＞
伝統・文化理解教育の推進を図る</td><td rowspan="2">114</td><td>【体験学習】
街の先生教室等、専門家や地域の人材を活用した、昔遊び、和楽器、俳句作り等の伝統・文化体験の推進</td><td>街の先生
小学校 150 回実施
中学校 15 回実施</td><td>指導室
生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各学校において、地域の伝統や文化を実際に体験する学習活動をとおして、地域を大切にする心を育成した。
（町の先生教室　小学校：181 回実施　中学校：27 回実施　令和４年度）
・荒川区文化団体連盟の協力により、俳句教室、お琴教室や邦楽鑑賞や、地域で子どもたちのために活動する団体による紙芝居体験など様々な体験が推進できた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">115</td><td>【体験学習】
小学校における「あらかわの伝統技術展」の見学や学校職人教室の実施
荒川ふるさと文化館の見学実施</td><td>「あらかわの伝統技術展」の見学実施
学校職人教室の実施
荒川ふるさと文化館の見学実施</td><td>生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・令和４年度はコロナの影響で「あらかわの伝統技術展」の見学が実施できなかったが、令和５年度は、コロナ前同様に技術展の見学や学校職人教室が実施できている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">116</td><td>【体験学習】
芸術文化振興基金の活用</td><td>芸術文化振興基金の活用</td><td>文化交流推進課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・基金を活用し継続的に伝統・文化に係る物品整備を進めている。
活用分野…　伝統音楽、茶道、華道、昔遊びなど
活用額…　令和２年：2,235 千円、令和３年：3,466 千円
令和４年：2,634 千円</td></tr>
</table>

（４）世界の国々や人々の多様性について学び、国際理解教育を推進する

＜推進目標１８＞

世界の人々との交流活動の推進を図る

「荒川区学校教育ビジョン」では、中長期目標である「未来を拓きたくましく生きる子どもを育成する」ことを達成するために、３つの方向性を定めている。その第２は「多様性を尊重し、豊かな感性と創造力を育む」であり、この方向性に沿い、多様な人々と直接触れ合う機会を大切にし、子どもたちが多様な価値観を知り、大切にし、共に生きていく社会を築き上げる人材となるよう取組を推進していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜推進目標１８＞
世界の人々との交流活動の推進を図る</td><td rowspan="2">117</td><td>【体験学習】
留学生等の外国人との交流</td><td>留学生等の外国人との交流実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・訪日した中国からの児童・生徒を区内の学校において受け入れ、日本の文化を紹介するなどの交流を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">118</td><td>【体験学習】
海外協力隊経験者との交流</td><td>海外協力隊経験者との交流実施</td><td>学務課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・実施後のアンケート調査からも子どもたちにとって、有益であり持続して推進が必要である。</td></tr>
</table>

４　教師が育つ学校をつくる

教員の使命感や指導力を伸ばし、子どもたちの学校生活の充実と人格形成に寄与する

本柱は、教員の育成に関する柱である。

幼稚園・こども園、小・中学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、そこに働く教職員にとってもかけがえのない職場である。近年の教員の激務に起因する多忙感の解消については、社会問題にまでなっている。教育委員会としても教員の働き方改革を進めていくことが必要である。子どもたちに十分な教育活動を保障していくには、教育に直接に携わる教職員が仕事に対して高い使命感と職責の重大さを認識し、毎日を元気に過ごし、子どもたちにとって魅力ある存在となることが大切である。子どもたちの一日一日が二度とない大切な学校（園）生活であることを踏まえ、教員が不断の授業改善を行っていくことで、充実した学校（園）教育を推進していく。

（１）校長の裁量を活かし、特色ある学校経営を推進する＜重点＞

＜推進目標１９＞

学校の創意・工夫を活かした学校パワーアップ事業を推進する

本事業は、各学校（園）が、荒川区学校教育ビジョンに基づく学校（園）教育の実現に積極的に取り組むために、校（園）長の予算執行上の裁量権を大幅に拡大し、各校（園）長が自校の学校（園）教育目標を達成するために創意・工夫し、特色ある教育活動の活性化及び実現を図るものである。

区独自の本事業について重点的に推進し、各学校(園)や地域の実態に応じた教育活動を充実していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜推進目標１９＞
学校の創意・工夫を活かした学校パワーアップ事業を一層推進する</td><td rowspan="2">119</td><td>創意・工夫のある学校経営の充実</td><td>学校パワーアップ事業
全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・学校パワーアップ事業を活用し、学校（園）長が自校・園の実態に合った取組を推進することができた。</td></tr>
<tr><td>1</td><td>カリキュラム・マネジメントによる教育課程の充実（再掲）</td><td>各校の教育課程にカリキュラム・マネジメントの全校記載</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td>120</td><td>学力向上マニフェストに基づいた、子どもたちの学ぶ力の向上</td><td>学校パワーアップ事業</td><td>指導室</td></tr>
</table>

			「学力向上マニフェスト」執行率85%以上	
		・学校パワーアップ事業を活用し、学校（園）長が自校・園の実態に合った取組を推進することができた。令和４年度実績は下記のとおり 予算額 49,496（千円）　決算額 43,453（千円）　執行率 87.8（%）		
	121	創造力あふれる教育の推進の充実	学校パワーアップ事業「創造力あふれる教育の推進」執行率90%以上	指導室
		・学校パワーアップ事業を活用し、学校（園）長が自校・園の実態に合った取組を推進することができた。令和４年度実績は下記のとおり 予算額 35,772（千円）　決算額 33,360（千円）　執行率 93.3（%）		
	122	未来を拓く子どもの育成の充実	学校パワーアップ事業 未来を拓く子どもの育成 執行率85%以上	指導室
		・学校パワーアップ事業を活用し、学校（園）長が自校・園の実態に合った取組を推進することができた。 令和４年度実績は下記のとおり 予算額 21,163（千円）　決算額 17,593（千円）　執行率 83.1（%）		

＜推進目標２０＞

校長の人材育成能力の向上を図る

校（園）長に求められる能力や役割の中に人材育成能力がある。校（園）長は人事考課制度を有効に活用し、教員の能力開発を行うとともに、副校（園）長や管理職候補者等の人材発掘と人材育成ができることが求められている。個々の教職員が資質・能力をさらに高め、子どもたちのために「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」等を十分に発揮できるよう、校（園）長の人材育成能力の向上に向けて、研修等の充実を図っていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標２０＞ 校長の人材育成能力の向上を図る	123	「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等を参考にして、人材育成の視点をもつ管理職の育成	校長研修会の実施	教育センター
		・校長研修会及び副校長研修会を、年間２回ずつ開催し、人材育成の視点をもつ管理職の育成を図った。		

	124	学校（園）管理職候補者となる教員の育成及び選考受験推奨の促進	学校マネジメント講座年間２回実施	指導室
		・学校マネジメント講座等を活用し、選考受験の推奨を行った。 （学校マネジメント講座年間２回実施）		

（２）教師が相互に学び合う、活力のある学校をつくる

＜推進目標２１＞

不断の授業改善をとおして教員の指導力の向上を図る

荒川区教育研究会をはじめ、教育委員会による教育研究指定校の指定や校内研究会の活性化など、校（園）内において様々な経験や実績をもつ教員同士が相互に学び合うよう内容の充実に努め、魅力ある教員を育てていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標２１＞ 不断の授業改善をとおして教員の指導力の向上を図る	125	校内研究や研修会等の実施	校内研究会・研修会 各校年間３回以上実施	指導室
		・研究主任研修会等をとおして、研究の必要性やその進め方を確認するなど、校内研究の推進を図ることができた。		
	126	主任教諭を核とした校内ＯＪＴの一層の充実	主任教諭任用前研修及び任用時研修の年各１回実施	教育センター
		・主任教諭研修会を実施し、ミドルリーダーとなる主任教諭を核とした校内ＯＪＴの一層の充実を図った。		
	127	教育委員会研究指定校事業の実施	研究会への代表教員参加・研究紀要を全校へ配布	指導室
		・区の課題を研究主題に掲げる学校を指定することで、指定校との連携を強めるとともに、各校が直面している課題に対して、指導・助言を行い、内容の充実を図ることができた。 （令和４年度研究指定校：小学校５校、中学校２校）		

（３）研修を充実し、教師の向上心を高める＜重点＞

＜推進目標２２＞

高い専門性をもつ教員を育成し、子どもたちの学校生活の充実を図る

荒川区の子どもたちのために指導力を向上させたいという使命感をもって自ら学び、授業力及び指導力、チャレンジ精神を高める、自己研鑽を積む教員を育成していく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＜推進目標２２＞
高い専門性をもつ教員を育成し、子どもたちの学校生活の充実を図る</td><td rowspan="2">128</td><td>職層や年次、教育課題による研修の充実を図るため、研修体系見直しの実施</td><td>オンラインによる研修を３割程度実施</td><td>指導室
教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各職層、各年次研修を計画的に実施した。
・コロナ禍においてはオンライン研修会を活用し、研修の充実を図ったが、未だ十分な普及に至っていない。オンライン研修に適さない研修会もあるため、研修会の精選・見直し等を継続して行っていく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">129</td><td>小学校巡回授業相談の活用・充実</td><td>巡回授業相談員の実施率75%以上</td><td>教育センター</td></tr>
<tr><td colspan="3">・各校において、課題解決に応じた巡回授業相談員を依頼し、専門的な指導・助言を受けた。４時間を１セットとし、上限時数に達しない学校がある場合には、予算を再配当し、有効に活用した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">130</td><td>荒川区教育研究会や校内研究を活用した不断の授業改善による教員の指導力の向上</td><td>校内研究会・研修会
各校年間３回以上実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・自身の授業力及び指導力向上のために、荒川区教育研究会や校内研究をとおして、授業改善等に取り組むことができた。</td></tr>
</table>

＜推進目標２３＞

優れた授業力の継承を推進する

教員の異動や退職、また、採用によって、これまで培ってきた各学校（園）の教育資産や校（園）内研究で積み重ねてきた指導力の在り方について、適切に次代に伝えていくことが求められている。そのため、指導教諭や模範となるような教員の授業を積極的に参観する機会を設けるとともに、将来の子どもたちに必要な力について協議や検討する中で、互いの指導力向上に向けた研修会を実施していく。

荒川区教育研究会との連携や教育ネットワークの十分な活用等、実際の授業実践をとおして継承していくように取り組んでいく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標２３＞ 優れた授業力の継承を推進する	131	荒川区教育研究会による研究推進	荒川区教育研究会における教科部会年間２回以上開催	指導室
		・荒川区教育研究会において教員の専門性を生かし研究を深め、指導力の向上を図ることができた。		
	132	教育ネットワーク、クラウドサービス等を活用した優れた授業実践の周知及び共有化（新規）	荒川区教育研究会における授業実践を教育ネットワーク・クラウドサービスで周知	指導室
		・教育ネットワークを活用し、荒川区教育研究会の優れた授業実践を周知する等、教員の専門性の向上に資することができた。今後はクラウドサービスも効果的に活用していく。		

（４）教師が子どもと向き合う時間を確保する

＜重点推進目標２１＞

教員の事務作業の効率化を図る

近年、教員の膨大な事務作業量等に伴う校務の多忙化が深刻な問題となっている。

教員の校務の負担軽減を図っていくために、ＩＣＴ機器の活用などにより事務作業の効率化を図ったり、スクール・サポート・スタッフ等の会計年度任用職員の活用等を行ったりすることで、教員の事務作業量を減らし、本来の姿である、子どもと向き合うための時間を確保することに努めていく。また、ビデオ会議ソフトを活用しオンラインによる教員研修を実施することにより、学校外に出張せずとも研修を受講できるように研修の運営を見直す。学校司書やスクールカウンセラー等については、「チーム学校」の一員として教員と共に子どもを育てていくよう、連携体制の整備を推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標２１＞ 教員の事務作業の効率化を図る	133	【働き方改革】 校務負担軽減のための校務支援システムの活用	教職員１週間あたり平均在校時間　９時間	学務課
		・令和２年度より本格稼働。今後の活用へ向けたサポートを実施している。		
	134	【働き方改革】 デジタル連絡ツールを活用した学校だより等の配布 （新規）	デジタル連絡ツールを活用した学校及び区からの発信の促進	学務課 教育総務課

	135	【働き方改革】 学校司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動外部指導員等と教職員との連携体制の整備	研修会や連絡会を設定し、学校と共通理解を図る場を年３回以上設定	学務課 教育センター
		・都のスクールカウンセラー連絡会に区のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを参加させ、連携を強化した。また、教育相談研修会、特別支援教育コーディネーター研修会等にも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが出席し、連携を強化している。 ・各中学校で部活動指導員を活用した部活動の運営を支援している。		
	136	【働き方改革】 副校長事務補佐の配置促進	副校長の事務補佐配置８校	指導室
		・副校長の事務補佐を配置することにより、副校長の負担軽減につながるため今後も配置を促進していく。		
	137	【働き方改革】 夏季休業中における区立学校の閉庁日の設定	教育活動休止日を全校実施	教育総務課 指導室
		・夏季休業期間中に教育活動休止日を設定したことで、教員が連続して休暇を取得しやすくなるなど、教員の校務の負担軽減につながった。 ・閉庁日を設けたことにより、教員が出勤することがなくなり負担軽減となった。		
	138	【働き方改革】 スクール・サポート・スタッフの配置	小中学校 全校配置	指導室
		・令和２年度より、全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置している。配置後は、教員の代わりに授業準備の作業などをスクール・サポート・スタッフが行うことで、教員の負担軽減につながっている。		
	139	【働き方改革】 オンラインによる教員研修の実施	オンラインによる研修を３割程度実施	指導室
		・令和２年度以降は、オンラインによる研修の推進を図った。研修内容等を吟味し、実施方法も検討しながら、オンライン研修を推進している。		

５　学校・家庭・地域が強いスクラムを組んで子どもたちを育てる

家庭や地域の方々と連携し、子どもたちが様々な場で成長し、育っていくように協力し合う

本柱は、子どもたちを取り巻く環境の整備に関する柱である。

幼稚園・こども園、学校・家庭・地域における連携の重要性を踏まえ、家庭の教育力や社会に貢献する心を育成するため、ＰＴＡ組織や庁内の他の部署との連携も視野に入れて取組を進める。子どもたちを取り巻くすべての大人たちが協力し合って、子どもたちの社会性や公共心などの育成を推進していく。

特に、地域と連携していく中で、子どもたちの社会に貢献する心を育成していくため、ボランティア活動を推進するとともに中学校防災部によるジュニアリーダーの育成を推進していく。

（１）学校から家庭・地域に積極的に情報発信をする

＜推進目標２４＞

学校から家庭・地域へ情報を発信し連携を図る

学校（園）評価項目の統一を継続して行い、経年変化で分かりやすい学校（園）評価とするとともに、学校公開日に地域の方を招いたり、ホームページや学校（園）だよりを活用して情報発信を行ったりして、学校（園）の教育活動等の透明化を推進していく。併せてデジタル連絡ツールを活用し、保護者に伝える情報のデジタル化を推進する。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="5">＜推進目標２４＞
学校から家庭・地域へ情報を発信し、連携を図る</td><td rowspan="2">140</td><td>【働き方改革】
保護者説明会や学校だより、ホームページ、ＰＴＡ広報紙等による小学校及び中学校生活の概要の周知</td><td>学校便りやホームページ、ＰＴＡ広報紙に教育活動の様子を全校掲載</td><td>指導室
教育総務課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・保護者や地域に開かれた学校を目指し、各校の学校だよりやホームページに教育活動の様子を掲載し周知することができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">141</td><td>【働き方改革】
荒川区学校評議員制度の活用をとおして学校評価や学校・家庭・地域の連携の深化</td><td>学校評議員による学校評価全校実施</td><td>指導室</td></tr>
<tr><td colspan="3">・学校評議員制度を活用し学校の教育活動を点検評価してもらい、改善する必要のあることについては改善し、よりよい教育活動にすることができた。</td></tr>
<tr><td>134</td><td>【働き方改革】
デジタル連絡ツールを活用した学校だより等の配布（新規）（再掲）</td><td>デジタル連絡ツールを活用した学校及び区からの発信の促進</td><td>学務課
教育総務課</td></tr>
</table>

＜推進目標２５＞

ホームページ等の発信方法を工夫し、分かりやすいものにしていく

各学校（園）において、見やすいホームページの作成を心掛けるとともに、定期的に更新するなどして、保護者をはじめ、入学を考えている区民に対しても学校（園）の情報を適切に発信できるよう努めていく。新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業の際には、子どもたちの学びを止めることのないよう、速やかに学習課題や１日の時間割等をホームページに掲載していく。

また、写真等の掲載については保護者の理解を得るように努め、年度当初等に趣旨を説明することや同意を得ることを確実に実施する。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標２５＞ ホームページ等の発信方法を工夫し、分かりやすいものにしていく	142	学校評価や学力向上マニフェストなどのスムーズな発信	学校評価、学力向上マニフェスト全校ホームページ掲載	指導室
		・各校のホームページにて学校評価や学力向上マニフェストを掲載し周知することができた。（全校 100％掲載実施）		
	143	学校の創意工夫による見やすいホームページの整備	ホームページの週１回更新全校実施	学務課 指導室
		・各校が工夫を凝らし、教育活動や行事の様子をホームページにアップすることができた。（ホームページの更新全校 100％実施） ・学校ホームページの見やすさ、情報量について、今後も整備を進める。		
	144	地域における学校掲示板の活用	地域の掲示板の積極的な活用	指導室
		・地域に学校の教育活動の様子を理解してもらうため、学校掲示板を活用した。		

（２）家庭の教育力を高める＜重点＞

＜推進目標２６＞

ＰＴＡ組織との連携を図り、学校と家庭でともに子どもたちを教育していく雰囲気を醸成していく

各学校及び連合のＰＴＡ組織と、学校・教育委員会が引き続き、連携を図り、共に子どもたちの健全育成を図るとともに、子どもたちの生活習慣やオンライン学習用教材等を活用した家庭学習による学習習慣の形成に向けて協力して、取組を進めていく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="3">＜推進目標２６＞
ＰＴＡ組織との連携を図り、学校と家庭でともに子どもたちを教育していく雰囲気を醸成していく</td><td>140</td><td>【働き方改革】
保護者説明会や学校だより、ホームページ、ＰＴＡ広報紙等による小学校及び中学校生活の概要の周知（再掲）</td><td>学校だよりやホームページ、ＰＴＡ広報紙に教育活動の様子を全校掲載</td><td>指導室
教育総務課</td></tr>
<tr><td>145</td><td>【働き方改革】
家庭学習に加えて生活習慣の定着を図るための学習会や家庭教育を支援する講座の実施</td><td>小中ＰＴＡ連合会支援事業の実施

家庭教育学級講座 11 回以上実施</td><td>教育総務課
生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭の役割や、すべての教育の出発点である家庭教育について学ぶ小・中ＰＴＡ連合会主催の講演会等について支援を実施した。
令和３年度：２回（255 人）、令和４年度：２回（256 人）
令和５年度：１回（80 人）
・家庭教育学級小・中学生コースを開催、親子のコミュニケーションや思春期、性教育ほか小・中学生の健全な成長につながる家庭教育支援の講座を実施した。</td></tr>
</table>

＜推進目標２７＞

子育ての悩み解消への手立てを図る

保護者が子育ての悩みを解消するための方法を共に模索し、子どもとともに「親育ち」していくことができるよう、区で実施している家庭教育講座等と学校やＰＴＡ組織が連携を図り、区全体で取組を推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標２７＞	146	【学べる機会】 区の子育て支援講座等との連携	ＮＰプログラムの実施	児童青少年課

子育ての悩み解消への手だてを図る		・ひろば館では、育児不安や負担感を抱える保護者を対象に、前向きな子育てができるよう「ＮＰプログラム」を実施した。あわせて、母親同士が気軽に話し合える場を設定した。

（３）地域と連携し、社会に貢献する心を培う＜重点＞

＜重点推進目標２２＞

地域の担い手となる防災ジュニアリーダーを育成するため、全区立中学校防災部の充実を図る

平成 27 年度に「助けられる人から助ける人へ」を主題として、全区立中学校に防災ジュニアリーダーの育成を目指し、防災部を創設した。防災部は学校ごとの特色に応じた活動を展開し、地域の方々との交流をとおして部員の一人ひとりが地域防災の担い手として、また、地域コミュニティの一員として、着実にその役割と連帯感が浸透している。

地域防災の強化、そして持続可能な社会の創り手の育成を推進するため、防災部の活動が充実するよう重点的に取り組んでいく。併せて、小学校における防災教育についても拡充を図っていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標２２＞ 地域の担い手となる防災ジュニアリーダーを育成するため、全区立中学校防災部の充実を図る	147	夏季休業中における中学校防災部代表生徒による、被災地等訪問及び「防災の日」を活用した報告会の実施	被災地等訪問及び報告会の実施	学務課
		・例年被災地訪問では、事前・事後学習の時間を多くとり、実りのあるものとなっており、報告会においては、見学に訪れる保護者もいる等高い評価を得ている。		
	148	地域及び区と連携した自主防災活動、防災訓練の実施	地域の防災活動の実施	防災課 学務課
		・地域の防災活動に積極的に参加した。		
	149	持続可能な社会の作り手の育成を推進するため、中学校防災部生徒による区の防災イベントへの主体的な参加	区の防災イベントへの主体的な参加	学務課 防災課
		・あら BOSAI において、防災普及啓発ショートムービーの製作及び施設展示会場での防災普及啓発活動を行うことにより、防災ジュニアリーダーとしての自覚が醸成された。		

（４）学校・家庭・地域が連携し、公共心や規範意識を培う

＜推進目標２８＞

地域の団体との連携を推進する

各青少年育成地区委員会や町会、青少年委員、民生・児童委員等の地域との連携を推進していくとともに、学童クラブやにこにこすくーる、ひろば館、ふれあい館等、区の子育て支

援事業との連携を強化していくことで、子どもたちが、学校・家庭に加えて地域の中で様々な大人と関わりながら育っていくように努めていく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="6">＜推進目標２８＞
地域の団体との連携を推進する</td><td rowspan="2">150</td><td>学童クラブ、にこにこすくーる、ひろば館、ふれあい館との連携</td><td>「勤労留学」の受入れや「小中学生の乳幼児との交流事業」等の実施</td><td>区民施設課
児童青少年課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・ふれあい館等において小・中学生の職場体験受け入れや、異世代交流として小中学生のボランティア事業を実施している。
・ひろば館等における「勤労留学」の受入れや「小・中学生の乳幼児との交流事業」等の実施にした。小・中学生と乳幼児との触れ合いや交流を通じて、子育てに希望のもてる大人へと成長できるよう支援をした。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">151</td><td>学校・ＰＴＡ・地域の共催事業の実施</td><td>小中ＰＴＡ連合会共催・支援事業の実施

合宿通学８校以上実施</td><td>教育総務課
生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・子どもたちの健やかな育ちの基盤となる家庭の役割や、すべての教育の出発点である家庭教育について学ぶ小中ＰＴＡ連合会主催の講演会等について支援を実施した。
令和３年度：２回（255 人）、令和４年度：２回（256 人）
令和５年度：１回（80 人）
・学校、ＰＴＡ、町会などの連携による合宿通学はコロナ禍以降の実施方法を模索する必要がある。
令和３年度：０校、令和４年度：０校、令和５年度：０校
・各校ＰＴＡなどと連携したＰＴＡ連携家庭教育学級を毎年実施した。
令和３年度：２回（68 人）、令和４年度：４回（278 人）
令和５年度：３回（98 人（令和５年 12 月末現在））
・小中ＰＴＡ連合会との共催事業や活動支援を行った。また、使い終わったランドセルの回収活動など、地域活動団体とＰＴＡ・学校の協力の促進や支援を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">152</td><td>ＰＴＡや青少年委員等との連携</td><td>校庭利用事業の実施

青少年委員による事業実施</td><td>教育総務課
生涯学習課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・ＰＴＡを中心とした実施委員会が実施する校庭利用事業において青少年委員による出張事業「みんな DE 遊ぼう」を実施し、遊びを通じた地域連携支援を実施した。
令和３年度：１回、令和４年度：５回　令和５年度：１回</td></tr>
</table>

＜推進目標２９＞

社会に貢献する心を育成するため、ボランティア活動を推奨する

近年、子どもたちの公共心や規範意識の欠如が社会の課題として言われるようになっている。これらは道徳教育において培うものであると同時に、学校の外でのボランティア体験等をとおして培われる部分がとても大きい。

引き続き、学校及び家庭並びに地域との連携を大切にしていくとともに、青少年育成地区委員会をはじめ、地域の団体における行事などにおいて子どもたちのボランティア活動を推奨し、持続可能な社会の創り手の育成を推進するため、地域の中で子どもたちの公共心や規範意識を醸成していくよう努めて取り組んでいく。

<table>
<tr><th>目標</th><th colspan="2">上段：取組の具体内容（方向性）
下段：第２期推進状況</th><th>達成目標</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="4">＜推進目標２９＞
社会に貢献する心を育成するため、ボランティア活動を推奨する</td><td rowspan="2">153</td><td>持続可能な社会の創り手として、地域行事への積極的な参加</td><td>地域行事への積極的な参加</td><td>指導室
区民課
児童青少年課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・コロナ禍において、なかなか地域行事に参加することができなかった。
・地区委員会主催の子どもまつり等で、小学校高学年や中学生を対象に出店ブースや司会進行の補助など事業のお手伝いをしてもらっているほか、子ども向けのチラシやポスターを作成し、学校やふれあい館で周知している。
・各地区の地域行事に参加した。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">154</td><td>地域の高齢者や障がい者等との交流などの推奨</td><td>高齢者や障がい者等が参加する地域行事への積極的な参加、福祉施設における勤労留学実施</td><td>指導室
高齢者福祉課
障害福祉課
福祉推進課</td></tr>
<tr><td colspan="3">・老人福祉センターでは、近隣の小中学生が高齢者と一緒に「e スポーツ（ゲーム）」を本気で楽しんでいる。世代を超えたコミュニケーションの活性化は生きがいや健康増進を図れる。
・区立障がい者施設で、施設公開やボランティアの受入を行い、周辺住民の方と交流を推進しているほか、区内小学校で心のバリアフリー教室を実施し、障がいへの理解促進に努めている。手話の普及を目的とした親子向けイベントや手話講座等を実施し、障がいの有無に関わらず幅広い年代の区民が参加している。</td></tr>
</table>

（５）幼・保・小・中のつながりを意識した連携を進める

＜重点推進目標２３＞

小１プロブレムや中１ギャップの解消を図る

「小１プロブレム」や「中１ギャップ」の解消を図るために、小学校や中学校に進学した子どもたちがスムーズに学校に馴染めるよう、幼稚園・こども園や保育園及び小学校、中学校のつながりを意識した連携をさらに充実させていく。特に、幼稚園やこども園、保育園と小学校と円滑に接続ができるよう研究を進めていく。小学校第１学年の段階でスタートカリキュラムにしっかりと取り組むとともに、幼稚園やこども園・保育園と小学校との子ども同士の連携や教員同士の連携を充実させていく。

併せて、「預かり教育」などの幼稚園教育を充実するための施策を展開していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標２３＞ 小１プロブレムや中１ギャップの解消を図る	155	保育園・幼稚園と小学校との交流の推進及び「就学前教育プログラム」を活用した接続期カリキュラムの実施	幼稚園と小学校の円滑な接続について研究授業等を年２回実施	指導室 保育課 子育て支援課
		・都の委託を受け研究・開発委員会を立ち上げ、幼稚園と小学校の円滑な接続について研究を深めた。（研究・開発委員会５回実施（令和５年度））		
	156	「幼保小中交流の日」等を活かした幼・保・小・中学校の連携事業の充実（新規）	幼保小中交流会による幼保小中授業交流年２回以上実施	指導室
		・幼稚園・保育園と小学校が交流することで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、小学校と中学校の教員が連携し、授業交流をする等、中１ギャップを解消する取組を充実させた。		
	157	小学生を対象とした中学校での授業や部活動体験の実施	部活動・授業体験の実施	指導室
		・コロナ禍では、部活動体験を行うことができなかったが、令和５年度には６校で実施した。		

６　良好な教育環境と体制を整える

子どもの健やかな成長のため、学校の教育環境を整えるための支援を推進する

本柱は、子どもたちの教育環境を整えることに関する柱である。

学校（園）教育の充実を図るには、学校（園）施設の充実や関係諸機関との連携が重要である。

学校が子どもたちにとって過ごしやすい場となるよう、タブレットＰＣ１人１台体制によるＩＣＴ環境や学校図書館環境など教育施設の整備を充実し、学校の教育環境を整えるなど、環境面においても力を入れて推進していく。さらに、子どもたちが安全に登下校できるような見守りの環境整備についても推進していく。また新型コロナウイルス感染症の感染症法の分類が令和５年５月から「５類」に引き下がったことを受け、子どもたちの健康を守ることができるよう感染症等の対策を徹底する。また臨時休業の措置をとった際は、子どもたちの学びを止めないよう全力で支援する。

（１）すべての子どもが安心できる環境を整備する＜重点＞

＜重点推進目標２４＞

子ども家庭総合センター等の関係諸機関との連携を図る

複雑多岐にわたる子どもたちを取り巻く環境から、子どもたちを守り、すべての子どもが安心して学べる環境を整えていくため、学校（園）・家庭・地域の連携に加えて、学校（園）を支援する関係諸機関との連携や、各種専門機関の活用を推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標２４＞ 子ども家庭総合センター等の関係諸機関との連携を図る	158	【学べる機会】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用	子ども家庭総合センターと情報交換会原則月２回実施	教育センター
		・子ども家庭総合センター（区児童相談所）とは、月に２回の情報交換会を実施した。		
	159	【学べる機会】 要保護児童や家庭の支援体制の確立	子ども家庭総合センターと情報交換会原則月２回実施 要保護児童対策地域協議会の実施	学務課 教育センター 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭総合センター

		・学校からの報告を受け、関係機関と情報共有を行い、要保護児童や家庭がつながりをもち、支援体制がとれるよう連携した。子ども家庭総合センター（区児童相談所）とは、月に２回の情報交換会を実施した。 ・要保護児童対策地域協議会に出席し、関係機関との情報共有及び連携を図った。 ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース会議）に出席し、連携を図った。		
	160	【学べる機会】 幼稚園・こども園、学校、教育委員会、子ども家庭総合センター、警察、保健所、福祉施設等との連携の推進	教育委員会訪問各校６回以上 子ども家庭総合センターと情報交換会原則月２回実施	学務課 教育センター 健康推進課 子育て支援課 子ども家庭総合センター
		・子ども家庭総合センター（区児童相談所）とは、月に２回の情報交換会を実施した。定期的にお互いに情報を共有し、それぞれの課題や運営について協力し合える体制を作り、組織として対応できるよう連携を推進した。 ・定例的な連絡会のみ行うのではなく、具体的な事象等に応じて、その都度必要な部署と連携して対応した。 ・ＤＶ被害者やひとり親家庭を支援するにあたり、各関係機関と連携を図った。		

（２）安全教育を推進するとともに、子どもの安全を確保する

＜推進目標３０＞

すべての子どもたちに危険に対する予測と回避行動ができるよう安全指導の充実を図る

すべての子どもたちが学校（園）や地域等の生活の場で安全に過ごせるよう、安全教育を引き続き実施していく。特に、子どもたちが社会で自立して生きていくためには、危険に対して予測していく力とそれを回避する行動ができるようになることが大切である。

各学校（園）においては、子どもが交通事故や犯罪の被害者とならないよう、定期的な安全指導を実施していくよう推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標３０＞ すべての子どもたちに危険に対する予測と回避行動ができるよう安全指導の充実を図る	161	月に一度の様々な状況を想定した避難訓練の実施	年間 11 回以上実施	教育センター
		・避難訓練年間計画を作成し、想定される災害や非常事態に際し、その状況に応じて迅速に避難できるよう年間 11 回以上避難訓練を実施した。		
	162	児童の目線を生かした安全面からの地域理解	安全面を意識した地域巡り（全校）	教育センター
		・総合的な学習の時間等において、地域の危険と思われる場所を発見して、被害にあわない能力を子どもが身に付けられるように、安全・安心マップを作成し、防犯教育を行った。		

	163	セーフティ教室や薬物乱用防止教室、自転車安全教室の実施	セーフティ教室年１回全校実施	教育センター
		・全小・中学校が、ＳＮＳの使用、薬物乱用防止、犯罪被害防止等のセーフティ教室を必ず年間をとおして１回以上実施した。		
	164	「安全教育プログラム」を活用した定期的な安全指導の実施	安全指導月１回全校実施	教育センター
		・全幼稚園・こども園、小・中学校が「安全指導年間計画」を作成し、月１回の安全指導を系統的に計画し、実施した。		

＜推進目標３１＞

子どもが安心して過ごせる安全な学校づくりを推進する

学校（園）が安全であることは、一人ひとりの子どもが笑顔で充実した学校（園）生活を送るために必要不可欠である。これまで同様、子ども自身及び保護者が、安心して学校（園）に登校（園）できるようすべての学校の人的及び物的施設・設備を整え、安全な学校（園）づくりを推進していく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標３１＞ 子どもが安心して過ごせる安全な学校づくりを推進する	165	校（園）舎、校（園）庭、遊具、敷地内、通学路等の定期的な安全点検の確実な実施	安全点検学期１回以上全校実施	教育施設課 教育センター
		・安全で安心できる学習及び生活環境を維持管理するため各種定期点検等を実施し、必要に応じて改修を実施している。 ・学校保健安全法施行規則第 28 条に基づき、毎学期 11 回以上計画的に実施するとともに、必要がある場合には、各幼稚園・こども園、小・中学校に通知を出し、臨時の点検を行った。		
	166	全教員を対象とした上級救命講習の実施	全教員受講	学務課
		・令和３年度受講者　272 名、令和４年度　166 名、令和５年度　244 名		
	167	児童通学案内指導員、学校安全パトロール、児童安全推進員等の人材活用	児童通学案内 74 か所以上 学校安全パトロール 109 か所以上 児童安全推進員　30 か所以上	教育総務課
		・児童通学案内指導員等の配置により、配置時の交通事故や校内の犯罪発生件数は０件を達成しており、児童の安全確保の推進に寄与した。		
	168	「わがまちあんしん 110 番」の推進	「わがまちあんしん 110 番」推進	児童青少年課

		・子どもたちが安心して過ごせる環境を維持するために本事業の持続は必須である。		
	169	通学路における防犯カメラの設置・活用	通学路の防犯カメラ 190 台の活用	教育総務課
		・小学校全校の通学路に設置した防犯カメラ 190 台を運用することで、犯罪抑止効果を高め、通学路における児童の更なる安全確保を図った。		

（３）企業や大学と連携して多様な人材活用を図る

＜推進目標３２＞

専門家との連携による最先端の教育を受ける機会を拡大する

学習指導要領では「社会に開かれた」教育課程を重視し、子どもたちに求められる資質・能力は何かを社会と共有し、連携することが大切だと示されている。この考え方に沿い、これまでも実施してきた、ＩＣＴ機器の活用や小学校プログラミング教育等について大学や企業等との連携を推進し、子どもたちの社会に求められる資質・能力を高めていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標３２＞ 専門家との連携による最先端の教育を受ける機会を拡大する	170	【ＩＣＴ】 大学や企業等からの人材を招聘し、小学校におけるプログラミング教育の充実	小学校 10 校実施	指導室
		・大学と連携し、プログラミング教育について出前授業を実施した。今後も継続して連携を行う。 （令和３年度：小学校４校、令和４年度：小学校５校　令和５年度：小学校５校にて実施）		
	171	【ＩＣＴ】 ＩＣＴ機器の活用について、大学や企業と連携した、特別支援教育、情報教育の推進	年間 10 回	指導室 教育センター
		・企業と連携し、大学との連携による出前授業及び教員研修 （令和３年度：15 回、令和４年度：22 回、令和５年度：29 回） ・１人１台端末やデジタル教科書、デジタル教材等を活用し、提示内容を視覚的に獲得しやすくした。また、個に応じた様々な手だてを検討し、指導ができるよう研修会や通知等にて周知した。		
	108	行政書士会や税務署等、地域人材を活用した法教育や租税教育等の実施（再掲）	租税教室及び行政書士による法教育の学校への周知	指導室

（４）学校施設の大規模改修等を計画的に進める＜重点＞

＜重点推進目標２５＞

学校施設の充実を図る

学校（園）施設の安全及び機能の確保・充実を図るため、これまで修繕や設備の更新、大規模改修、トイレの洋式化、体育館の空調設備の設置等を計画し、実施してきた。一方、小・中学校の多くは昭和30年代、40年代に建設されたため老朽化が進んでおり、荒川区教育施設長寿命化計画に基づいた大規模改修等を計画的に進めていくとともに、耐用年数の到来を見据えた建替え（改築）等について、学校施設の具体的な建替計画の策定を行う。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜重点推進目標２５＞ 学校施設の充実を図る	172	【教育環境】 荒川区教育施設長寿命化計画に基づいた大規模改修の推進	円滑な大規模改修の実施	教育施設課
		・荒川区教育施設長寿命化計画に示された方針に基づき、施設の長寿命化を図るため、予防保全による計画的な大規模改修及び修繕を実施した。		
	173	学校施設の建替計画策定（新規）	計画的な建替えの推進	教育施設課

（５）良好な教育環境を整備する

＜推進目標３３＞

子どもが学びやすい学習環境の充実を図る

学校図書館における蔵書や、タブレットＰＣの１人１台体制の整備をするとともに、情報教育アドバイザー等の専門家の配置を促進していくことで、子どもたちが、学習についての興味・関心や学ぶ力を高めていくことができるよう、良好な教育環境の拡充に努めていく。

目標	上段：取組の具体内容（方向性） 下段：第２期推進状況		達成目標	所管課
＜推進目標３３＞ 子どもが学びやすい学習環境の充実を図る	174	【読書活動】 学校図書館蔵書（０～８類）の充実、年鑑や百科事典等の買い替え等の更新	学校図書館蔵書の充実	教育センター
		・小・中ともに学級数の増加に関わらず、蔵書率は100％を超えている。分類の配分についても、児童・生徒のニーズと学習への対応を考慮し、適切に進め充実を図っている。		
	22	【ＩＣＴ】【体験学習】 タブレットＰＣ１人１台体制の効果的な活用(再掲)	１人１台整備	学務課
	23	【ＩＣＴ】【体験学習】 Wi-Fi ルーターの貸出(再掲)	貸出整備	学務課

	175	ＮＥＡ、学校情報教育アドバイザー等の配置促進	ＮＥＡ派遣日数 １学級あたり週１回配置 情報教育アドバイザー 全校配置	指導室 学務課
		・ＮＥＡを全校に配置し、英語科の授業等で子どもたちが英語でコミュニケーションを図る機会を設けている。 ・区の重要施策であるＩＣＴ教育を充実させるため、学校に必要な人材を全校に配置している。		

荒川区学校教育ビジョン
学びの推進プラン　第３期（令和６年度～令和８年度）

登録（０５）００９１号
令和６年３月２９日発行

編集発行　荒川区教育委員会事務局指導室

東京都荒川区荒川二丁目２番３号
電話０３（３８０２）３１１１内線３３８５

「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」

荒川区は、これまでの読書活動に関する取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくことを目的に制定しました。
（条例の内容は右記二次元コードからご覧になれます）

荒川区俳句のまち宣言

荒川区は、俳句の魅力を次代につなぐ架け橋として、子どもから大人まで俳句文化のすそ野をひろげ、豊かな俳句の心を未来に伝えることを誓い「俳句のまちあらかわ」を宣言しています。（条例については二次元コードからご覧になれます）

荒川区